

平成27年 第2回定例会

# 美深町議会議録

平成27年6月11日 開会

平成27年6月19日 閉会

美深町議会

平成 27 年第 2 回定例会  
美深町議会会議録

第 1 号 (平成 27 年 6 月 11 日)

---

◎議事日程 (第 1 号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 町政執行方針
- 第 6 報告第 3 号の提案説明
- 第 7 議案第 32 号の提案説明
- 第 8 議案第 33 号の提案説明
- 第 9 議案第 34 号乃至議案第 35 号の提案説明
- 第 10 議案第 36 号の提案説明
- 第 11 議案第 37 号乃至議案第 41 号の提案説明
- 第 12 発議第 2 号の提案説明
- 第 13 退職議員に対する表彰について
- 第 14 休会日の決定

◎出席議員 (11 名)

1 番 小口英治君	2 番 長岐和彦君
3 番 和田健君	4 番 中野勇治君
5 番 荒川賢一君	6 番 藤原芳幸君
7 番 岩崎泰好君	8 番 諸岡勇君
9 番 齊藤和信君	10 番 南和博君
11 番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	羽野保則君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	草野孝治君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	吉田克彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	小林一仙君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	中江勝規君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	玉置一広君	教育グループ主幹	桜木健一君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	草野孝治君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

事務局長	長谷川 浩君
------	--------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩君	事務局係長	神野勝彦君
------	--------	-------	-------

開会 午前 10 時 00 分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は 11 人全員です。定足数に達しておりますので只今から平成 27 年第 2 回美深町議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、議長において 5 番荒川君、6 番藤原君の両君の指名致します。

---

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 日程第 2 会期の決定の件を議題と致します。お諮りを致します。

今期定例会の会期は本日から 19 日までの 9 日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、今定例会の会期は本日から 19 日までの 9 日間と決定をいたしました。

---

◎ 日程第 3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第 3 諸般の報告を事務局長から行わせます。

長谷川事務局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告を致します。

まず閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました請願陳情等について申し上げます。

請願では、美深町議会基本条例の制定を求める請願の 1 件であり請願文書表により所管の議会運営委員会に付託しております。

次に、陳情では、一つ、憲法を守り、日本を海外で戦争する国に対する戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情。一つ、安全安心の医療、介護の実現、医療介護従事者の

大幅増員と処遇改善を求める採択を求める陳情。一つ、介護報酬の再改定を求める意見書採択についての陳情の3件で、これらは資料としてその趣写しを配布しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。

町長から地方自治法第243条の3、第2項の規定により、株式会社美深振興公社及び株式会社美深アウルにかかる経営状況を説明する書類、二つ、専決第5号、美深町職員の再任用に関する条例の一部改正についての専決書類。三つ、専決第6号、美深町手数料徴収条例の一部改正についての専決書類。代表監査委員から5月実施の例月出納検査報告書、これら4件はいずれもお手元に写しを配布しておりますのでご覧頂きます。

次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。

提出議案は町側提出のもの、条例の一部改正2件、財産の無償貸し付け1件、財産の無償譲渡1件、過疎計画の変更1件、補正予算5件、報告1件の合計11件。議会側提出のもの、退職議員に対する表彰1件、発議1件の2件です。最後に今定例会の説明員として出席通知がありましたものの職種名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎ 日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君）　日程第4　町長から行政報告について発言が求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君）　それでは行政報告を申し上げます。1つは平成26年度の各会計の決算の概況でございます。もう一つは今春の農作業状況と6月1日現在の農作物生育状況などについてご報告を申し上げたいと思います。まず平成26年度の美深町各会計の決算状況を申し上げます。決算額は1千円単位の概数単位で申し上げたいと思いますのでご理解をお願い申し上げます。まず一般会計でありますけれども平成26年度は美深中学校の改修、改築工事、給食センターの建設工事、美深温泉木質バイオマスボイラーの整備、更には消防庁舎改修工事や消防救急デジタル無線整備工事といった大型の施設整備が集中したことでの決算表は前年度を大きく上回っている状況でございます。歳入では町税は3億8,899万6千円で前年並みであります。臨時財政対策作用含めた実質的な地方交付税総額は31億3,713万2千円と大きく減少をいたしております。また平成26年度から27年度へ繰り越しした事業は3事業、1億1,473万3千円でこれらの一般財源は1,436万円となっております。繰り越し事業の詳細については報告第3号で説明を

申し上げたいと思います。この結果、歳入 6 2 億 8 1 9 万 9 千円、歳出 5 8 億 2 , 5 5 4 万 1 千円、差し引き 3 億 8 , 2 6 5 万 8 千円の黒字であります。ここから翌年度繰り越し事業の一般財源を控除した実質収支額で 3 億 6 , 8 2 9 万 8 千円であります。この決算剰余金にかかる基金への積み立てについては公共施設の整備、改修に備えて公共施設整備基金に積み立てることと致します。積立額は 1 億 8 , 4 2 0 万円。残る 1 億 8 , 4 0 9 万 8 千円は一般財源として 2 7 年度会計へ繰り越しをしたところであります。次に、国民健康保険特別会計について報告を申し上げます。国民健康保険加入者数は前年度から 5 % 減少し国税についても 1 . 9 % 減少していますが医療費においては入院件数などの減により 1 0 % 減少となっております。これによりまして平成 2 6 年度の決算額は歳入 6 億 4 , 5 5 1 万 4 千円、歳出 6 億 1 , 9 4 3 万 4 千円、差し引き 2 , 6 0 8 万円の黒字となりこのうち 1 , 4 0 0 万円を基金へ積み立てて、残りの 1 , 2 0 8 万円を翌年度繰り越しとしたところであります。国保財政調整基金の年度末の現在高は 1 億 7 3 5 万 3 千円余りとなっております。次に、後期高齢者医療保険特別会計について報告を申し上げます。この特別会計の主要な事業は保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付等となっております。したがいまして平成 2 6 年度の決算額は歳入 7 , 4 1 0 万 7 千円、歳出 7 , 4 0 2 万 9 千円、差し引き 7 万 8 千円を翌年度会計に繰り越し致しますが、これはすべて後期高齢者医療保険料でありまして平成 2 7 年度会計において保険料を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するための財源となりますので実質収支は 0 となるものでございます。次に、介護保険特別会計について申し上げます。第一号被保険者数は前年度比 0 . 7 % 増加し要介護、要支援認定者数は 1 . 2 % の減少となりました。要介護認定などを受けた介護サービス受給者にかかる保険給付費については、5 . 8 % の増加となっております。平成 2 6 年度の決算額は歳入、歳出ともに 4 億 9 , 4 3 7 万 5 千円であり、歳入では前年度比 5 . 1 % の増加、歳出では前年度比 6 . 1 % の増加となっています。介護給付費準備基金の年度末現在高は 5 , 9 4 3 万 5 千円余りとなっております。次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。平成 2 6 年度におきましては漏水調査に基づく漏水箇所の排水管更新工事、機械整備などの計画修繕を中心に行い安定した水の供給に努めてまいりました。決算額は歳入、歳出ともに 4 , 8 8 6 万 2 千円で一般会計からの繰り入れは 3 , 0 4 6 万 7 千円となっております。次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成 2 6 年度は公共下水道事業長寿命化計画を策定するとともに施設整備の計画修繕、区域拡張における水洗化切り替えを推進し、環境公衆衛生の充実に努めて参ったところであります。決算額は歳入歳出ともに 2 億 3 , 7 1 1 万 3 千円で一般会計からの繰入金は 1 億 7 , 4 5 5 万 5 千円となっております。最後に水道事業会計について申し上げます。水道事業につきましては

水の安定供給経営向上に努めた結果、収益的収支で1,553万2千円の純利益が生じました。また資本的収支で4,384万6千円の不足が生じましたがこれにつきましては当年度分消費税及び地方消費税減債積立金、過年度分損益完了累補資金を持って補填した結果、翌年度繰り越し現金は2億9,420万7千円となるものであります。以上が各会計の決算状況の報告であります。続きまして農作業状況と6月1日の生育状況について報告を申し上げます。まず気象経過でありますけれども本年は積雪が例年より少なかったことや3月から4月にかけての気温が高く推移したことなどから融雪期は例年より5日早くなつたとなっております。融雪後5月上旬は気温が高く推移し強風の日が多くありましたが5月中旬は降雨日が多く、低温過少傾向で推移いたしましたが5月下旬以降は高温傾向で推移しております。ただし6月に入ってから低温傾向が続くなど気温の変動が大きい天候であります。農作業の状況でありますか今年は融雪後の気温も高く推移したため土壌の渇きが順調に進み水田、畑ともに耕地作業は平年より7日から10日程度早く進みました。移植植え付け作業についても甜菜は平年より7日、馬鈴薯は3日早く作業を終了しております。その他、水稻移植や小豆の播種作業などはほぼ平年通りに進みカボチャなどの一部野菜を除いて作業は終えております。生育状況につきまして6月1日現在の主要作物の生育状況でありますけれども水稻については苗が徒長傾向となつたことに加え移植中及び移植後の強風と低温により葉先枯れが目立つなど植え痛みが大きく活着はやや悪い傾向にありましたが5月下旬に気温が高く推移したこともあり生育は回復しつつあります。その他畑では概ね順調に推移しておりますが甜菜の一部で強風の影響を受け植え痛みが大きく生育の回復をしていない圃場が参勤されております。初冬蒔き小麦については5月中旬まとまった降雨もあったことから係数は順調に増加し生育は良好で用水形成期は例年より4日早く圃場間の格差がありますが生育の早い圃場ではすでに出水も始まっている状況であります。アスパラガスについてはロジサク型の出荷初めは昨年より4日早い5月11日でありますけれども5月15日の霜害で全町的に被害を受け、その後も低温などの影響により収穫量が減少傾向にあります。ホワイトアスパラガスは気象の影響を受けにくく安定した数量を確保できており作付面積は微増傾向であります。今年度、昨年度並みの4月中旬から出荷が始まり6月中旬までの収穫の見込みであります。恩根内放牧場への入牧については牧草の生育状況も良く、例年より1週間程度早い5月21日に終えたところであります。放牧頭数については6月1日現在、乳牛、肉牛、馬の総数で312頭であります。以上、農作業状況と農作物生育状況等についての報告と致します。2点申し上げまして行政報告とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君）ただいまの行政報告にお尋ねの向きがあれば発言を願います。あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君）なければ本件報告済みと致します。

---

◎ 日程第5 町長から町政執行方針について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 町長から町政執行方針について発言が求められておりますのでこれを許します。

町長。

○町長（山口信夫君） 本日ここに第2回定例会の開会に当たりまして議案提出、提案に先立ちまして平成27年度の主要政策について報告の方針を申し上げたいと思います。このたびの町長選挙におきましては町民の皆様からの多大なご信任を頂き無投票当選と言う結果を得て3選、3期目の町政運営の重責を見直させていただくことになりました。この上ない光栄であると同時に皆様方の暮らしを預かる責任の重さを痛感しながら身が引き締まる思いでございます。110年を超える本町の歩みを礎としてさらなる発展と安全、安心な暮らしを実現することが私に課せられた使命であると考えており、今、決意を新たにして皆様の声に真摯に耳を傾け議員の皆様と議論をしながら職員とともに汗をかき、諸課題に果敢に挑戦してまいる所存でございます。それでは、第5次美深町総合計画に掲げる5つの町づくりの目標に沿って施策の考え方を説明申し上げたいと思います。まず1つの自然環境と調和する安全、安心な町づくりについてでありますけれども、1として環境保全、環境衛生の推進についてであります。本町の恵まれた自然環境で住民が快適な生活を送るために生活環境の向上に向けた環境対策と電気料削減のための街頭のLED化を計画的に実施したいと考えております。また菊丘浄水場の耐震化に向けた工事に着手し安定した水の供給に務めて参りたいと考えます。次に道路交通網の整備についてでありますけれども住民の生活を支える道路網の整備につきましてはこれまで継続的に実施している路線に加え、新たに東3条道路の改良工事を加え、環境に沿った合理的な改良に進めるとともに砂利道である東3号北線、11線から12線の間でありますけれども簡易舗装化など道路維持事業を推進し安心安全な道路に整備を致したいと思います。高齢化が進む中、日常生活における交通手段の確保は重要でありこの間、町内の交通体系を整備して参りましたが、また都市部を結ぶ交通体系では鉄道のほか一昨年開通した名寄美深道路を利用した自家用車による高速移動も進んでいるところであります。今後のまちづくりにおいてはこのような都市部を結ぶ交通インフラを可能な限り利用し都市部からの観光、行楽などを含めた流入人口増やすことが重要だと考えております。現在、枝幸町と札幌市とを結ぶ高速

バスが本町市街地を通過していますが本町に停留所を設けて乗降できるように取り組んで参りたいこのように考えております。住宅の整備について申し上げます。住宅は健康で文化的な生活を営む基盤であります。ライフステージにあった住宅が求められているわけであります地域特性と住民ニーズに配慮し恩根内地域に既存施設を利用した集合住宅の整備を進めてまいりたいと考えております。計画的な土地利用について申し上げます。平成26年度の都市計画マスターplan見直しに伴う用途地域変更及び都市計画等の現況修正を行い昨今の都市環境に対応した市街地管理を行って参りたいと思います。また昨年8月の豪雨による河川の氾濫は記憶に新しいところであります土の河岸で早期の改修が必要となっている紋穂内川などの河川や排水量についてコンクリート敷きに改修をして災害に強い町土を目指して参りたいと思っております。消防防災体制の充実についてでありますけれどもこれは先の第3回臨時会で議決をいただいているところでありますけれども美深消防署に配備している救急車についてJA共済連の寄贈を受けて更新致します、その車両に最新の医療機器を装備した高規格救急車としてこれを整備して救急救命士の適切な処置を持って救命率の向上に努めてまいりたいこのように思っております。さらに交通安全対策の推進について申し上げます。町内における交通事故死ゼロの日を2年連続で達成することができております。交通安全意識の向上と交通事故の抑止のため国道40号線沿線にある啓発看板などを改修して今後も交通事故死ゼロの日が続くよう関係機関と協力をしまいりたいと考えております。大項目の2番目であります。資源を活かす活力に満ちたまちであります。まず農業の振興について申し上げます。これまでの継続事業に加えて水田、畑作、園芸、酪農、畜産それぞれに安心安全で高品質な農畜産物づくりへ向けて総合計画、農業振興計画に基づく事業を推進してまいります。以下について主要事業について申し上げたいと思います。まず生産性での向上と高付加価値の推進についてでありますけれども現在JA北はるかに於いてもち米の品質向上と製品歩留まりの向上を図るため色彩選別機能整備事業が計画されております。町といたしましても北海道の地域づくり交付金を活用しながら一定の支援を行って稲作振興を図って参りたいと考えております。畑作振興につきましては輪作体型の維持と土づくりの推進を基本としてカボチャの品質向上と安定生産へ向けた取り組みに支援を講じてまいります。また家畜伝染病から生産基盤を守るため生産者単位での確認検査を継続的に行う家畜防疫対策に対して支援をしてまいります。担い手の育成確保とある農業の推進でありますけれども持続的に発展していく美深農業を実現するには担い手の育成確保が最重要課題であります。新たな試みとして美深で農家を目指す新規就農者をはじめ、農業後継者などが幅広く農業の知識を習得できる体制を構築するため集落支援員による工業を主体とした農業支援塾を開設し担い手の育成確保を推

進してまいりたいと考えております。さらに不足する労働力の確保に向けた試験的な取り組みを行う地域や団体に対して一定の支援を講じ、将来に向けた労働力確保対策の体制を模索してまいりたいと考えております。また新規就農者が就農にともない取得する住宅は浄化槽が設置されていない場合が多いことから良好な生活環境を確保することができるよう合併処理浄化槽設置に対する支援を講じてまいります。本定例会に条例も提案したいと考えておりますのでご理解をお願いしたいという風に思っております。林業の振興について申し上げます。本町の初めての循環型エネルギーである美深温泉の木質バイオマスボイラーが2月から稼働しておりますがこの燃料となる原木の安定供給を図るため、原木ヤードを増設してまいりたいと考えております。商工業の振興について申し上げます。昨年創設した商工業担い手支援条例補助金制度は担い手育成、人材育成とともに予想を超える活用をいただいております。今後とも新規開業や異業種進出、経営継承をいっそう支援とともに地方創生交付金を活用してのプレミアム商品券の発行など、商工業並びに商店街の活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。また本年8月には3年ぶりにスバルのテストコースが解放され富士重工美深会の主催によるスバル感謝祭in仁宇布が開催されることから、これらに支援もし、スバルとの積極的な交流の推進を図って参りたいと思うところであります。観光の推進について申し上げます。観光の拠点施設であります美深アイランド内の温水浴槽濾過器の濾過砂と環境ポンプを交換するとともに、ふるさと館トイレの洋式化や新たにシャワールームを整備し一般客や合宿客の利便性を高めるとともに三日月を渡るジェミニロードの街路灯とふるさと館多目的ホールの照明をLEDランプに改修し省エネ化を推進してまいりたいと考えております。道の駅物産展示館について観光シーズン中の混雑緩和のために設置していたバイオトイレは現在ではその役割を終えておりますのでこれを利用者の要望が高まっている美深アイランドパークゴルフ場のトイレとして再利用を図ってまいりたいと考えております。次に3つ目の課題でありますけれども世代を作る人を育てる町、学校教育について教育の充実について申し上げます。学校教育については老朽した教職員住宅建て替えと改修を行い住宅環境の改善を図って参ります。また学校給食については順調にスタートができ子供たちに好評を得ているところであります。今後とも衛生管理を徹底し安全第一を基本においしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。芸術文化活動の推進について申し上げます。芸術文化活動の拠点である文化会館COM100について図書室の照明のLED化を行い、電気料の節減に努めてまいりたいと思います。スポーツ活動の推進について申し上げます。耐久施設については老朽化しているゲートボール場休息小屋の屋根外壁の塗装を行い利用者が気持ちよくスポーツに親しめるようスポーツ環境の改善を図ってまいります。4つ目の健康で明る

く暮らせる町であります。健康づくりの医療の充実について申し上げます。乳幼児から高齢者まですべての町民が健康で安心して暮らせるよう保険予防活動を進めてきましたが高齢社会の進行に伴って健康の保持や介護予防に関する住民意識が高まりより、よりきめ細かな取り組みが求められています。この対応のため特定健診、がん検診、母子保健、予防接種など個々の履歴情報を維持的に管理する健康管理システムを導入しこの活用を通じてより充実した保健指導の推進や未受診対策など町民の健康づくりを推進してまいりたいと考えております。高齢者支援の充実について申し上げますけれども高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加に対応することが求められているわけであります。民間事業者への支援を行うことにより第6期介護保険事業計画に位置づけた2カ所目となる認知症対応型グループホームの整備を行い要介護及びその家族の福祉向上を図って参りたいと思います。最後にみんなで作る心通うまち、でありますけれども住民主体のまちづくりの推進について申し上げます。まちづくりの推進には意欲的な住民の意識と行動そして行政が一体となった取り組みが必要であります。平成22年度からまちづくりの担い手育成のためにまちづくり人材育成事業を実施しており徐々にではありますがこの事業の参加者からまちづくりに対する意欲的な実践がなされ始めています。さらにこの事業を継承し継続して企業を目指す若手の育成にも支援をし、地域の産業活動の推進と活性化を図ってまいります。コミュニティ活動の充実について申し上げますが地域の自治会活動はまちづくりを支える基礎となっております。自治会が自ら地域の将来像を描く地域計画を通じ、地域が抱えている課題や地域のあり方を共有し、この計画の実現に向けた地域の主体的な活動が大切であります。これまでに8自治会において地域計画が策定されておりますので、この計画に基づく実施事業を後押しすべく交付金事業として地域創生元気づくり交付金を創設し、自治会活動の推進を図る活動にいっそう支援してまいりたいと考えております。高齢者の活動として重要な地域集会施設の財政についてでありますけれども未整備の8施設に配置し高齢者活動の推進を図ってまいりたいと考えております。また自治総合センターが行う宝くじ収益を活用した事業でありますけどもコミュニティ助成事業の決定を受け、老朽化しております富岡改善センターのテーブル、椅子の更新に助成をしてまいりたいと考えております。交流活動の推進でありますけれども地方創生地域戦略において移住定住対策の推進が重要政策の1つとなっております。昨今の生活スタイルの変化や価値観の多様化によって農山村での生活を求める方々が増えております。定住人口の増加を図る取り組みとして移住体験住宅のPR推進をはじめ移住推進住宅の整備を図るため建設計画を立ててまいりたいと考えております。行政経営の充実についてですけれども昭和46年から11年かけて地積調査実施が40年以上経過したところでありますけれども土地の痕跡と言われる測

量データは様々な場面で活用されております。行政と住民の重要な財産となっているわけでありますけれどもこれら測量成果の公共的な保存と正確そして迅速な情報提供のため電子化に取り組んでまいりたいとこのように思っております。平成17年の大加勢導入から10年が経ちました。人口減少と超高齢化社会の到来により介護医療をはじめとする社会福祉や確固たる産業基盤の形成などが基金の課題として該当しておりこれまで以上に迅速かつ的確に政策を推進することが求められており、これらに対応するため組織機構の見直しを行った所であります。今後とも多様化する住民ニーズの中でより良質な行政サービスの提供とまちづくりの目標達成に対応しうる組織でありつつあり続けるよう努めてまいりたいと考えております。以上、政策の考え方を申し上げました。我が町がこれまでのように幸せに暮らせる街であり続ける道は決して平坦なものでは無いと考えております。ましてや少子高齢化、人口減少社会と言う前例のない未知の領域に入るわけでありますさらなる発展と暮らしの向上を実現するためには行政と住民が一体となってこれまで以上のなみならぬ努力なくしては決して成し得るものではないと考えております。しかしながらと言つておくして止まるものではなくさらなる魅力あふれるまちづくりへの決意と覚悟をもつて町民の皆様さらには議会の皆様、真摯に議論を重ね、新たな組織機構のもと、私たち全職員が一丸となって町政の発展に精一杯努力してまいる所存でございます。なにとぞご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げて平成27年度町政執行方針とさせて頂きます。以上でございます。

---

◎ 日程第6 報告第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 報告第3号 平成26年度美深町一般会計繰越明許費計算書報告についてを議題と致します。説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（渡邊英行君） 議案書の最終ページになります、11ページをお開き頂いたいと思います。報告第3号 平成26年度美深町一般会計繰越明許費計算書報告について 平成26年度美深町一般会計繰越明許費について別紙のとおり翌年度に繰越したので地方自治法施行例第146条第2項の規定により報告をさせて頂きます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 報告が終りましたので報告第3号に関しあ尋ねの向きがあれば発言を願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 無ければ本件報告済みと致します。

---

◎ 日程第7 議案第32号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第32号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題と致します。説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第32号 美深町介護保険条例の一部改正について説明を申し上げます。この改正は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により公費を投入することで第1号被保険者のうち低所得者の保険料の軽減を強化する仕組みが制度化されたわけであります。これに伴いまして本町の条例に基づく保険料を引き下げようとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定頂きますようお願い申し上げて一説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。議案第32号 美深町介護保険条例の一部改正について美深町介護保険条例の1部を改正する条例を次のように定める。資料をお付けしていますので1枚めくって頂きましてご覧頂きたいと思いますが資料につきましては新旧対照表と保険料の別表の資料をお付けしてございます。この条例につきましてはこの3月、第1回目の定期例会におきまして保険料率の見直しさらには段階を8段階から9段階へ改正の決定を頂きましてこの4月から施行されているものでございます。下の表の左側の表がそれでございます。4月の10日に低所得者の保険料を軽減する政令が公布されてございます。内容としましては27年度から第一段階にあるものの保険料を軽減する内容、さらには29年度、消費税が10%に引き上げになった時点でありますけれども第一段階、第二段階、第三段階これらの者の保険料を軽減するという内容になってございますが今回の改正につきましては27年度に施行する分について改正を行うものでございます。下の表をご覧頂きたいと思いますけれども今回の改正につきましては第一段階、現行、保険料率が0.5、基準額に対して2分の1と言うことで年間保険料が2万7千円に現在設定されておりますがこれを軽減措置と言うことで0.45の割合に改めようとするものでございます。年間保険料については2万4,300円となるものでございます。今回これらに伴います補正予算も合わせて提案してございますのでよろしくご検討頂きたいと思いますがこの条例の施行期日につきましては公布の日から、なお経過措置と言うことで今回の改正につきましては27年度分の保険料から改正をすることです。以上、議案第32号の説明

とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案32号の説明を終了致します。

---

◎ 日程第8 議案第33号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第33号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正について議題と致します。説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第33号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この条例は新規就農者や独立規模拡大就農者に対する補助金等の支援を持って経営の安定化を推進し農業の振興を図ることを目的として平成6年に制定されたわけであります。これまで多くの農業者に活用されたところでありますが新たに合併浄化槽の設置経費に対する支援を追加しようとするものであります。新規就農者が就農するにあたって取得する住宅には浄化槽が設置されていないものも多く、設置には多額の費用負担が伴いますので補助金を持ってこの負担を軽減し良好な生活環境の整備を推進しようとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定頂きますようお願い申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書4ページをお開きください。議案第33号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正について美深町新規就農者等に関する条例の1部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして資料として新旧対照表をつけておりますのでこれによってご説明申し上げます。改正の趣旨につきましては只今町長から提案説明あった通りでございます。この条例の別表を改正するものでございますがこの表の中の生活環境整備補助金という補助金がございますが現在は住宅の改修に対する2分の1を補助ということでございますがこれに新たに合併浄化槽の設置を行った場合にかかる費用を追加しようとするものでございます。補助の基準につきましては設置に係る経費の2分の1以内としまして補助の期間につきましては就農した年から5年以内、対象者につきましては新規就農者というものでございます。この条例の施行期日でございますが公布の日から施行しようとするものでございます。以上議案第33号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第33号の説明を終了致します。

---

◎ 日程第9

○議長（倉兼政彦君）次、日程第9 議案第34号 財産の無償貸し付けについて並びに議案第35号 財産の無償譲渡について一括して議題と致します。説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第34号 財産の無償貸し付け及び議案第35号 財産の無償譲渡について一括して説明を申し上げます。高齢化の進行に伴って今後、認知症の増加が見込まれており、この対応として第6期介護保険事業計画では認知症対応型協同生活介護事業所の整備を計画したところあります。この計画に基づいて介護サービス事業者を公募し、株式会社緑ケアライフサービスを事業者として仮決定致したところあります。ご承知の通りこの事業者はすでに町内で介護サービス事業を運営されておりまして今回、無償で貸し付ける土地はその事業者の隣接地でありますので既存の用地と合わせて一体的な活用が図られることとなります。土地の貸付期間は施設の性格を考慮して長期間の設定をしているところであります。また譲渡する建物については施設整備に合わせて事業者が取り壊すこととなるわけであります。以上、無償貸し付け無償譲渡につきまして地方自治法第96条第1項第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き原案を決定頂きますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君）副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の6ページをお開き頂きたいと思います。まず議案第34号からでございますけれども議案第34号は財産の無償貸し付けについてございます。財産を無償で貸し付けるため地方自治法第96条第1項第6条の規定により議会の議決を求めるものでございます。貸し付ける土地につきましては所在が西一条北5丁目1番の6でございます。面積が148.35平方メートルでございます。貸し付ける相手方につきましては旭川市4条通13丁目1,385番地3、株式会社緑ケアライフサービス代表取締役、坂井清治氏でございます。貸し付ける理由につきましては只今、町長から提案説明ございましたが美深町が指定致します介護保険

○議長（倉兼政彦君）副町長、坂井ではなく板井

○副町長（今泉和司君） すいません坂井と読みました。訂正してお詫び申し上げます。代表取締役、板井清治氏でございます。貸し付ける理由でございますが美深町が指定致します介護保険これは指定地域密着型サービスでございます。この認知症対応型の協同生活事業介護事業所として介護保険サービスを実施する事業者、この者に事業用地として土地を無償貸し付けしようとするものでございます。貸し付けの期間につきましては契約の日から平成45年4月30日までと言う事で18年間の設定をしてございますが後ほど説明致しますがこの隣接する土地にすでに施設を持って町が無償で土地を貸し付けてございま

す。これが平成25年の5月1日からの契約で20年間契約してございますが土地が隣接して一体的に使用するということでございますのでこの契約の終わりの期間を既存の契約に合わせた形で契約期間を設定したいということで平成45年4月30日までということでございます。まずこの土地等の所在についてご説明申し上げます。1枚めくって頂きまして位置図をお付けしてございます。西一条北5丁目、現在、緑の大地緑生園と言う施設がございますが下の配置図をご覧頂きたいと思います。そのちょうど町道の大通り西裏通りと西町通りの角地に土地がございます。ここに後ほど提案致します建物も建設設置されているわけでございますがこの土地を含めて新たに介護施設の建設をするという計画になってございますのでこの用地について無償貸し付けさらに建物については無償譲渡しようとするものでございます。次に8ページ、財産の無償譲渡についての議案でございます。議案第35号でございますが同じく地方自治法の規定によりまして財産を無償譲渡するため第96条第1項第6条の規定により議会の議決を求めるものでございます。譲渡する物件でございますけれども場所については先ほどと同じ場所であります構造がレンガ造りの亜鉛メッキ鋼板付き平屋建てでございます。床面積が86.76平方メートルでございます。譲渡する相手方につきましても土地と同様のものでございます。譲渡する理由につきましても土地の無償貸付と同様の理由から譲渡しようとするものでございます。以上、議案第34号、第35号の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第34号、第35号の説明を終了致します。

---

◎ 日程第10 議案第36号

○議長（倉兼政彦君） 次に、日程第10 議案第36号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について議題と致します。説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第36号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について説明申し上げます。美深町過疎地域自立促進市町村計画は議会の決定を頂き推進しているところでありますが平成27年度から実施を見込み、橋梁長寿命化事業を新たに搭載しようとするものであります。これによりまして過疎債の借り入れ対象となり優位な財政措置が受けられるものでありますのでご理解を頂きますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせて頂きます。9ページをお開き頂きたいと思います。議案第36号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について別紙のとお

り変更したいので過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求めます。1枚めくって頂きまして資料で計画書の変更の箇所、内容についてご説明を申し上げたいと思います。過疎計画書の中の区分に交通通信体系の整備情報化及び地域間交流の促進と言う事項がございましてこの部分に（2）から始まっていますが（1）と（2）はその現況と問題点が記載されておりまして（2）の対策について一部変更しようとするものでございまして交通網等の整備に関して記載し、最後の行でありますけれども現行は町道の整備を進めるというような文言となっておりますがこれに橋梁等道路附帯せつの長寿命化を進めるということで今回の橋梁の長寿命化事業について過疎計画の中に記載をしていくという事でございます。具体的にはこの表の中にその項目を記載しているわけでございますが、表の右側1番下の欄でございますけれども事業名に現在は括弧書きとして市町村道路、それぞれの事業内容、事業スタイルを記載してございますが、今回、橋梁と言う事業名を加えましてその事業内容として橋梁長寿命化事業を加えます。その事業につきましては橋梁の修繕計画が10橋、橋梁補修が2橋と実施主体が町でございますが現在、町の橋、111橋ございます。このうち長寿命化計画で修繕計画を持ってございますのが30橋ございますが今回この過疎計画に付きましては平成22年から平成27年までの計画となってござりますので今回の変更につきましては平成27年度の事業分について過疎計画を変更し28年度の分以降については新たな計画の中に盛り込んでいくと言う所でございます。したがいまして修繕計画を10橋、橋梁補修を2橋、この27年度に実施するという過疎計画の変更を行うものでございます。以上、議案の説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君）これから議案36号に関し質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君）年度が27年、今年度までの事業計画の中身の変更ということですが特にこの橋梁の長寿命化に関して明年度からまた事業が新たに立ち上がると言う事だと思うのですが今年度に入れた主たる理由を聞かせて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君）それでは過疎計画の変更についてですけれども過疎計画につきましては計画本文に変更がある場合、それから事業量に2割を超える事業費の変更がある場合につきまして北海道の同意を得て、議会の議決を得るということになってございまして今回はこの新旧対照表の変更後のところに記載されている橋梁の部分が新たに本文に追加されるということでございまして議会の議決をいただくと言うものであります。

○議長（倉兼政彦君）7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 確認ですが、その事業量の金額ベースの部分で超えることで議会の議決が必要であるということですね。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 今回は計画本文に新たに、道路に加えて橋梁追加になることでの変更でございます。本文の場合も議会の議決が必要になりますし、他の事業で金額が仮に2割を超えて増える場合も議会の議決の対象となってきますけれども今回は新しく橋梁という事業が追加になるというその部分が対象となっております。

○議長（倉兼政彦君） 他に質疑がなければこれにて終了致します。

討論行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号について裁決を行います。議案第36号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第36号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 日程第11

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第37号 平成27年度美深町一般会計補正予算第4号から議案第41号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算第1号を一括して議題と致します。説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第37号から議案第41号で提出しております一般会計及び3特別会計並びに中央簡易水道会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。まず始めに議案第37号 平成27年度美深町一般会計補正予算4号について説明を申し上げます。今回の補正予算に付きましては政策的な事業にかかる予算が主体となっており町政執行方針で述べたとおりでございますがこのほか施設の維持、修繕、マイナンバー制度に関わるシステムの改修、統一地方選挙の経費の精算など事業料の増減に係る補正と河川の災害復旧工事となっているわけであります。また行政報告で申し上げた通り、平成26年度の決算剰余金の処分については2分の1にあたる1億8,420万円を公共施設整備基金に積み立てることとしてこの補正予算に計上しているわけであります。歳入につきましては特定で財源を追加減額して、不足する財源については公共施設整備基金と

財政調整基金から合わせて1億2,000万円余の繰入金と前年度繰越金で措置をしております。この歳入、歳出、予算の補正と合わせて債務負担行為を一件、地方債を2件、追加致しますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入、歳出それぞれ4億8,613万4千円を追加して補正後の予算総額は歳入、歳出それぞれ47億2,539万円となるものであります。次に議案第38号 平成27年度の美深町介護保険特別会計補正予算1号についてであります、まず歳出でありますけども27年度からの介護保険制度改修に伴うシステム改修費用を追加するものでございます。これが歳入では低所得者の第一号被保険者保険料の軽減強化に伴う歳入財源の補正とシステム改修に要する財源を追加措置するものであります。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ313万2千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ5億5,423万2千円となるものであります。次に議案第39号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算1号についてであります。今回の補正予算につきましては機構改革に係る課の名称変更に伴い印刷製本費を追加するものであります。これによりまして北部簡易水道事業特別会計補正額は歳入歳出それぞれ14万6千円を追加して歳入歳出それぞれ3,384万6千円となるものでございます。次に議案第40号 平成27年度美深町下水道事業特別会計補正予算1号についてでありますけども今回の補正予算につきましては社会資本整備総合交付金の当初配分の増額に伴い、公共下水道事業長寿命化工事実施設計業務、公共下水道事業環境長寿命化計画策定業務の内容の追加、見直しにより委託費を追加するものであります。これによりまして下水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ1,120万円を追加して補正後の予算総額は2億5,210万円となるものでございます。次に議案第41号 平成27年度美深町中央簡易水道事業特別会計補正予算1号についてでありますけれども今回の補正予算につきましては収益的資質で機構改革による課の名称変更に伴う印刷製本費、浄水場内機械設備の修繕費で26万6千円の追加、事業費の増により消費税及び地方消費税285万1千円を減額して総額7,340万円とするものでございます。資本的収支では菊丘浄水場耐震化工事に伴う企業債国庫補助を追加するものであり資本的収入を5,200万円を追加して総額5,947万5千円となり資本的支出で工事費6,200万円を追加して総額9,610万円1千円とするものであります。以上が一般会計及び3特別会計並びに中央簡易水道特別事業補正予算の提案説明とさせて頂きます。よろしくご審議頂き原案決定頂けますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡邊英行君）別冊配布の議案第37号について説明をさせて頂きます。

議案第37号 平成27年度美深町一般会計補正予算第4号。

平成27年度美深町一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

(以下、事項別説明あるも省略)

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案37号から議案41号の説明を終了致します。

---

◎ 日程第12 発議2号 美深町議会委員会条例の一部改正

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 発議2号 美深町議会委員会条例の一部改正を議題と致します。本件の提出者は中野君。賛成者は岩崎君、齋藤君、小口君、藤原君です。この際提、出者の中野君から本件についての提案説明をお願い致します。

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） それでは発議第2号についてご説明申し上げます。本件は提出者中野、賛成者は岩崎、齋藤、小口、藤原、各議員によるものであります。美深町議会委員会条例の一部改正について上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び美深町議会議規則第14条の規定により提出致します。次、4ページ、5ページをお開き頂きたくと思いますが中身については5ページにより説明させて頂きます。本条例の改正の趣旨は美深町役場組織機構の見直しに伴い、今まで各委員会で所管されていた課の名称が変わったことからそれに対応するための委員会条例の一部改正であります。ここに現行と改正案、両方提示しておりますが改正案の方を主に説明させて頂きます。第2条第1号に付きましては総務課及び住民課とあったものをこの度、総務課住民生活課及び保健福祉課と、保健福祉課を追加させて頂きました。下にアンダーラインを引いてありますのでよろしくお願い致します。第2号に付きましては産業常任委員会の部分で産業施設課とあったものを農務課、建設水道課と追加させて頂きました。このようなことで条例の改正をお願いするものであります。なお、この条例の施行は本年6月11日、本日から施行したいと思うものであります。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了致します。

討論を行いますが討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なしと認めます。

これから採決を行います。

発議2号に賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って発議第2号 美深町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第13 退職議員に対する表彰について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 退職議員に対する表彰についてを議題と致します。

お諮りを致します。

本年4月30日をもって美深町議会議員を退職されました藤守千代子君、林寿一君、山本進君の3人々に対し美深町議会議員の表彰規定に基づき議会としてお手元に配布の表彰状の文案の通り表彰したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って、藤守千代子君、林寿一君、山本進君の3名を本町議会として表彰することに決定を致しました。

---

◎ 日程第14 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 休会日の決定を議題と致します。お諮りを致します。議案調査の為、明日12日から17日までを休会と致したいと思いますがこのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、12日から17日までを休会とすることに決定を致しました。

以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会と致します。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後1時33分

平成27年第2回定例会  
美深町議会会議録

第2号 (平成27年6月18日)

◎議事日程 (第2号)

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 長岐和彦君
3番 和田健君	4番 中野勇治君
5番 荒川賢一君	6番 藤原芳幸君
7番 岩崎泰好君	8番 諸岡勇君
9番 齊藤和信君	10番 南和博君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 羽野保則君
保健福祉課長 望月清貴君	農務課長 草野孝治君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 吉田克彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 小林一仙君
生活環境グループ主幹 後藤裕幸君	税務グループ主幹 山崎義典君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 中江勝規君
建設林務グループ主幹 中林秀文君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 玉置一広君	教育グループ主幹 桜木健一君
教育グループ主幹 大堀裕康君	幼児センター長 藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 草野孝治君
---------------	------------

◎監査委員事務局

事務局長 長谷川 浩君
-------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局係長 神野勝彦君
-------------	-------------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君）おはようございます。

只今の出席議員は11人全員です。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎ 日程第1 諸般の報告

○事務局長（長谷川局長）

今期定期会の一般質問通告について申し上げます。一般質問通告者は、岩崎議員他4名です。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎ 日程第2 一般質問

○議長（倉兼政彦君）次、日程第2 一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名です。

発言の順序は通告の順と致します。

発言時間は再質問を含めて30分と致します。

それでは通告の順序に従って発言を許します。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰代好君）それでは、只今から一般質問を行ないたいと思います。

7番岩崎です。本日の一般質問は3期目を迎える私にとりまして29回目の一般質問になります。この間、質問項目は69目にのぼります。この一般質問の権利は議員固有の機能として与えられたものでありまして、美深町の重要な意思を決定し、住民に代わって行財政の耳を監視する機能を有する議会の構成員である議員として行財政全般について執行機関の所信や異議を正す機会がなければ議員としての職務を十分果たすことができないとこころと理解して、継続しておこなっております。その一般質問の中で思いが実現できたものの、まだまだ検討中の課題など色々ありますけれども議会議員と執行機関の整然競争だと捉えておりまして、お互い競い合って町民の幸せづくりに貢献したいと思っております。今回も議員に貸与されましたiPadを使い、行政についての2項目を質問するものであります。最初の1項目は地方創生美深町の地方版総合戦略策定の手法について第5次総合計画の基本目標を生かした取り組みができるのかと言う質問であります。1つ目は総合戦略策定という國の方針への見解についてお聞きをしたいと存じます。またその対応をどう進めていくのかということの基本的な問題をお聞きしたいと思っております。次に2つ目は、

町長の思いの中にはどのような戦略を立ち上げて明日の美深町をどのように子供たちに渡していくこうと考えておられるのかその基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。そして3つ目には戦略策定のスケジュールとその具体的手法について、今まで進めてきた中身、そしてこれからどうするのかということについて伺いたいと思います。そして4つ目は短期間での戦略策定作業には大きな弊害や無理は生じないのかということでございます。そして5つ目には第5次美深町総合計画基本計画の見直し作業や実施計画作業と重なることにもなるけれども人的な面や日常の業務など作業推進に支障はきたさないのかということでございます。そして最後に5つ目ですが分野別の戦略策定で特に農業戦略の考え方と具体策を町長に、そして教育戦略についての考え方と具体策を教育長に伺うものであります。大きな項目の2つ目は町政執行方針についてであります。先程の議会の冒頭に町長は今年度の町政執行方針を述べられました。最後の方に幸せに暮らせる街で有り続ける道は、と述べられまして行政と住民が一体となってこれまで以上の並々ならぬ努力なくしては決して成し得るものでは無いと述べられております。私も同感とする所であります。住民との一体となった取り組みを可能にするには行政と住民の間に従来の手法を超えた新たな仕組みを創設することがなければならない意味なし得ないのかなと考える所であります、その考え方についてお伺いしたいと思います。そして同じ行政執行方針の中に、臆して止まるのではなくてさらなる魅力あふれるまちづくりへの決意と覚悟をもって、と述べられまして私はもちろん全職員が一丸となって努力をすると述べられておられます。町長が日頃、口にしております意識改革が1つの大きな重要な切り口であるというふうに思いますが職員の意識改革、町民の意識改革に結びつける取り組みをどのように具現化していくのかその方向性を伺うものであります。3期目の冒頭にあたって町政執行にあたり改めて町長の決意と覚悟のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）　ただいま岩崎議員から地方創生、美深町の地方版総合戦略作成の手法並びに第5次総合計画の基本目標を生かした取り組みについて、大きく6点についてご質問がございましたので教育長の質問もあるわけでありますけれども先に私から答弁させて頂きたいと、このように思っております。まず1点目でありますけれども総合戦略作成と言う國の方針への見解ということでございます。「街、人、仕事創生」いわゆる地方創生の取り組みは日本国が直面する課題であると捉えておりまして高齢化の進展に対応し人口減少に歯止めをかけることが1つ、もう1つは東京圏と言いますか過度な人口集中是正にあるわけであります。その上で基本として出生率を高めるため出産育児に前向きになれるような制度の整備と更には地方における社会生活に関するインフラの維持、更には地

方における雇用創出、そして国と地方公共団体の連携などが地方創生法に唱われたこの2点に基づいて平成26年12月閣議決定された「街、人、仕事創生」戦略、総合戦略これがまとめられたわけであります。いつの時代も国を支えているのは今まで地方と言われてますが地方の人口減少や経済縮小はずいぶん以前から始まっているわけであります。国は地方発展のための具体的な政策に乏しいものがあったと率直に私は感じているわけであります。この度の地方創生によって地方の見直しが掲げられていますがこれが持続される地方の発展が揺るぎないものとなるよう町村会や各種の期成会等々要望会などを通じながら継続して働きかけてまいりたいとこのように思うわけであります。次に2つ目のどのような戦略を立ち上げ明日の美深町をどのように子供たちに渡していくと考えているかとこういうことでございます。地方版総合戦略は人口減少に歯止めをかけ地域経済縮小と言う悪環境克服するためにどの様な対策を講じていくかを盛り込んでいくものと考えていますが基本となるものは現在進めている第5次総合計画であると認識しているわけであります。とりわけ雇用基盤の確立は重要な要素となるわけであります。雇用基盤の確立は容易に確立できるものではありません。人口減少や地域活性化などすべての分野に関わる基本的なことであるわけであります。若い世代の就労確保によって結婚や子育てと言う環境が整い地域の好環境の確立を図り街に活力が生み出され第5次総合計画に掲げる美深しさが誇れるまち、豊かさが実感できる街、交流と連携で作る自立した街が次の時代に引き継がれるものと考えている所であります。次に戦略策定のスケジュールと手法についてであります。地方版総合戦略の策定は努力気味であり年度内とされていますが総合計画の見直しと並行し国が求める迅速な策定にも意を排しながら本年の10月末の完成を目指し策定作業を進めてまいりたいと考えております。策定に当たってはすでに行政内部において地方創生法が閣議決定を見た昨年末に「街、人、仕事創生」推進本部を設置し今後の対策を取るための体制を整え國の前倒しで事業の取り組みにも対応したところであります。具体的な策定に当たっては地域が一体となった取り組みによる戦略の実施、これが必要なことから行政だけではなく「産官学金労言」、言ってみれば産業から行政・大学・金融機関・労働団体・メディア等々、住民と住民代表を含めた多様な主体が参画できるよう16人の委員やオブザーバーなどからなる美深町「街、人、仕事創生」推進会議を6月中に立ち上げ広く関係者の意見が反映されるよう進めて参りたいと思っている訳であります。次に4つの短時間での戦略策定作業には弊害や無理が生じないのか。また第5次総合計画の見直し作業や実施計画作業と重なり人的な面や日常の業務など作業推進に支障をきたさないかとこういうご指摘でございますけれども地方版総合戦略の策定は成果目標の設置や効果検証が求められていることから財源の調整など難題も多く、街の将来を左右する重要な計

画だけに一言で言って容易なものではありません。役場庁舎内に置いて美深町「街、人、仕事創生」推進本部に実務作業を行うために主幹職による幹事会をすでに設け担当分野の作業に着手するよう指示を出している訳であります。限られた職員と策定期間であり議員のご心配される作業の遅れや日常業務への支障などのないよう取り組みとともに国や北海道、上川総合振興局に具体的になる訳でありますけども戦略担当が配置されるなど一定の人的支援もございますので必要に応じこれらの指導を受けながら地方版総合戦略の策定に努めてまいりたいとこのように考えております。最後に各分野別の戦略作程で特に農業戦略の考え方についてでありますけども基本的な考え方は第5次総合計画と大きく変わるものではありません。土作りによる地力向上と基盤整備を基本とした生産性の向上、消費者の求める安全安心な農畜産物の生産振興を図り将来にわたって持続的に発展していく美深農業の実現のために担い手の育成、確保を最重要課題と位置づけながら農業の振興を図ってまいりたいと思っております。次に大きく2つ目の町政執行方針についてのお尋ねがございました。その中で2点のご質問を頂いたところでございます。いずれも行政と住民との関わり合い、結びつき等のご質問であると理解しております。これからさらに進行する少子高齢化社会など厳しい時代に向かって努力していく思いを議員と同じく出来る事は1つの勇気づけられる面があると感じるわけであります。議員は一体的な取り組みに新たな仕組みがないとなしえないとお考えのようでありますけれども私は決してそう思っているわけではありません。町長就任以来これまで住民と対話を深める中で自助、共助、公助という言葉を使いながら住民の皆様と共に進める街づくりの基本を促してきたところであります。現在自治会において策定が進んでいる地域計画、これは地域の皆さんのが地域の現状を捉えながら自ら課題解決を模索し地域の将来像を描いてもらうものでございます。まさに自助、共助の考えが基盤にあってそこに行政とのパイプ役となる地域担当員が地域の日常を理解しながら自助、共助では成し得ない公助の役割を考えて計画を作り上げていく住民と職員の共同作業だとこのように思っているわけであります。新たな仕組みを作らずともこうした取り組みを徐々に深めあるいは形を変えながら住民と行政が一体となって街づくりを担っていく、こういう意識、更に1歩進めば全ては一緒に街づくりをするものだと言う意識が自然と広がってこれらが当たり前になっていくことを私は期待をするものであります。3期目の町政執行にあたり改めて決意、覚悟こういうお尋ねであります。2期8年を終え大きな課題に直面したことでも多々あるわけでありますけれどもしかしながら積極的に長年の懸案にチャレンジをして町民の皆様や議員の皆様に議論を頂いたとこのように思っているわけであります。結果として導き出せた事は何をするにしてもまずやる気を出すことが重要だとこれが基本だと思っているわけで、ともすればチャレンジを忘れ平坦な

道を選びたくなる、こういうことも現実、事実とあるわけでありますけれども町民はこの美深町を誇らしく思え、より優れているものを改めて見つめ直し発想を変えてそれぞれ自治体系のリーダーとして先頭になって邁進をしてまいりたいとこのように考えるわけであります。以上、冒頭、岩崎議員のご質問に大きく2点に分けて答弁をさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君）石田教育長。

○教育長（石田政充君） 私の方からは地方創生に掲げる教育の戦略についてのご答弁を申し上げたいと思います。教育に係る基本的な考え方につきましては先ほど議員の方からもお話し合った通り第5次総合計画の基本目標の1つである、時代を作る人を育てる街に掲げる6つの基本計画が元でございます。その中で地方創生に関わる戦略と言うことでありますけども総合計画そのものは教育の全体的な策となりますので現在取り進めています事業基本に地方創生に効果的と思えるそういう事業を今後具体的にまとめていく形になるかと思います。教育策につきましては、基本は子供たちの教育の推進と次代を担う人材の育成と言うことが基本でございますのでなかなか数値目標等を達成するということが具体的に掲げるものとは少し性格が違うものがありますけどもやはり子供たちが多くの体験をしてそして人の交流を図っていくということが今回地方創生の中でも求められる部分でありましょうからそういう事を有配しながらまとめていきたいなと言う風に考えている所であります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今、色々と考え方についてお聞きをいたしましたけれどもまず1つ目お聞きしたい事は、担当する地方創生担当大臣の石破さんが事業構想という今年4月の雑誌の中で描かれている文言を引き合いに出しますけれども「地方創生の国的基本姿勢としては熱意と創意工夫のある自治体を国は全力で支える」ということを言っておられます。従来やっていた行政の手法ではなくて新たにそれらに対して熱意と新たな創意の工夫を凝らして基本的自治体をしっかりと立ち上げていくというものに対して国が支援をしているというふうに書いておられます。先ほど町長も仕組みの中でお話しされた中身にもちょっと触れておりますけれども具体的にその事例として石破大臣は鹿児島県の柳台ですとか島根県のナカムラプレイスですとかあるいは島根県の海士町の例などを挙げてこれらを、先行的な事例として示しておられます。これは性格的に2つあると思うのですがあくまでも個々人が街づくりをしっかりと進めてきているというそんな事例を実はこの地方創生の大きな見本例として挙げているわけであります。そのへんの従来になかったものにしっかりと国は支援していくのだと言うその取り組みの姿勢とそれからもう1点は今、答弁の中では

第5次総合計画の中身をある意味焼き直しと言いますかそんな形でこの地方創生に戦略として挙げていくのだというようなことを教育長も町長も答弁をされておりましたがこの石破大臣の見解の中では、そうではなくて焼き直しはダメだよという話を実はしています。地方創生の基本にも多分そこにあると思います。それらの事を今、限られた時間の中である意味、町長は新たに会を立ち上げてということを言わされましたけれども10月までそれを立ち上げて行くと言うのは、非常に私は無理があるのではないかというふうに思います。国が進める方針ですからそれに従って事業進めていくというのは大事な部分かもしれません海士町の例をとっていきますと総合計画の策定に相当数の住民と相当数の時間をかけてこれを創り上げてきています。そんな形を事例に上げているのであれば国に短期的な今年1年での計画ではないと、総合計画をしっかり肉付けをしていくようなそんな時間的余裕が必要だということをしっかりと申し上げるべきではないかと思いますがその見解をお伺い致します。

○議長（倉兼政彦君）山口町長。

○町長（山口信夫君）そのへんの総計と地域創生とそのへんの絡みについてちょっと疑問、大臣発言だとか私ながら疑問を呈しているようありますけれども、大臣は大臣、いろんな事例を挙げながら物をおっしゃるのですけれども現実的にはそれぞれ県に下ろし、そしてそこに配置する職員を持ってこれらを積み上げていく作業するわけでありますから、発言は発言として我々も理解をしておりますけれどもなかなかそういうまい話になるわけではなくて現実的には今、我々が抱えている総合計画なりさらには総合計画等々と地方再生ということでありますから新しく作るということでありますからそれらをどう噛み合わせていくか、そういう作業になるわけであります。どこも努力をしていない町村は無い訳であります。ある時は、大臣は一生懸命やらない、努力をしない自治体は少し追加減をするような発言も一時はあったわけですけれどもそうではなくてどの町村も一生懸命努力をする訳であります。そして私どももする訳であります。そこでこのわが町に合った、わが町でやれる、そういうものを、総合計画等々を見直しながら進めていくということでございましてご理解をいただいておきたいと思います。それと時間の関係、これはもちろんある訳でありますけれどもすぐ求められているものは既に昨年の前倒しでやったと言うこともご理解をいただいているのかなと具体的に戦略的なものはこれから立てていく部分もありますのでご理解を頂きたいというふうに思っております。時間は限られているわけでありますけれどもその中で一生懸命努力をしていきたいとこのように思っています。

○議長（倉兼政彦君）7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君）もう1点、危惧するところは財源の問題です。私たちの街は地方

交付税という仕組みの中で大きな財源を国に負担をいただいてこの町の行政運営を行っている訳ですが、この地方交付税の関係と今回の地方創生のここに関わってくる1兆円という国総体での予算付けという話も聞きますけれども要するに努力したところにはお金を払うと、お金を出すと、努力しなかったところには逆を言えば出さないということになります。それらが従来ずっと続けてきた地方と国の財源面での関係。それらの危惧を抱かないのかどうか。それにしっかりと町長は発言すべきだと私はそういう風に思っているところですがその辺の考え方はどう思われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）山口町長。

○町長（山口信夫君） しっかり財源問題等々について国に発言しなさいということありますけれどもこれは一介の町村長が発言するというよりも町村会だとか期成会だとかという全体のまとまりの中で代表を作りながら、我々もそこに参加をしながら努力して発言させていただいているということでご理解を頂きたいとこのように思っております。それと努力したとこ、しないとこ、大臣はああいう発言がある訳でありますけれども現実的にはそれは無いとは言い切れない訳でありますけれども、どこも努力する訳であります。そして人口も抱えておられますし面積も抱えていてそれぞれの町の状況があるわけでありますからそんなに極端な事は国としてもできないだろうというのが現実であろうと思います。また我々もそうすべきではないと言う風に思っております。しかしながらその中でその街に合う地方創生と言いますか町づくりについて最大限の努力をしていきたいと。それに見合う財源の要望はしていきたい。しかし国は、査定はしないと言いながら現実的には道の振興局を通しながら現実的にこれはこの程度の予算がないですよと言う査定とは言わないかもしれないけれどもそういう現実があるのだということもご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君）7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 地方交付税に関しては、本来は地方がもらう税金を国が国税という形で一度集めて地方に公平に分配するという仕組みですからその辺のところを頑張るところにはあげるというようなこの論調で行きますと結果的には旧来いただいていた地方交付税もある意味パーセンテージを下げられていくようなことにもつながりかねないと言うことで、そこはしっかりと進めて頂きたいというふうに発言をいろんな機関を通して発言を進めて頂きたいというふうに思うところであります。先ほど町長の方は、その進め方について町内においては本部を立ち上げてあるいは町民間にあっては16人の委員を推進会議の委員として立ち上げを行ったということありますがこの辺の手法をどのような形で今後どのような形の会議を進めてどういう風に策定作業まで進めていくのかそのスケジュー

ルと内容について、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君）山口町長。

○町長（山口信夫君）進めと言いますかその内容について若干申し上げたいと思いますけれども先ほど内部に幹事会なるものを作ったと言うことあります。総務課長を幹事長としながら主幹クラスを網羅して委員会を立ち上げながら進めていると。その他に推進本部として私が本部長になりながら副町長以下課長職でそれを精査していくといいますかそういう作業になっております。またその前に街、人、仕事創生推進会議いってみれば先ほど申し上げた16人の委員さん、産官学から含めて色々あるわけでありますけれども我が町の実態に即したそれぞれの経済界さらには業界さらには労働団体、青少年、全て文化体育含めた金融等も含めてさらには一般も含めて16人の委員を構成させて頂きながら今月中にそれをスタートさせていきたいとそういうことであります。この基本目標、実は2020年までの目標で国としては大きな30万も雇用を作りたいと地方への人の流れを作りたい。それも東京圏から4万人ですか、それが地方に行くとそんな考え方があるわけでありますけれども地方としてわが町としてやれる事をどう展開していくかとこういうことでございます。そこでいちばん大事になってくるのは先程から言っているわが町としてどう仕事を作っていくか雇用を作っていくかとこういう部分が非常に大事に人口問題等々考えるときにそういう問題が基本的にあるわけでありますからその部分について一生懸命努力をしていきたいと、仕事を作るというのはいろんなやり方があるのだとこういうふうに認識しておりますのでその辺の事について努力をしていかなければならぬとこのように思っている訳であります。そういう部分については農業戦略もそうでありますけれどもいろんな進め方をしていかなければならない。既に御案内のように色々な意味で総合計画に基づいて昨年、一昨年さらにはずっと昔から農業の人づくりだとか商工業等々の担い手対策だとかそういうことに取り組んでいるわけでありましてそういうやつを考えながらどう進めてわが町の実態に合うか進めていくとこういうことでありますのでまずもってご理解をして頂きたいとその中で新しいわが町の実態に合うものをどれだけ取り入れていくかそして国、道がどれだけ理解を示しながら財源的な配分と言いますか要望に応えてくれるかそういう作業になってくるとそんなふうに思っている訳であります。これは10月までということもありますけれども一遍に全てが整理できるわけではなくて徐々にそれらを過疎計画ではありませんけれども追加するものは後でも追加できるという風に認識をしておりますのでそういうことをしながら進めていく作業にしたいとそんなふうに思っております。ただ一時的には戦略として10月と言いますか秋までに作っていかなければならないとそういう状況にある訳であります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 10月の策定までの期間で議会としても非常に関心の多い所でございまして議会も出来ればその策定にしっかりと足を踏み込んでいきたいと思う1人でありますけれども冒頭言いましたようにやはり生前教組でございますからしっかりとその辺のところをお互いに切磋琢磨していきたいというふうに思っているところですがこの戦略策定について時間もございますからもう1点だけお聞きしたいと思います。1つはこの戦略策定に当たっては先ほど町長の答弁でありました成果目標というのを1つあげなければいけないということになっています。そしてこの中では具体的に小さな基礎的自治体にあっても人材の派遣等は大いにしますよということも唱っております。それらに関してしっかりとデーター等もいただけるということですからこの成果目標を1つは立てていくということは具体的に総合戦略の中で今、実施できる中身について一定の成果目標を立てていうふうに逆に読みとることもできるのかなと思いますが今後の平成27年度の総合計画の見直しの年度でありますから今後の総合戦略と絡めて成果目標をしっかりと総合計画の中に見直しの中に組み込んでいくという考えはあるのかないのかその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 総合計画の成果であるとか助成成果であるとかというものは、うちは先進的に取り組んでおりますのでその報告の中で取り組んでいきたいなと。やれるのではないかなとそんなふうに思っています。特に地方創生という部分では成果が具体的に後で求められてくるなと思っております。それはそれとして別立てをしなきゃならないかもしれませんけれども相対的には今わが町が先進的に進めている手法等を生かして進めることができではないかとこのように考えています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 私が今回の設問の1つ目にあげた大きな理由の1つは第5次美深町総合計画の中にはあります、みんなで創る心通うまち美深という項目、住民が主体となって自らまちづくりを考えるなど意識の高揚と住民意見を反映した町政運営を推進し住民創意のまちづくりを目的とします。と言うことで住民参加の促進と言う項目があります。私はこの総合戦略策定に当たっては短期的な問題というのはクリアしなければいけない問題もありますが、ひとつの大きなチャンスだと思っています。従来、年次ごとに10年ごとに計画を策定してそれに則ってこの街は進んできました。それが第5次のちょうど中間点にあります。そんな中で住民の参画の仕方、参画の仕方というのは町長も努力して色々やってこられたと思います。前町長もその通りだと思います。しかし住民の参画と言う観点か

らするとまだまだ不十分なところがたくさん見え隠れします。せっかくいい戦略の立て方なのですからここで思い切って住民意識を捉えるような手法を旧来の手法からちょっと変えるような仕組みも実は考えるべきではないかというふうに思っているところが私のここでの一般質問の重点的な問題であります。これについては過去の一般質問の中でも相当何度もわたり共同のあり方ですとかそんな論点で色々と質問をして参りました。やはりその時代は期が熟していないということもあったのでしょうかけれども今、住民の間からはいろんな陳情やあるいは請願なり出てくるようなそんな町の姿になりました。やはり積極的に今後2050年までの間、この美深町がどのような形になるか心配とそれからいろんな考え方を持っておられる町民の方が多くおられると思います。それらの声をしっかり取り入れるような仕組みを旧来の縦割りと言いますかそんな形での意見の聴取ではなくてしっかりともう一步足を踏み込んでそんな町民の声を聞くそういう仕組みをいいチャンスに作るべきだという風に思っております。その辺の考え方、これからどうから取り組みは考え方をお聞かせ頂きたいというふうに思っています。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）先ほども少し触れた訳でありますけれどもうちにはそれぞれ色々な懇談といいますか相談といいますかそれらを積み上げながら取り組んでいるわけであります。言ってみれば他の自治体、町村よりかなりそういう面では数が多いのかと。これは良い悪い、の評価は別にして中身がどうだということは別にして結構精力的にそれらの部分取り組んでいます。それにも増してあえて言えば自治会の活動というものは、うちは相当進んでいると。しかし中身に若干課題があるのと思う部分があるわけですがとも17の自治会がある訳でありますけれどもその中でなんとか地域計画をそれぞれ作ってほしいとお願いをしてここに来たわけであります。自治会の地域計画それが今取り組んでもらっているわけであります。その中に相当意見が出てきているところもあり残念ながら出てこない部分もあるわけでありますけれどもそういう声を大事にしながら住民との協同する進め、まちづくりに努力をしていきたいとそういうふうに考えております。

○議長（倉兼政彦君）7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君）そういう関わりについてはこの後の議員の質問の中にも多分出てくると思いますのでこのくらいにしておきますが戦略の関係ではもう1点、最後に具体的な農業戦略と教育戦略この観点からお考え方を聞きたいと思いますが農業戦略の中に1つはアグリクラスターへの取り組み、あるいはアグリアカデミーの取り組みは今後考えておられないのかどうか。具体的に言いますと実はこの町の戦後初めての町長でありました西尾六七さんは人づくりの基本は教育にあると言うことで酪農学校を作られて親子共々酪農学

校に通った方も居ると聞きます。卒後20年ほどですか学校としてしっかりと教育機関であったと自供の中で多くの卒業生の方がこの美深に限らずこの道北地域あるいは他の所でもしっかりとその農業を組み立ててきた歴史的なことがあるという風にお伺いしておりますけれども農業がこういう危機的な状況になった時にしっかりと農業の問題を学校として当時は酪農学校という形でありましたが今の農業基盤の構造等を考えながらしっかりと農業を学ぶ場そして農業を実践していける場それを戦略の中にあるいは国の最高の今技術を持ってこんなことをすれば儲かる農業ができるということそんな学校をこの時期にしっかりと組立てはどうかという風に思うところであります。教育の面に関しては同じく西尾先生が今の美深高校の前身名寄農業高校の分校を作り、今の美深高校をつくりました。美深高校も非常に今、危機的な状態にあります。これも戦略の中にしっかりと高校の存続を含めてこれらを戦略の中に取り入れるような考え方を進めていけないのかどうかそれは教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君） 全体的な話がありますので教育長に捕捉してもらうのも構わないのですが私の方からお答えをしたいというふうに思います。先ほど戦後といいますか戦後今年で70年でありますけれども敗戦を受けて民主主義がスタートし地方自治法がスタートしその中でまちづくりをどうするかということで当時も西尾大先生、先代、先々代の町長は戦後復興という形で農業の復興なり教育の復興なり高名な考え方を立てながら確実に1つの方向だしたと言うところで私は評価しておりますしそういう時代であったと、そういう時代的要請があったのだろうとこう認識をしているわけであります。しかしながら今の地方創生の時代とその時代とは全く違うとは言いませんけれども少し時代背景が違うのではないかと。これもまた少し認識をしておかなければならぬそういう意味で農業クラスターなり教育クラスターというお話をございましたけどそこまでの考え方方は今のところ先ほど言った戦後復興をした新しい自治法の中で農業改革なりさらには教育改革等々を、といった、そこまでの考え方、枝葉の部分と言ったらちょっと問題があるかも知れませんけれどもそこまで大幹のどこまでは触りきれていないのではないかと。これはやっぱり國の方針等々が変われば別でありますけれども今はまだそこまで求められていない、そういうふうに認識を持っておりまして地方創生と言う中でもそこまで先ほど議員が言われた大臣の発言を見ると小さな町のおじいちゃんおばあちゃんが参加する小さな商いの話まで大臣が言うわけでありますからそういう根本的なところに触ってくれるのはありがたいのでありますけれどもだいぶ認識が違うのではないのかなと考えている所であります。

○議長（倉兼政彦君）7番 岩崎君。

○ 7番（岩崎泰好君） 後の議論は他の議員の一般質問等で充分議論頂きたいと思いますが 2点目の町政執行方針についてあります。この一般席に来て出すべきか出さないべきか、色々迷っていました。前置きとして町長の個人攻撃ではないと言う事をご理解頂きたいと思いますが 1つは町政執行方針を述べるにあたって迫力が感じられない。並々ならぬ努力なくしては決して成し得ないものであるというその迫力が伝わってきませんでした。単に書いてある文章を読んでいる、これではリーダーについていく職員も住民もいなくなるのではないか、そこが 1点目です。その点について執行方針を述べられた後の事ですから今後の取り組みとして並々ならぬ努力というのはどういった努力なのか。町長も私も一般質問をずっと続けていく中ではそれは言うのはわかりますけれども大変なことなのだ、大変なことなのだとずっと今まで言ってこられました。しかしここにきてこれまで以上に並々ならぬ努力をしなきゃいけないと言う事は町長自ら意識改革をして自らの行動変えなければついて来る人はいないのではないかと思います。裸の王様ではいけないというふうに思いますがあえて言わせてもらいたい。どのようにされますか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 迫力がないとかということについてはそれぞれの表現なり議員さんのお話でありますから率直に言葉でありますから受け取りたいという風に思っています。そうかなという風に思っているところであります。だいぶ弱ってきてるかなぁとそんなふうにも思ったりする訳であります。しかし自分としては迫力がないと思っていません。結構な無理も言いますし指示、指令もきついものがあるわけで職員も泣いているのではないかなぁと思っている部分もありますのでご理解を頂きたいなとそんな風に思っております。街の評価といいますかそういう部分については、ついてくるとかこないとかそういう話もありますけれども、それは議員さんもそうでありますけれどもおかげさまで 3期目無投票させていただいたわけであります。一定のご理解をいただいているのかなとそんなふうに思っている所であります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○ 7番（岩崎泰好君） ちょっとわかってもらえないところが残念でありますから町長、旧来、意識改革ということをすいぶん口にされておられます。特に職員の意識改革が重要だと言うことで随分職員に叱咤激励しているところだとは思いますけども 1つ、町民に対しても町民の意識改革も言われております改革を示す町長の行動というのが私は必要かなと思っている所であります。例えて例をあげれば、町民に毎月発行される広報誌にこの町をこうしたいのだという思いを述べるページを 1行でも 2行でもいい、そんなページを作られてはどうかと思います。また一例でいいますと挨拶や一声かけるそんな一声運動を、全町民

に呼びかけてはいかがでしょうか。また職員にあっては旧来自主的に一定の職員研修とは予算上、付けてありますけれども全職員に自主的な研修の場を、ということで旧来は進んできておりました。ただやっぱり全職員が一丸となってこれから決意と覚悟を進めるにあたってはしっかりと定期的にプログラムを作つて職員のみならず町民にも学習の場を提供されてはいかがでしょうか。もう1点は4年間これから3期目を勤められるわけですが、是非、全町民とは難しいかもしれないけれども一日の目標を決めて町民と会つて話をし、話を聞き、話をするそんな時間を10分でも20分でも作つていかれてはいかがでしょうか。そんなことを実はこの行政執行方針を聞きながら感じた所です。1つは町長の意識改革のその原点に私は先ほどの答弁ではそうではないと言う風に言われたものを具現化していくと。町民の例えればそれが誤解であれば誤解を解いて町民と一緒にこの町を作っていくのだというそういう具体的な行動事例を町長自ら提案をされて実践されてはいかがでしょうか。この美深町の町長は過去にあってはそれぞれ5期、それぞれ20年の職務を全うされました。山口町長もそれだけの覚悟は、私はこの文言からは感じたいと思っています。ですから新たな街づくりにあってはそれをしっかりと目に見える形で実践していく。表に出せないのであれば出せるように行動を変えていく、そんなことがトップリーダーとしての役割ではないかと思っているところですがお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君） 色々言われて少し手法が私と議員さんでは違うのかなと言う感じがしないわけでは無いのですが自分としての行動といいますかそれは町民に一声をかける、挨拶をする、これは私も含めて職員にも努力をしてほしい。努力といいますか、やってもらっている部分もあるわけです。それはそれでいいなと思っています。それと町民と話す機会、これは誰と比較するとかは抜きにして私はかなりその辺の部分で、自分の性格もあるわけでありますけれども割と外へ出ている方ではないのかなと。それが仮に理解されていないとすれば私ちょっと寂しいなと気持ちもしない訳では無いわけあります。その辺がちょっと議員さんと私の認識が少し食い違うところがあるのかなと思うわけあります。しかしながら考えてみれば行政でありますからいろんな裏付けそして進めが現実的にあります。それと思いをもう少し前面に出して語れとこういう話もあるわけでありますけどもそれは私も思いなり夢は無いわけではありません。しかしそれを思い切って、出来ないことを言ってしまえばおかしくなるわけで、行政はやっぱり確実に現実的にやっていかないと町民を惑わすことになってはいけないのでないかと。夢ばかり語っているのもいけないのでないかと。やはり現実対応を相当しないといけないと。これは行政に与えられた、トップに与えられた宿命では無いのかなとそういう責任を感じて執行させてい

ただいている訳であります。

○議長（倉兼政彦君）7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君）その辺のところで非常にいつもぶつかるところなのですがやはり夢をしっかり語って住民がその夢にどうついて来るかということが私は重要だという風に思っています。夢を語ることと実際に執行することはまた別問題ですから。その夢のもとに執行をしっかりしていくということか大事だというふうに思っていますが時間がありませんのでこれで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）一言、最後に私から答弁は要らないのかもしれませんけれども夢、夢と言われる部分がありますので例えば私は望みの森と対峙している菊丘の山を相当時間がかかるかもしれませんけれどもああいうものを作り上げていきたいとか夢は相当語っているつもりであります。それをかなり現実的に予算等々時間がかかるものですから、それを夢ととってくれていない部分が、思いととてくれていない部分があるのではないか寂しい思いをするところであります。その他もいっぱいあるのです。かなりの部分で実現させてきた部分もありますから私の思いは相当、行政の中に入っているそんなふうにご理解を頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）以上で岩崎君の質問を終わります。

次、10番 南君。

○10番（南 和博君）私は、今回項目2件、件名それぞれ1件ずつを町長または教育長に一般質問させて頂きます。まず1つ目、項目産業でありまして件名は機構改革に伴う農務課の果たすべき役割についてということであります。今ほど岩崎議員からあったように町長も3期目と言うことで新たな気持ちで町政執行に当たると言うことで執行方針の中身に基づきながら質問させて頂きたいというふうに考えております。山口町政3期目の手始めに役場機構改革がなされ、農業機関産業と強く振興する意味から産業施設課から分離独立して農業振興を専門的に担う農務課が設置されました。背景としてはこれまで以上に農業を専門的に支援していく考えと近年増えつつある農家子弟へのUターン現象やこれまで支援してきた担い手育成新規就農者受け入れが実を結びつつあるからと認識しております。我が町において人口減少対策として最も可能性の高い農業をまちづくりに活用しようという農務課の設置を歓迎する中で以下の点について所見を伺いたいと思います。①畜産クラスター事業への取り組みの進捗状況と今後のスケジュールは②農務課と言うセクションを設置したからには専門化した職員の育成、採用及び地域おこし協力隊制度を活用した多様な専門職の人材投与が必要ではないかと言う点であります。よろしくおねがいします。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君） 南議員から農業に関してのご質問を頂いたところでございます。色々ある訳でありますけども大きく2点に分けてご質問を頂いた訳であります。1つは畜産クラスター事業への取り組み、進捗状況、今後のスケジュール、こういうことでありますけれども畜産クラスターと言う事は、これはなかなか皆様方理解できているのかどうか私も私なりに理解している部分もあるのですけれども新しいこの頃の言葉であります。地域の畜産農家をはじめ関係事業者これらに向けて連携、結集をして地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制構築を取り組むわけであります本町のこれらが取り組み状況、3月の予算議会の際にも担当より若干答弁を申しあげておりますけども個人の機械リース事業がこの中に入るわけでありまして、これで対応するわけであります。暫定的な取り組みを進めてきているこういう状況にあるわけであります。この畜産クラスターの全体的な取り組みといたしましては現在JA北はるかとの協議を進めている所でございましてその中にあって生産団体及び関係機関との協議を正式に立ち上げる形で関連事業の活用を含め早急な対応を進めていきたいと考えている訳であります。本町の農業生産の7割を占める酪農畜産でありますから農業の基盤を支える部門として非常に重要で大事であるとこのように思っております。特に農業生産を維持拡大するためには7割を占めているわけでありますから酪農畜産における収益性の向上に向けた取り組み等々が大きな課題と認識しているわけであります。従いまして引き続きJA北はるかを中心として生産者との協議を進める中で美深町全体の対応策を検討して参りたいこう考えているわけであります。2つ目の農務課と言うセクションを設置したからと専門職員等々の話が出ていました。また地域おこし協力隊、これらのお話もあったわけであります。専門職の人材投与という農業の部門の話でありますけれども本町では農業振興センターの設置に伴って平成8年から本町の農業の基本である土作りに関して専門職員であるものを配置して土壤診断や設置設計指導を行って来ているわけであります。本町の農業振興においては経営の分野に関してはJA北はるかが中心でありますし技術的な分野に関しては普及センターが担っているわけであります。従いまして関係機関等々と協議しながらそれらの専門性を生かして役割分担を担いながら関係機関と連携してこれらの課題に対応していきたいこのように考えているわけであります。これらの専門機関があるわけでありますし、それらの連携があるわけでありますから、したがいまして現時点では新たに専門化した職員の配置これまででは今考えてはおりません。JA北はるか等に置いて技術的経営的指導体制、担い手確保対策の充実を図るため専門的職員の配置を検討しているという情報がないわけではありません。まだ情報の段階ではありますけどもそういうこともあるわけでありますし農協の相談会等にも出席

をしておりますけれどもそういうご指摘もあったという事を認識しておりますのでそういう話がまとまる段階においては町としての考え方も協議しながらまとめる必要があるのかなとそう思っているわけであります。地域おこし協力隊等々の関係でありますけれども東京農業大学の元教授であります協力隊の先生が満期といいますか3年経過しましたので支援集落員として継続して頂く中で本年度から新たな試みとして新規就農予定者、農業後継者対策などを対象に幅広く農業の知識を習得できる農業支援塾の開設、これに向かっているところでございましてご理解を頂きたいとこのように思っているわけであります。従いまして多様な人材活用なり人材づくりをやらなければならないわけでありますけれども行政だけでできる部分ではございませんので関係機関等々と協業しながら、農家と協議をしながら、積極的に対応してまいりたいとこのように思うわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） まず畜産クラスターの関係から大きく質問したいと思います。今、町長からあったように美深町における農業生産額、今、去年のJAの総代会の資料によると73億、そのうちの58億、約8割ですね。町長は7割といいましたが70数%と言うことで非常に高い割合を占めていると言うことであります。ただその今、酪農畜産業界が生産者の高齢化や口蹄疫の影響でいわゆる牛、資源の枯渇が進んでおりまして日本全国で収容頭数の減少が異常なペースで進んでおります。数字的には個体単価が高いということで目標はクリアしているのですけども収容頭数で行きますと非常に危機的状況です。昨年度美深町においても4件の酪農家が生産中止し頭数ベースで250頭近くが減少しております。堅調な高値が続いている和牛の繁殖生産農家におかれましても予期せぬ疾病等もありまして収容頭数が伸び悩んでいるというというか減少傾向にあります。また肉牛生産農家も酪農家の減少で素牛生産が非常に少なくなっております。非常に生産資源と言う部分では非常に今、業界では大変な話になっております。町長も農業新聞等々を見ると価格の高騰に目を配っているかなという風に思いますが、そういう状況が背景にあります。美深町の生産額の8割近くを占めている酪農畜産が衰退していくと言う事はわが町の農業にも非常に影響があるとそう言った意味で今、全国各地、特に近隣の町村でも畜産クラスター事業に取り組んでJAが主体で事業展開するケースですとか町がその酪農会社に出資して酪農振興していくというようなそういうこともこの畜産クラスター事業には入っていますよね。改めて言いませんけれどもそういったことで畜産クラスターというと畜産だけのイメージがあるのですがこれはクラスターと言う「房」と言う意味ですけれども、点と点が繋がって大きく線になり面になりという、この事業でありますから私や議長が言うとそっちのほうの認識ばかりになると思いますがそういう意味ではなくて美深町の農業を

守ると言う意味では、これは非常に重要な事業でありまして早急に膝つけあわせて進めるべきではないのかなと。この延長線上には新規就農者の受け入れだとか雇用の促進、先ほど町長が言ったように地域創生に絡んで雇用の基盤を確立したいと言う発言もありましたがまさにこういうものがマッチしてくるのではないのかなと担当部局では色々考えてくれているのかな、と思いますがそういった点でこの事業は、非常に僕は取り組むべき事業ではないのかなと言う風に考えておりますのでそのいわゆる地方創生にも絡めて町長の方で一定程度の認識があると思うのでその辺も今一度伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君） 地方創生と絡めてというお話もあったわけでありますけれども具体的にこの畜産クラスターが地方創生と絡めて考えることができるのかどうかという、これは相当検討して行かなければならない部分があるなと認識している所であります。今の段階ではイコールで結びつけないでいて欲しいなとそう思っております。冒頭南議員から言われた畜産のわが町の占める割合、特にJA北はるかが扱っている中での畜産の割合、酪農の割合等々については私も理解をしているつもりであります。しかしながら問題は生産者といいますか酪農家、畜産農家、更にはJAの基本的な考え方がどの方向にあって、どんなまとまり方をして、どんな戦略を立てているのかということが見えないものですから今、私としては踏み込んだ事を言うのをためらう訳であります。これが1つのわが町の農業、酪農、畜産の部分の非常に大事な要素になってくるということは私も理解をしております。特に新規就農という部分等々については酪農で言えばなんとか牛を飼う技術なりそういうものは早急に身に付けることができるけれども餌作りについてはなかなか難しいものであるとか、そういう部分も。ただ、わが町の生産者なり農協が広域化だとか集団だとか法人化だとかそういうことについてどうも積極性と言うものが残念ながら見えない。行政をこんな方向で動かすという意欲、そういうものがなかなか見えてこない訳で懇談会等々、農業団体さらには生産団体ともやるわけでありますけれどもそこまで踏み込んだ話がなかなか出てこないものですから私としても残念に思っている状況であります。今後そういう方向がでてくるのだとすれば、そして広域農協でありますから広域ではたしてやりきれる部分があるのかどうか。ないのだとすればわが町と広域農協でありますけれどもそれはそれとして切り離してもどうするかという課題もあるのだというふうに思います。農業分野については過去も畜産部門だけではなくて相当な投資をしてきていると言う重心もあるわけでありますけれどもこういう部分についても将来の大きな課題として取り組んでいくという意欲を持っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君）その次の農務課と言うそのセクションの専門化した職員の育成等々に絡んでくるのですが僕は今回、町長がこうやって農務課と言う非常に農業をしっかりと守っていくと言う姿勢が表れて凄く良いと思っているのですけれども農業者からしてみたら非常に期待度が高い印象を受けます。今、たまたま町長から言って頂きましたけれども僕はこの農務課を作るにあたって町長が美深農業をリードしていくと言う意味合いで農務課を作ったのではないのかと。JAも、今言うようなこういう状態ではダメだよと、町が主体的にリーダーシップを取ってやっていくのだという意味合いがあってこの農務課ではないのかと。受動的ではなくて能動的に政策を打って出ると言う意味を込めて農務課では無いのかなという風に思ったものですから。今の発言からすると同じようなスタンスなのかなと、それでは僕はこの農務課が新進系の良い課長が来たのですからね。そういうそのリーダーシップをとれるようなそういう考え方でやってほしいのですけれどもどうですか。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）もともとうちには農務課ではないですけれども農政課と言いますが農業という冠がついた課があったのです。機構改革、行政改革等々の中で退化線を引いたわけありますから産業部門1本にして農務と言う言葉がなくなったわけでありますけれどもやっぱり私は農業部門「農」と言うものにこだわりながら農務課を復活させたと。農務課という言葉ではなかったけれども農政課かつては農業振興課までさらには耕地課まであった時代もある訳でありますけれども、今やれる範囲として農務課かなという形で限られた人材の中でお褒めをいただいた新進気鋭も配置したつもりでありますのでご期待をして欲しいなと。頑張っていきたいとそれぞれの解釈があるわけでありますけれども農協さんを置いて行政が農業って言い切ってしまったらこれはいかがなものかと。わが町のJAの幹部の方々は北海道をリードする農業開発と言っておりますから。幹部たちが言っておりますからそういう面で頑張って欲しいなという一面もあるわけであります。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君）先ほど北はるか農協は広域の農協だと言う話がありましたがJA北はるかの農業振興策と各町村の振興策のマッチングが非常に難しい状況があるのかなと言うふうに思います。そういった意味で、今、北はるかに所属している各町村、中川から下川まで各町村で統一した農業政策を打ち出すことが北はるかの農業振興策につながるのではないかと思うのですけれどもそういう議論というのは各首長とされている経過はあるのですか。またそういう考えがこれからあるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）広域農協がある中で首長がそこまで踏み込んだら失礼になるのか

など。下川さんは下川さんで既に畜産クラスターを立ち上げる作業に入っているようありますから、それはそれでそれらの動きを参考にしながら、ただ我が町の農協さんの第3次ですか第4次ですか振興計画等々の中にも今の計画の中には産業クラスターという言葉は無いのですね。そういう文言すらない状況でありますからそういうことも加味してそういうとこに入ってきて生産者と一体となって行政でどうしようという段階に来たら大いに取り込むことができるのではないかと、今、そんな段階であります。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君）そういう意味で農協の尻を少し叩く意味でリーダーシップを取って行った方がいいのではないのかなという思いであります。次、専門職の関係でありますけども今回の補正予算の中身を見ると市村先生がそういう農業支援塾をやると。非常に良い取り組みだなと思います。それ以上にもっとその普及所とかもありますけれども町として地域おこし協力隊等々あと酪農学園大学とかいろんな大学出身者の生産者もいるし青果物の市場関係者とか飼料メーカーとか色々人脈があるはずですよね。そういう方々をうまく利用していくというのも農協に刺激を与えるという意味も含めてそういう考え方も必要ではないのかなというふうに思います。役場も公務員というステータス、プライドもあるのでしょうかけれどもわからない部分はわからないでいいのです。そういう部分の外部の知恵を取り込むと言う、それがこれからの行政ではないのかなという風に思うのでそこら辺もプライドを少し捨てて、そういう体制づくりをするのが結果的に町づくりに、農業振興になっていくのではないかというふうに思いますのでそういう考えを持っているか持っていないか、伺いたいがというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）実は私も職員時代、農務の経験があるわけでありまして自分としても若い時からそういうつもりでわからないことがわからないと言いましたし、動かないところは尻を叩いたのか応援したのかはちょっとアレですけれども言葉は難しいでありますけども、いらないこと言ったこともありますし一生懸命やらせていただいたとそういう姿勢で農務課を作っておりますので新しい発想の中で努力をしていきたいと農家の皆様も、農務課という冠がついたわけでありますから燃えているのではないかとそんなふうに理解をしてください。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君）それでは次、教育の方に入りたいと思います。項目、教育。件名わが町のスポーツ振興策とまちづくりについて。これは答弁者に町長も含めていたつもりでありますけれども。入っていないのですけれども、これは印刷ミスなのか、議運でもん

だのか。それではまず読み上げます。我が町は近年スポーツ各種目の全道、全国大会誘致で関係者や観戦者の呼び込み客増で町の経済波及効果を生み出し、大いに町づくりに貢献しております。その意味においてまだまだ振興策を講じて町づくりを進めるべきと思いますが以下の点について所見をお伺い出します。①各種目の大会誘致は美深町のPR効果や経済効果の一役を担うことから大会支援を充実強化できないか。②合宿と滞在型対応の受け入れ態勢の整備、充実を図るべきではないのか。③多目的運動広場の有効利用を考えれば別の用途に活用することを検討できないか。④エアリアルプロジェクトのこれまでの10年の経過を踏まえプロジェクト自体を展開向上した上でカナダエアリアルチームの合宿やフリースタイルスキー全般の大会誘致の体制整備を図り多額的な予算の充実強化でプロジェクトの目的達成とまちづくりに貢献すべきではないのかを教育長に伺いたいと存じます。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、町のスポーツ振興とまちづくりについてご質問いただいたところでございます。冒頭お話のありました通り、スポーツを通して全国大会の誘致ですとか関係者、観戦者の呼び込み等含めて町づくりの経済効果を目指してきているという分では近年関係者のご協力を頂きながら非常に力強くご協力をいただいている、支援をいただいているなと思っているところでございます。そういった中にあって4点ほどのご質問を頂きました。まず各種大会誘致と大会支援の充実についてですけれどもこれまで各種スポーツ大会の誘致に関しましては各競技団体が主体となって進めてきておりまして今後においても基本的にそういった形で進めていただけるものというふうに考えているものでございます。またこれらの大会支援につきましては大会の開催に必要な施設整備それから備品の購入と、その大会の開催にあたって必要とする環境整備こういったことにつきましてはこれまで要望を受ける中で対応してまいったところでございます。必要な支援については今後も引き続き行っていきたいというふうに考えております。教育委員会といたしましても今後とも大会誘致開催に関してはスポーツ関係団体との連携をしっかりと取り組んで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。次に合宿等滞在型の受け入れ態勢の整備充実についてでございますけどもスポーツ合宿に関しましてはこれまで冬期間に福岡県、和歌山県のスキー合宿や全日本及び北海道フリースタイルスキーの合宿等の受け入れを行ってきております。その他、近隣市町村で開催される大会の参加選手等が美深温泉や町内の宿泊施設を利用し合宿等が行われているということは既に皆さんご存知のことと思います。5年後に開催される2010年の東京オリンピック、パラリンピックに向けてスポーツ合宿誘致の機運は全国的に広まっております。美深町におきましても

先日、高橋はるみ知事を名誉会長として設立された2010年東京オリパラの成功を支援する北海道の会、これが先日札幌で開催された訳でありますけれども本町からは山口町長が参加をし、北海道とも連携をしながら体制づくりに勤めていると言う所でございます。今後はこれらの動向を見る中で必要な体制づくりをしていくことが必要かなと言うふうに考えております。次に多目的広場、運動広場の有効活用策についてでございますけども、既にご存じの通り運動広場は平成6年に多目的広場、そして平成7年には18ホールのパークゴルフ場を備えオープンをし、近年ではパークゴルフ場協会の協力を頂きながらさらに18ホールを増設し現在36ホールで共用している所でございます。多目的広場につきましては照明設備を利用したナイターソフトや町民運動会等の会場として利用されてきましたけれども現在では毎年7月に開催される体育協会主催の自治会対抗ソフトボール大会が主たるもの、冬場でいけばウィンターフェスタということがありますけれども使用が限られてきている状況かなと思っています。このような利用実態を踏まえて教育委員会としても施設の有効活用については課題であるという認識を持っている所でございます。今後におきましては体育協会やスポーツ推進、自治会体育部長さらにはスポーツ関係団体等からの意見を聞きながら今後どうあるべきかというような方向性について考えていく時期が来ているのではないかという認識を持っている所でございます。4つ目にエアリアルプロジェクトの多角的な事業展開と予算の充実強化についてでございますけどもご質問にありましたとおり平成17年度からスタートしましたプロジェクトも10年目の節目を経過したところであり今後の方向性を見定めていく大事な時期に来ているというふうに考えております。これまでフリースタイルスキー、エアリアル種目による種目転向型タレント育成事業教育としたスポーツ振興策を進めてまいりましたけれども昨年スポーツによる地域活性化と言う視点からスポーツとまちづくり推進会議を立ち上げオール美深体制で明確な目標を供出することをして来たところでございます。こうした中、昨年12月にはフリースタイルスキー競技の盛んなカナダ・ケベック州を視察訪問し、この3月にはカナダエアリアルチームを全日本北海道大会に招命をし、おかげさまでチームの方々から見ていただいて一定の評価を頂いたというふうに思っております。今後これらの合宿の受入、そういったものに係る課題等が見えてきたかなという所でございます。今後は2018年の韓国のピョンチャン五輪の事前合宿誘致に向けて関係機関と連携を図りながら取り進めをしていく考えでございます。美深町がフリースタイル競技全体の強化拠点となるよう、効果的な施設整備の検討を進め、選手の育成強化についても必要な支援に勤めていかなければならぬと考えているところでございます。ただ、こういったスポーツを中心にまちづくりを進めしていくとそういうことに関しましては、やはり行政だけでは到底できるものではございま

せん。各関係団体、それから地域の全体的な協力を頂き、その中でこれまでエアリアルプロジェクトとして取り組んできて協力してくれている方々を中心としながらオール美深体制で取り組んで頂ければならないと言うふうに考えております。以上ご答弁とさせて頂きます。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君）順を追って再質問させて頂きたいと思います。まず①の部分でありますけれども各種大会の誘致、最近、美深町を全道大会の大会場に色々行っております。昨年はトランポリンが全道ジュニアで行いましたし来年はお話だと卓球の方で、全道大会を美深町で開催地に行うという話があります。今回スポーツ振興と言いつつもまちづくりという視点で質問させてもらいますけれども教育長から施設整備、環境整備等々これまでと同様これからもしていくと言う話ですけれども町がお金をかけないでたくさんのお客様が美深町に来てくれる、これを使わない方法は無いのではないかという部分が主たる質問の内容でして、今、例えば、道全大会をやった場合はこういう経費がかかってあれこれ足りないから町に支援を、と言う作文の作り方だと思いますけれどもその科目の1つにまちづくり進行経費とか、そういう名目で町に経済効果を生むようなそういう部分も少し一定の基準で入れてオッケーにしてもらうようなそんな手法も必要ではないのかと、そうなってくると教育委員会と言うより行政のかなという気がするので町長にも、と思ったのですが今回そういう判断の下で答弁者が決まっているのであれば教育長に向かって言いますけれどもそういった、せっかく来てくれるお客様をただで帰すのではなくて町をPRするとか町に経済効果を及ぼすというようなそういう手法はできないのかという意味であります。そのへん教育長答弁しづらいと思いますけれども答弁を願いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）教育長。

○教育長（石田政充君）今、ご質問ありましたけれども、これまでも昨年のトランポリンもそうですし卓球については数年前も、全道大会やっております。またその大会が近年美深町に来ると言うことで決定されたということあります。各関係者非常に美深町の人々に来ていただいてどういう風にPRしていくかということを考えていただいているとよく理解もできますし、そういう努力をいただいていると言うふうに思います。そういう事で町に大会誘致をしていただく1つの条件と言ったらアレですけれどもそういったものにしていくのがいいのかどうか、まずは私どももいろんな大会を持ってきていただいて各関係者にやはりそういった町をPRする部分、それから地元のお店もご利用いただくとかそういう部分については意識啓発と、お願いしていくということは必要なことだろうとは思っております。それをルール化していくかどうかについては多くの議論がいるところだ

ろうと思いますので今、どうのこうのとはいう風には言えませんけれども考え方としては非常に理解できる部分ですし、それから関係者に対してもそう言ったスタンスを持って大会誘致をして頂けるとまちづくりとして非常に有効であるし助かると言うことで思いとしては同感をする所でございます。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君） 私も多少関わりながら、全道大会とかの運営に関わっているのですけれども、全道大会ともなれば最低2泊はします。選手団も総勢300人クラスになって昨年も温泉を貸し切り状態で利用させて頂いて非常に経済効果があるというは身をもって感じているわけです。また全道大会ともなるとお偉方の役員さんも来られて飲食店街の夜のご接待も十二分にしなきゃならないものですからまたそこで美深町の好印象もあれば次回も美深町でと言うような動きもあるのでそこら辺も言えば企画グループ等々も練り込みながらそういう発想で支援してはどうかというふうに思います。次に合宿関係の部分でありますけれどもこの4つ、ほぼ共通した部分でありますけれども今、先ほど教育長からあったようにエアリアル関係またスキー関係で非常に美深町に出入りも多くなっています。そういう中で課題として自炊できるような環境を作れないかという要望もあってそこら辺の整備を予算の端端にちょっと見え隠れして、考えてはいるのだろうなと言うふうに思いますが、近隣で言うと士別市がそうですけれども合宿の町として、そういう方策も考えていく必要があるのではないかと。ある意味公共施設の有効利用にもつながったりしますので是非これだけの人脈また関係者のこれだけの広がりがある中でそういう発想を持ってくのも1つではないのかと言うふうに思いますがそこら辺の考え方方が教育長の方でどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）教育長。

○教育長（石田政充君） 合宿等にこられて1番苦労する部分が受け入れの宿泊施設ということが一番これまで苦労してきているところです。関係者それから宿泊施設等にいろんな形でご協力を頂きながら、特にシーズンが重なるというところがあってその辺の苦労があります。そう言った中で今言われた特に長期間合宿をされるということになれば公共の宿泊施設を使われると多額の経費が掛かるという課題もあります。ただ地元としてはそのようにしていただけだと経済効果も大きいと言う裏腹な部分も二面性があって、非常に悩むところですけれども長期的にスポーツ振興といったものを支えていくためには今言われたその自炊をしながらでもできる体制といったものが必要なだなという認識は持っています。ここら辺もいろんな状況を見ながら必要な体制を整えていく時期が近いうちに来るのかなと言うふうに考える状況でございます。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君）次、3番目の運動広場の関係ですけれどもこれは長年、町民大運動会で活用しながら進んでいた中で交通事故等々の関係もあって今、美深小学校のほうに場所を移していると。そうなってくると非常に利用度が低くなっていて課題だなというふうに思ったものですからこの質問にしたのですけれども今回補正の中でも恩根内の保育所が遊んでいると言うことで地域の高齢者住宅に変えたり、前の総務住民常任委員会等々でも公共施設の有効利用の部分で意見がかなり反映されてきているのかなという認識を持っています。そういう意味で運動広場をいかに使っていくかと言う点を先程、教育長は課題という言い方もありましたが例えば今36ホールのパークゴルフ場ですか。これがまだ公認コースになっていないようなその辺の背景もよくわからないのですがパークゴルフ場だと例えればこの合宿に絡めて陸上関係、サッカー関係が合宿できるようなそんな施設改修というのも考えてもいい時代ではないのかと。そのまま遊ばせるには勿体ない施設ですから今この段階でこれ、あれ、それ、やるということにはならないかも知れませんけれども構想としてどういうものがあるか。あれば伺いたいなというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君）教育長。

○教育長（石田政充君）運動広場そのものが出来た経緯から行きますと地元の体育協会を含めていろんな要望を頂く中で運動広場が作られてきたという経緯がございます。じつは先程お話しましたが近年パークゴルフ協会の方で18ホール増設をしましたけれどもその段階で運動広場にというお話も若干ありました。体育関係者特に体育協会の方々にご相談申し上げた経緯もございます。そういう中では当初の要望の関係から今すぐにパークゴルフ場をあそこにという状況にはなかったというふうに思ってございます。ただやはり今後いろんな形で方策を考えていく必要があるだろうというふうに思います。今、言われた関係者のいろんな理解があるとするならばパークゴルフ場もあるのかもしれませんし、それから今お話をありました陸上競技の部分ですね。そういった部分も士別市等の状況をお聞きしますとやはり溢れている状況であると言ふことで一定程度の整備がされるとそういった部分も可能性は無くは無いのかなと。それからサッカーの話もありましたけれどもそういった部分でのいろんな利用方法はでてくるのだろうと思いますけれどもなんといつてもやはり地元でどのように使っていけるのか。そういう関係者の意向が必要だろうなとは思っております。そういうことを踏まえながらいろんな方策を講じていくことが必要なのだろうなと思っています。それと1つ可能性はどうかという部分で非常に難しい部分もあるのかもしれませんけれども町の方から今、ナショナルトレーニングセンターですかそういった部分のご要望等もしている経過もありますのでそういう状況も充分見極

めた中でどういった形で利用していくのが1番いいのかこれは早急に方向を出すという形になかなか、なりきれないというふうに思います。少し時間がかかるだろうと思いますけれどもやはりこのまま遊休といいますかあまり利用されない形で置いておくというのは今後としては課題であるだろという風に思っている所であります。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君）次④のエアリアルの関係ですけれども先ほど教育長から答弁あつたように昨年のカナダ訪問そして今年の3月の来日とカナダチームの来日とすることで一定程度の成果があったかなという風に思います。その際に美深町のFIS公認の台また運営、環境、非常に高評価を受けて次年度も引き続き美深町に来てみたいなと言ういい話もありました。そういう中で今の段階でカナダチームと確約的に確認が取れている今後のスケジュールなり事業計画というか方針みたいのがあれば伺いたいなというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君）教育長。

○教育長（石田政充君）現段階で確実に確約が取れていると言う分については無いという状況かなと思っています。ただ、この3月に来ていただいて美深の情報を持ってカナダチームに提供いただくということで6月にカナダの方でそこら辺の状況報告がされるようございます。そういう中で事前合宿候補地としてどういった議論がされるのかそれは向こうの議論を待ちたいかなという風に思っているところございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君）今年度は平成27年度エアリアルエアフォースの子供たち13名と聞いております。10年経過して、ただ子供たちがその中で日々成長しております。いつでも小学生ではありません。そういう中でコーチの部分が未だに通年の雇用がされていない状況で子供たちは成長するけれどもコーチが成長してこないというような環境があってこのプロジェクトが客観的に見てもどうなのかなというところがあります。保護者からも誰に相談していいのか、トップの人間がよく分からぬという発言もあります。そういう意味で10年経ってこれからも進めていこうという考え方であるならばコーチの通年化、そして子どもたちが成長する中では世界にも羽ばたいていく、昨年、北アメリカカップに美深町出身で2人目の高校生が出場しましたけれどもそういう環境を支援していくなければこのプロジェクトなかなか立ち行かないのではないかという風に思います。その辺をどこまでどう支援していくかはまた町の方も教育委員会の方もちょっと見てこないのでそれとも総合計画を見るとずっと同じ金額で羅列されていますけれどもこれではなかなか難しいのかなと。その辺の支援策というのはコーチのセッティングも含めてどういう風に考えて、これからいくのか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）教育長。

○教育長（石田政充君）ご指摘の通り指導体制というのが充分とられているかというとなかなか厳しい状況にあるということはご指摘の通りだというふうに思っております。やはりこれまでの経過の中で、今、ご指摘があったとおり指導者の通年体制と言う事は非常に望まれる部分だと言う風に認識をしております。ただその通年でエアリアルを指導してくれる体制を組める人材がいるかということが非常にいつも厳しく、悩んでいるといいますかこれまで入ってこられていろんなコーチ陣の方々ともそういったお話をするわけありますけれどもなかなか見通しが立たないと言うのが実態でございます。ただやはりそういった中で町のエアリアルプロジェクトを中心としながら全体で支えていく体制を作り上げて頂ければならないと。そういう部分で教育委員会としてその部分の関わり方の部分がどうなのかなということをやはり再度見直しをして行くことも必要なのかなと思います。そういう形で取り組んでいる子どもたち、保護者そういった方々に見える形で、誰に相談したらいいかとそういうことの見えない体制では困るのだと思いますのでそういう部分に関してはしっかりと取り組んでいかなければならないと考える所であります。そしてプロジェクトそのものがどうしていくのか。昨年ロシアでのオリンピックがあって、なかなかそれに出場が叶わなかったということがございました。そうすると3年後にピョンチャンのオリンピックがあるわけですけれどもそれに向けてどう取り組んでいくのかということがやはり当面する大きな課題であるだろうと。こういうふうに考えるとやはり最終目標がオリンピック選手の排出ということを考えていきますと4年ごとのオリンピックを1つの区切りとして、その中でどういう風に取り組んでいくかそういうことをしっかりと考えていかなければならぬと思います。3年後のピョンチャンに向けた支援体制というものをしっかりと組んでいく必要があるだろうと思っています。そういう面では体制そして支援財政的なものは何れにしても限りがありますけれどもどういった支援体制を組んでいけるのか、そういう形の中でメリハリをつけてやっていく必要があるだろうと言うふうに考えております。以上です。

○議長（倉兼政彦君）10番 南君。

○10番（南 和博君）いずれにしましてもJOCやSAJ、JISそれから日本スポーツ振興センターといった中央組織や各大学との協定で人脈は素晴らしいものがあるというふうに思っております。そういった人脈もその基礎を作ってくれた職員がいたわけでありましてその方の意思もつないでいかなければならぬなと。その思いで頑張っている選手もありますし、プロジェクト委員会の役員もおります。そういった気持ちを持っている、そういうことも理解して欲しいなと言う風に思いますしこのプロジェクトを始めた時の教育

長、主幹は今の町長、副町長であります。そういうことも含めて行政としても強く支援していく。地方創生にもつながるような部分も要素として有りますのでこのことを街づくりに貢献する、利用するというそういう観点で今後も支援して欲しいなという風に強く申しあげまして質問を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今、お話がありましたが本当に私も長年関わってきた当事者として通説をするところでございます。そういった中で多くの関係者の皆様のご協力がなければ進んでいけない事業でございます。そしてなんといってもいろんな思いを受け止めながらそういった部分をしっかり大事にしながらみんな力を合わせながらやっていくことが必要だなと思っておりますので議員におかれましてもまた違う立場からご支援を頂ければありがたいなと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 地方創生に関わることもありますので町長なにか発言ありますか。許しますが。

町長。

○町長（山口信夫君） 直接、地方創生、具体的にと言われたら難しいのでありますけども今、議員から求められていること、そして教育長が答弁していることに尽きるわけでありますけども私としては選挙の公約等々の中でも町づくりの一環としてスポーツ振興について取り組むということを申し上げておりますので今、議員からも求められた事等を踏まえながら努力して参りたいとこう思っておりますのでご理解を頂ければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で10番 南君の質問終わります。これから昼食休憩に入ります。再開は13時10分と致します。

---

休憩 午前11時58分

再会 午後 1時10分

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩前に引き続き一般質問を続行致します。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 1番小口です。項目は行政、件名は人口減少対策の具体的な方策は、質問の要旨、人口減少対策として、産業においては担い手をしっかり確保育成したい旨の発言があるが、新規就農者等に関する条例・商工業担い手支援条例があるなか更なる取り組みが必要と思われるがその考えを伺うものです。また、移住対策について短期・中期体験住宅の利用実績に対する評価と、今後の利用増に向けての考え方を伺います。件名

2つ目、職員の意識改革方策は、質問の要旨、町民に意識改革を求めるからには、役場が先頭に立って実践し、意識が変わったということを見せなければとの発言があるが、その方策と人事評価制度等を取り入れる考えがあるかどうかを伺います。件名3つ目、空き家対策法の取り組みについて、当町での空き家の実態と危険家屋と認識している現状について伺います。また、5月26日全国820万戸に及ぶ空き家対策の特別措置法が全面施行されたとの報道がありましたが、我が町の対応について伺うものです。以上です。よろしくお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、1番議員小口さんから人口減少対策の具体的な方策について、更には職員の意識改革、更には空き家対策の関係についてご質問がありました。順番を追ってご答弁致したく思います。人口減少対策の具体的な方策について大きくに2点にわけて質問がありました。1つは農業及び商工業の担い手対策、育成に関する関係でありますけれども、新規就農者等に関する条例、また商工業担い手支援条例がある中、更なる取り組みはということでございます。まず、新規就農等に関する条例について若干申し上げておきたいと思います。新規就農については、平成6年に遡るわけでありますが、これが条例化されているわけであります。そして議員もご理解頂いていると思いますが、大きな成果が上がっている状況でございます。それぞれ新規就農、更には特別就農、更には規模拡大等々があるわけであります。研修段階からの支援をはじめ、就農後経営の安定化を図るため、直接的な支援と合わせて更に生活環境の改善、言ってみれば住宅改修であるとかでありますけれども、側面的な支援等も行っているわけであります。26年、昨年からでありますけれども、農家指定に対する支援も新たに制度を充実させたところであります。また、今定例会で提案しておりますけれども、今回新たに合併浄化槽というものの対策についても支援を講ずる対策、そしてこれらの条例整備についても支援内容を充実するという意味で評価をする方向で取り組んでいるところでございます。これらの制度の活用を推進しながら、必要があれば支援策を拡充といいますか担い手の育成確保に取り組んで参りたいと考えております。合わせて商工業担い手支援条例は、商工業者の高齢化や担い手不足、更には商工会員が年々減少傾向にある中で補助金であるとか奨励金などの支援制度をきっかけに事業の継承や新規開業などに積極的に取り組んで頂くために、商工会との協議をしながら、26年度に思い切った制度を立ち上げたところでございます。現在国が進めでおります地方創生の取り組みの中においても町における雇用の創出は、基本目的の1番目に掲げられているわけであります。人口減少対策に雇用の創出は欠かすことのできない大きな重要な取り組みであるということは間違いないわけであります。従いまして、産

業の担い手支援と合わせて就業場所の確保も必要と考えているわけであります。従いまして農業、商工業などの産業育成の支援事業によって、就業者が増加をし、更には事業の拡大による雇用の創出が図られることを望んでいるわけでありますけれども、しかしながらこれらの制度の一層の定着、活用を推進しているわけでありますけれども、今、具体的に新たな条例をつくるとかは考えていないわけで、これらの状況を見ながら改善するといいますか拡充するということを考えていかなければならぬと思っているところであります。それと中・長期の体験的な移住対策といいますか、これらの実績評価、今後の利用状況についての考え方でありますけれども、市街地にありました短期移住型体験住宅は、平成22年からの取り組みでありますけれども、現在まで22年度に19件、そして平成24年度に整備した報徳地区の中期住宅体験住宅3件の利用がありますけれども、いずれの住宅にしても夏場に集中するわけでありますけれども、限られた利用者しか受け入れていない状況にあります。近年、移住を希望する方々のニーズの対応ですが、農村地区への移住希望の方も少くないところであります。全国にある移住住宅の中から本町が選択されますよう、これまでの中・長期の区分を廃止して、今後は市街地に2箇所程住宅を確保して、受け入れの充実、PRの推進を図ってまいりたいと考えております。それと改革という話がありましたが、職員の意識改革の方策でありますけれども、これまで何度も何度も意識改革という言葉を私は使ってきました。繰り返しになりますけれども、今求められている職員像というのは、自ら気づき、課題を解決に向けて行動を起こす職員でなければならないと思っていまして、次の一步を自ら踏み出すことが大切でなかろうかと思っておりまして、まず、行動を起こす職員になって頂きたいとお願いをしているところであります。そのためには、多くの住民と係わってまず町民を知ること、話を聞くこと、暮らしを知ることが大切であると職員に常々話をしているわけでございます。意識の変化というものを片や数字で軽々に表現することがなかなか難しいわけでありますけれども、意識改革の思いと言いますかそういうものご理解頂きたいと思います。それと同時に、この変化を住民の皆さんに感じて頂く、或いは評価をして頂く、そういう物差しはまちづくりの1つの成果になっていると思っているわけでありますし、一定の評価を頂いていると認識をしているわけであります。合わせて人事評価の導入の考え方等々でありますけれども、ご承知の通り、人事評価制度は平成26年の地方公務員法の改正によって法律上義務づけられたものでありますので、平成28年度から実施をしたいという方向で努力をして参りたいと考えております。更に大きな3点目でありますけれども、空き家対策の取り組み等々でございますけれども、平成26年12月段階でありますけれども、市街地周辺空き家と思われる我が町の家屋は約70件程度と推測をしております。管理状況につきましては、危険家屋の認定ではない

ものの、公道からといいますか道路からの目視等によりまして20件程度が老朽化等で危険家屋と認定といいますか、認定するまでもないのですけれど、そういう目視の状況があると推察をしているわけでございます。また、5月26日施行の特別措置法の関係でありますけれども、協議会などを経て、空き家などとしての判断が出された場合は、事前通知を行い、私有地への立ち入りや改善勧告などの措置が行えることになるわけでありますけれども、これが改善されなかった場合の取り扱いは、過料であるとか代執行という形がありますけれども、いずれにしてもなかなか難しく厳しい状況があるわけなのでご理解を頂きたいと思います。現在も空き家対策として住宅管理ですが所有者に訪問だとか文書等による対応を行っており、一定の成果を上げているわけでございますけれども、今後の同様の対応に快適な生活環境保全し、推進して参りたいと考えているところでございます。3点に渡っての答弁としたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは順を追ってお聞きしたいと思いますけれども、12月の第1回定例会で、これは諸岡氏が質問した中で、これは中央版総合戦略に関する質問をされております。その中で町長答弁は、雇用確保創出で若者や担い手の支援をまとめていく、子育て環境の整備、移住、定住促進の3本の柱で整備したいというような答弁を頂いておりますけれども、1番初めに述べられている雇用確保、創出というのが、私はやはり人口減少対策にはなくてはならない手段だと認識しております。それで過去の質問も色々産業興し等でしたのですけれども、今、町長答弁の担い手の支援条例、新規就農等の条例で、今回新たにまた出ていますけれども特別新しい追加の条例は考えていないというような答弁でしたけれども、この雇用創出確保の方の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 雇用創出、雇用づくりという考え方は、今この条例の部分でも雇用を起こしてもらう部分がありますけれども、そのほかに仕事を1つでも2つでも、大きい仕事、小さい仕事ありますが、作っていくことが非常に大事なことではなかろうかと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私が前にも質問させてもらったのですけれども、チョウザメ等に力を入れていますが、前に恩根内のプールができましたけれども、プールを改修して、そこで飼育していますけれども、生産化になるには10倍ぐらいの面積が必要だというような専門家の意見もありました。それで具体的に美深町が例えばチョウザメに踏み込んだと、そうしたらそこの場で拡大すれば簡単にいえば雇用の場にも繋がる、それはやはり専門家

の育成にどんどんそういう技術ノウハウも入れないとそれは叶わないでしょうけれども、そういう町おこしの観点からも人口減少対策に十分貢献すべきものがあると私は思っていますけれども、前回もそういう主旨で質問させて頂いておりますけれども、再度お願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 雇用対策に絡めて具体的にチョウザメの話が出ましたから申し上げたいと思いますけれども、地方創生という今の一連の流れの中でこういう部分に乗せることができるとか、この将来の課題と捉えております。できることなら財源を含めてこういう手当ても地方創生という中で出来たら良いと、そのようにすることが可能だとすれば今取り組んでいる恩根内プール跡だけでなく、もっと大きく例えば玉川地区で飼っている養魚所などを拡大するとか、更には建物も作っていくなど諸々のことをやれていくのではないかと、更には恩根内のプールの所にある調理場と言ったらなんでありますけれどもそういう料理をするところだとか、そういう諸々のことも事業展開としてやって行くことが可能になるのではないかと、また、非常に事業のメニュー化なり何をそこでやって、どういう戦略でやって行くことがあるわけでありますけれども、1つの方策として雇用だとか諸々に繋がって行く面がある、ただ、大々的にこれが雇用に大きく繋がって行くというものではありませんけれども、そういう面も出てくる部分ももちろんあるのではないかと考えております。長い目では、夢のないという話を午前中は少しされましたけれど、そういう夢もないわけではありません。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） ちょっと私の質問は、チョウザメが結構多いのですが、やはり冒頭に戻って技術を伴わなければ製品化というのはなかなか難しいということは認識しているのですが、やはり民間任せだけでもやはりこれはどうなのかというような不安材料もあるのです。そこで町で第三セクターなり町も本腰を入れて、ここまで30年だかをやっていますから、町も民間と一緒にになってやるのだという姿勢をお持ちかどうかお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これは恩根内プールを改修して買う時から申し上げているわけで、なかなか一辺にはいけないわけでありますけれども、民間、更には大学等々の力を借りながら共々に進んで参りたいと、大事な我が町のメニューと言いますか事業化になってくると思っているので、挑戦したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 移住定住には、住宅が欠かせないと思いますけれども、道北の枝

幸町ですけれどもアパートが充足、町住も含めて町の方では結構充足率が高いというような認識でいたところ、枝幸の町民の方からなかなか住むところがないのだということで調査して、新たに今度、枝幸町ではそういうように住宅も作るべく、民間の補助だとかまたどんどんやるみたいですけれども、美深の住宅の事情では、公住はだいたい満杯だというような報告は受けて、満杯というかだいたい需要と供給で言えば充足率が高いというような認識ですけれども、実際はそうなのでしょうか。というのは、名寄の方に住宅地を求める方も結構いますよね。そこら辺、美深町の住宅事情等はどのような考え方でおられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 公営住宅等々の充足率と言いますか住み方等をお尋ねされましたので申し上げておきたいと思いますけれども、全体的な数から行けばまあまああると、ただ、古い住宅の部分には今の若い人はそういうところにはなかなか入ってくれないというのが現実でかなり空いております。毎月に近いような住居選考委員会等々もやっておりますけれども、どうも古い所、古いのは安いのでありますけれども嫌う傾向がある状況です。従いまして、住宅対策として新しい公営住宅を作る考え方は今のところ持っておりませんけれども、そういう古い公営住宅等々を改修しながら町民に入って頂くことを模索している最中でございます。予算だとかそういうものを見て頂ければご理解頂けるのかと思っておりますけれども、そういう計画になっております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 道新にたまたま載っていたのですが、枝幸のことをまた言わせてもらいますけれども、これは町で古い住宅でそこから離れていくと空き家になりますね。最後の3つ目に絡むのかもしれませんけれども、それで町ではやはり家屋の登録をしっかりしていると、例えば町で借り上げるなりした場合、リフォームをかけば貸し出せると、前に島根県の邑南町の話もしましたけれども、そういうふうに実際やっているところがあるわけです。仲介業者は仲介業者に任す部分と町独自で紹介してそれで契約するというところもあります。枝幸はまさに邑南町に似たような政策で手直しをして貸し出す方策を取るように記事には載っていますけれども、そういうような空き家がどんどん美深町の場合は出てきた場合は、そのようなリフォームして貸し出すなり今言った1箇所に市街地に中長期に関係なく住宅を新設するのだというお話しもありましたけれども、その絡みはどうなりますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 一概に言えるわけではありませんけれども、ケースバイケースで

住宅事情等々を参酌しながら、考えながら、農村の住宅でも町場の住宅でもそういう町で買うか貰うかしながら改修可能かどうかということも判断し、住宅事情も判断しながらそれはその時点で、もちろん相手があることありますから考えていかなければならぬと、ただ、物によります。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それはいきなり言っても解らなかつたら答えて貰わなくとも良いのですけれども、今、空き家というのは美深町にどれだけあって大まかで良いですから、住まいされていない空き家がどのぐらいあるのですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、70件程度と申し上げたわけですけれども、そしてその非常に危険と、認定はしておりますけれども目視から非常に心配しているものが20件程度というお話を申し上げたところです。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは職員の意識改革の方策についての質問に移させて頂きます。思い出しますと私が議員になった初めて質問でこの意識改革ということで質問をしたのですけれども、その時の町長答弁は、地域担当員を通じて課題を町民と共有した中でまちづくりを進めるのが大事で、情報公開を積極的に行って行くのだというような答弁があったように記憶しています。そこでまず先程町長も意識改革を求めるというようなことで同僚議員も3点程質問項目に載っていると思うのですけれども、先程述べた行動を起こす職員ですか、町民を知ることが大事なのですよというような町長の話だったのですけれども、この行動を起こす職員、言葉では解るのですけれども、その行動を起こした後のどういうようなシステムでそういうような町民要望を町が取り入れて実行に移すのか、その話を聞きたいです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これは仕事の中、更には政策の中、色々出てくると思っております。それは色々な場面で職員の意識改革の中で前向きな取り組みが出てくるものだと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 意識改革という言葉ですが、町長が賛成面に出る時に、うちのコピー機だからあれですけれども、にこやかな写真で意識改革、ここには改革しか載っていないのですけれども、この上に意識というのがあるのですけれども、意識改革は役場からということで、相当意識改革に力を入れるというようなことは、先程の説明の通りあったの

ですけれども、一番私は意識改革を町長が求めているということは、職員に対して何が足りないから意識改革を求めているのかということをまずお聞きしたいと思います。行動が足りないか、町民のところに出ていくのが足りないのか、先程少し説明はありましたけれど、もう少し具体的に何の意識を改革して、町民にも何の意識改革を求めているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 嘘み合わないような話としては嘘み合わないわけでありますけれども、前々から小口議員だけではありませんけれども、職員の姿勢なり、やる気なり、そういうものを非常に求められていると考えておりますと、従ってその辺のところをまず町民を知ることであったり、町の中に入ることであったり、そういうことを申し上げております。従って、そういうことが足りないというふうに求められているのかという気持ちでいるわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 先程町長の説明にあった、この人事評価制度ですけれども、26年5月から能力実績を考慮する制度を導入するための地方公務員の一部改正を実施するという法律が交付されまして、先程説明の通り28年4月には人事評価制度の運用を開始するという報道が載っていますけれども、これは人事評価の実施は、現在、全国で40%程度に留まっていると、これはなかなか組織の中で色々な問題というか、例えば人事評価の評価者と非評価者をどう設定するのかだとか色々な問題がクローズアップされてきていますけれども、どちらにしても28年までにはやりなさいというような運用が開始されるわけですから、町の取り組みはどのような考え方でやっていくのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程言いましたように、法律ができておりますからそれに向かって28年度から実施する方向で努力をしたいと言うことを申し上げてございます。しかしながら、人事制度は今、全国で取り組んでいる自治体の数、パーセントは議員さんも言わるように低いような状況であります。国だとからは一定程度進んでいますから、しかしながら大都市と違って我が町のように100人程度の規模の自治体、職場となると非常に難しい課題があると思っております。正直言ってなかなかそうは言うものの、現実として難しいものがあるわけであります。もちろん職員の色々な職種があって、職場があって、うちには100人程度の職場でありますから、この人事制度、国が言うところをこの通りやるというのはなかなかならないと、現実的に評価制度といつても、私ども職員一人ひ

とりをだいたい日常的にお会いすることも多いですし、また、職員の考え方等々もある程度は理解しているつもりでありますから、そういうことがあるわけがありますが、しかしながら国が設定するそれぞれの項目もありますから、その辺の参照しながらうちの実態に合うような人事制度を作り上げていきたいと思います。そんなことで模索をしていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） これも相当前になろうかと思いますけれども質問させてもらっているのですけれども、その時には役場で金賞なり多少の町長の方で報償等もあると言うような話を承ったと思っていますけれども、今までこういうような評価に対して金銭的なことになるのかもしれませんけれども、提案があった場合の取り扱いは今まであったのかないのか、あったとしたらどんなようなものが提案で良いということであったのか解ればちょっと教えてください。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 人事評価の中で今まで考証的なものがあったのではなかろうかという発言がちょっとありましたけれども、そういうことはやっておりませんのでご理解を頂きたいと思います。それと今までのちょっと項目が違うと思っていますけれども、今まで職員提案だとそういうものはどんなことだと言うことありますけれども、基本的には今までの職員提案は事務事業に対する提案が中心であります。政策的な提案ということについては出てきていないということが現実かと思っているところです。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 年数は忘れましたけれども同じような答弁だったと思いますけれども、なぜそこは内部の事務的な改革をもう少し踏み込んだ改革の提案ができないのかなというのが、何故なんだろうかと思うのですけれども、定一杯だからその内部の行政システムのそういうようなことしか出来ないのかどうなのか、そこら辺はどうなのでしょうね、まだまだ踏み込んで色々な情報等を仕入れて、それを施策に生かす方向があっても良いのではないかと思いますけれども、それは無理なのでしょうかどうなのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それは理想型かもしれませんけれども、議員さんが選挙受けて、色々な付託を受けて政策を持って臨んで来るのと同じで、なかなか議員からも政策提案的なものを受けたことがないわけでありますけれども、職員はもっと難しいのではないでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） それでは次に空き家対策法の取り組みについて伺います。先程重複しましたけれども、空き家が70件で危険家屋が20件ということで報告受けましたが、この危険家屋は目視だと言っていますけれども、実際これの取り扱いをどうするのか、というのは都市計画法でいえば準防火地域の網掛けに入っているところの対処はなかなか手出しができないのでは、やはりこれは防火上に大変私は問題があると思いますが、そこら辺の認識についてはどうでしょう。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） なかなかその辺が難しいことだということで、それぞれ町村や自治体などが問題あると言うことで、国に対して色々注文をつけていた結果として、中身が良いかどうかは別にして、空き家対策法という形で国が動いてくれたという結果になった。町村では裏付けがない部分については、権限がないものですから動きづらかったというのは事実で、ただ空き家対策法が施行されたといいながらも町村にお願いと言いますか降りてくる部分、町村としてやらなければならない部分がいっぱいあるわけでありますから、しかし、それも町村でありますからそれほどそんなにそんなに一生懸命やりたいと思っていますけれども果たして権限を持たせて持ってやることができるかどうか、それは現実の問題としてあると思う、なかなか難しいのが現実であります。それは議員さんでありますから、その辺の町民感情と言いますか、難しいものがあるのだということもご理解を頂きたいと思います。そういうことで、これと少し話は変わりますけれども、なかなか税金あたりも納めてほしい強権発動もできないわけではないのですけれど、その実施に向けてもなかなかできない、従って上川滞納整理機構というところに持ち込みながら取り組んでいるという事態もありますので、そういうものにしても法律ができたからすぐ何でもかんでもやれるのだという認識ではなくて、とにかく1つの裏付けができる、標準としてはそういうものがあるのだという認識に立ってほしい、言ってみればそういうところの先程からお話ししているようなことを含めて、町民の意識改革や職員の意識改革がこういうところからもやはり出てくるのかとそのように思っているわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） これは本当に難しい問題だということは私も解ります。ただ、これが例えば倒壊して通行人なり他の物損事故等があった場合は、それはその家主だけに責任を負わすのかどうなのか。町ではそれは当たり前だと言うかもしれませんけれども、法律ができた以上はある程度町も勧告なりそういうような手段でおそらくやるのでしょうけれども、そこら辺はやはりやらなければ役場に貸しはないとは絶対言い切れないものですから、そこら辺をどうこの法律に則って美深の危険家屋の扱いをどうするのだと、そこを

もう1点お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 法律といいますか我々にもすぐそういう手続きを進める行政権限が出てきていますから、それはそれでやらなければならないと思っています。その前にまずそういう全体の意識改革をたまたま言ったのですけれども、そういうこともお願いしたいと思っているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 意識改革ばかりでことが解決すれば1番良いのですけれども、それがなかなか行かない場合は町の法律ができたわけですからどのようにという質問なのですけれども、そういう意識改革を求めるそれで良いのですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 空き家だとか危険家屋だとかというものは、段階があっていきなりそうなるわけではないです。例えばその地域に住まわれている方々が非常に心配するとか、隣近所が迷惑を被っているとか、色々な形があるのだろうと、そしたら取り組みの中でその地域なら地域としてその人にお願いをするとかなんとかするとか色々なやり方があって、その積み重ねの中で行政が手続きをふむ手段をとるということは最終的なことになってくるのだろうというふうに私は考えています。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） その建物の更地になった場合とその建物があった場合の固定資産税の絡みですけれども、そこら辺の何か考えはありますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） それは法律がありますから肃々とやっていきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 以上で質問を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で小口君の質問を終わります。

次、2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 私はこれから山口町政3期12年をどのような姿勢で臨もうとしているのか行政評価システムの取り組みと国の制度である地域おこし協力隊の活用ビジョンの2点から考えを資したいと思います。まず行政評価システムについてです。山口町政の任期中に取り組みを進めてきた行政評価システムは導入から概ね10年になります。事務事業から施策評価、さらには政策評価へと段階的に取り組む中で美深町第5次総合計画の進捗に直接的に関係する行政評価システム導入の成果をどのように認識しているのか伺

います。項目を3点挙げています。まず町民に対してですが、町民への説明責任は果たせているか。もう1点は、町民の意見を施策に反映できているか。次に職員、町職員についてです。1つ目に、職員の意識改革の有無をどのように判断しているか。2つ目に、行革による少数精銳主義の中、振興策に対応する専門性、政策能力開発など求められる資質が万全な体制か。3点目は、評価システムについてです。政策評価の取り組みをいつから考えているか。2つ目に外部評価委員会の現状をどのように認識しているか。これらについて考えを資したいと思います。次に総務省が平成21年度から取り組みを開始した地域おこし協力隊の活用についてです。地域おこし協力隊の制度は隊員、地域、地方公共団体の三方よしが効果として見込まれており美深町では平成24年度から導入されていますが、制度活用ビジョンをどのように設定しているのか。次の3点から考えを資したいと思います。1つ目に、総合計画での位置づけはどのようにしているか。次に美深町における活用実績をどう評価しているか。3つ目は任務終了後の隊員についてどのような関係を展望しているか、であります。山口町長は教育長の経験も含めると町のリーダーとしての経験はおよそ10年のキャリアであると思います。長年の町職員としての経験とリーダーとしての洞察で現在の山口町長が形成されているものと推察致します。といっても大半は私自身、現場で見てきておりますので概ね理解しているところではあります。ただ、2期8年の任期中は、公務員にも多額の国費が回ってきた事もあって、総合計画の前倒しで実績を継ぐ機会に恵まれたと言っても過言ではないと思いますが、この先、地域創生、人口対策のように重い課題に対しては知恵と工夫で立ち向かう状況にあると思います。11日、町政執行方針が表明されました。3期目の執行方針は意欲的で挑戦的なビジョンがまとめられているものと期待したのですが目新しさ、確信的発想、町職員の期待、町の潜在力を掘り起こすような期待に満ちたものではありませんでした。執行方針を読んだ若い職員も残念に思ったのではないかでしょうか。この物足りなさの根源は何か資していきたいと思います。町長のしびれるような回答をいただいてから再質問をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）　ただいま長岐議員から大きく2つのご質問を頂いたところであります。1つは行政評価システムの導入の成果等々とあります。もう1つは地域おこし協力隊制度の活用の成果、さらには執行方針に対する今後の展開といいますか、今後の考え方等々が付け加えられたと思って聞いていましたけれども順を追って答弁を申し上げたいという風に思っています。まず行政評価システムの導入の評価、これについて大きく3点でありますけれども6項目の質問がありますのでそれぞれご答弁を申し上げたいという風に思います。まず1つ目の説明責任と言いますか、町民への説明責任、これは行政評価、行

政が様々な分野で性質ごとの必要性なり経済性なり交換性なり有効性なり、などの共通の物差しを持って検証しながらその結果を行政運営の改善等に活かしていこうという取り組みでありまして総合計画の進行管理であるとか評価プロセスを住民にそれぞれ公開をしているわけであります。なかなか専門的な言葉、さらに専門的な話があるわけありますからなかなかストンと落ちない部分もあるかも知れませんけれども一定の評価、説明責任を果たしていると言えるという風に思っているわけであります。わが町の行政評価は、先の議員さんにも答弁したのですけれども我が町として先進的に取り組んだ経過があるわけであります。18年度には事務事業の評価を施行したのに始まって、20年からは本施行ということで町民委員会なる、長岐さんは外部委員会という表現を取りましたけれども外部委員会だいぶ前に町民委員会に切り替わっておりますのでご理解を頂きたいと。長岐さん知らないのかなと心配になりましたのでご理解を頂きたいなとそんなふうに思っております。政策評価も町民委員会の中で評価をいただいて、これらを通してやっているわけでこれらの状況についても町の広報であるとかホームページ等々を通してさらには決算委員会での活用までやっているわけあります。その結果としてそれらが必要なら必要と判断しながら政策として予算だとそういうものに反映できているのかということでありますけれどもそれはそれとして踏まえながら次年度等々に役立つようにまた町民の意思を反映できるようにそれぞれ取り組んでいる所でありますのでご理解頂きたいとそんなふうに思っているわけであります。町民に対しての説明責任なり意見の反映、こういう部分については以上のことなことです。それとその職員の意識改革の有無をどのように判断しているのかとおっしゃることであります。そしてまた振興策に対応する職員の資質は万全かと、物事を万全かベストかと、こういう問われ方をするとなかなか答えとしては、万全ですと、最高ですと言い切れない部分があるわけありますけれども一定の評価と言いますかそういうものをして良いのではないかとそんなふうに思っております。職員一人ひとりの意識改革を判断するに当たっては正直言って簡単なことではありません。先ほどから申し上げているような前の議員の答弁と絡むわけでありますけれども本当に非常に難しい話があるわけであります。行政評価の執行の過程としては御案内のように役場の内部に課長クラスで会をもっております政策会議、さらには管理職で持っている主管課長会議、こういった定例の会議やさらには総合計画のローリングにおけるヒヤリングであるとか地方推進の裏付けとなる予算編成等々の作業においては若い職員を含めて考え方を聞き出しながら対話する機会を持っているのはご理解をいただいているのかなとそんなふうに思っています。さらには、なるべく課長や管理職だけではなく、私のところに必要な場合については決済

も来るわけでありましてそういう機会も捉えながら若い職員についても意見の交換等々をする努力をしているところでございます。こういう機会を通しながら職員がどういう意識どういう仕事を望んでいるのかなとそんなことも散策しているような状況であります。その中で自分の考え方を率直に真剣に訴える姿、こういうものもあるわけでありまして個々の職員の努力が進化を徐々にでありますけれども感じ取っているわけであります。そういうことが町民に成果として具体的には申し上げませんけれども少しずつ喜んでもらえる形になっているのかなとそんなふうに感じているところでございます。なかなか意識改革と言う部分について見えない部分もあるかも知れませんけれども、そういう部分をまずもって評価をして頂きたいなど。だいぶ努力をしているのだということを理解はされているのだというふうに思いますけれどもご理解を頂きたいとこのように思っております。議員のおっしゃる万全な資質、なかなかこれは難しい話でお答えするのは難しいんわけでありますけれどもそれぞれの職員にはそれぞれの特技もありますし、また苦手もあるわけであります。しかしながらそれぞれの職員のもてる能力を最大限に努力しながら課題解決に当たっている、努力している姿があるのだろうと思っておりますので議員におかれてもご理解を頂きたいなとそんなふうに思っております。もちろんその職員その職員それに非常に長けた部分もありますし、逆に弱い部分もありますのでそれらは全体の行政機構の中で取り組んで行くことになるわけであります。ご理解を頂きたいなとそんなふうに思っております。なかなか万全かと言われましてもこれはそれぞれの皆様の評価を待ちたいなとそんなふうに思っております。町民委員会なるものはどんな委員会だということについては15の委員会、3部会に分けて丁重な議論を行っているということについてはご理解をいただいていると思いますので答弁は避けたいなとそんなふうに思っております。政策評価等々については私が2期8年をやったわけでありまして、そして今、3期目に向かっているわけであります。4年に1度に行われる選挙等々を通じながら一定の政策評価、これらをその都度受けているのかなとそんなふうに認識をしているところでございます。以上、行政評価システム等々についての答弁にしたいと言うふうに思っております。次に、地域おこし協力体制度の活用、成果等々とありますけれども位置づけとしては人口減少や高齢化の進行が著しい地方において都市部の人材を招致し、定住、定着を図ることで地域力の維持強化を図っていくことを目的としている、これはご理解をいただいているわけでありますから最長3年間の在任中に隊員自らが就業先や起業家を目指していくと、こういう制度でありますからご理解をいただいているという風に思っております。しかしながらそれぞれの協力隊員のそれぞれの考え方等々またその人の性質、性格、地域にきての思い、今後についての思い等々があるわけであります。それは大事にしながら今後についてそれを活かす

ようなことで、できることなら定着、定住をする方向でなんとか残ってほしいと、これが率直な気持ちであります。実績評価についてはそれぞれご理解をいただいていると思いますけども24年には1人、25年については4人、平成26年には24年、25年の経過を含めて5人であります。主な分野についてはそれぞれ議員がご理解いただいている部門だろうと思いますので改めての重複は避けたいとこのように思っております。それぞれの専門分野の知識、これは協力隊といえども若い協力隊もおりまして人生経験も浅い人間もいるわけでありますから専門知識といってもなかなかこれからという部分もありますし、色々、熟度と言いますかそういうものについては一概に言えない。ただ一定の活躍と言いますか成果をあげていただいていると、そういうことで活性化を一応、担ってやっていただいているということについては評価をしているところでございます。一応、地域おこし協力隊の関係についても協力隊員自らが努力をしながら、また私どもも努力をしながら町民に受け入れられていると思っておりますけれども、ともともに受け入れられるようさらに定着をする努力をして行かなければならぬとこう思っているわけであります。以上です。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）まず町民への説明責任についての部分から質問したいと思いますが町の立場として結果をまとめて提示していくという事は当然のことですから、それはそれで説明の形としてはあるわけです。その説明が町民にどこまで伝わっているのかという問題はそこなわけです。改めて町民への説明責任が果たされているのかということを聞いたのは、例えば町の広報誌で町民のみなさんの意見を聞いた結果このような評価になりましたと言う1文がページとして載っていく訳です。それを読んだ町民が全部理解できるかと言う、そういう部分でもあります。つまり町としては、まとめたものを公表した、終わったという感じでは駄目だと思うのです。つまり町民には読む力というかその差があるわけですから書かれている内容を、逐一理解をすると言うのはやはり難しい問題があるわけです。なのでほとほと丁寧な説明をしろと言っている訳では無いのですがどこまで説明をすることが必要かというような意味でその町民の説明責任を果たせているのですかと言うことを聞いたわけです。考えて欲しいのは、文字あるいは表で、グラフで説明すると言うのは簡単なのですがやはり17の自治会それぞれ赴いて行って職員がパソコンで画面を壁に映しながらこのようにことで結果が出ましたよ、ということを説明するくらいの気構えそういうのがあってもいいのではないかと思うわけです。その点どう思われますか。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君） なんといいますか非常に簡単なようで非常に難しいことだという

ふうに今、聞いていたのです。結果としてまとめて公表する、お知らせをするそして議員が言うところの町民にどれだけの読む力というか読みとる力と言いますかそういうところまで行くとこれは非常に難しい話でありますし、そして私どももそこまでなるべく平易な言葉を使って説明のコメント等々、場合によっては必要かと、工夫も必要かと思いますけれども非常に難しい話であると聞いておりました。議員も行政30年、40年の経験の中で自分の経験もあるのでしょうか。その辺のこと率直に受け止めながらそういうことを今、求められているのだとすればそれはそれで考えていく。ただ私は少し意識と言いますかそういう行政改革といいますか、それはという部分がないわけでもありません。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）新年度の予算が編成されたときに地域担当員は資料を持ってそれぞれの自治会に赴きます。その資料の説明をするわけです。同様に決算が終わればその説明をしたらいかがですかと言うそういう視点です。広報誌に載せたからおしまいだということではなく直接、担当員が地域に赴いて予算の説明をするのと同じように決算の説明をしたどうですかとそういうことです。つまり町民の評価の結果という行政のサービスを受ける側の結果というのはこういうものでしたと言う事を、サービスを提供する側の結果も踏まえて直接職員が現地に赴いて説明をするということが決して難しいとかの判断では無いはずなのです。だとすると予算のそれぞれの地域のそういう総会の時に説明をするのも本来であれば難しいという観点になってしまはずなのです。ですから積極的にそういうような取り組みと言うのは行ってほしいと思いますし町長も分かっていると思いますが職員のパソコンの駆使力、大変なものなのですよ。実際に研修をして、研修の成果を職員に発表する時含めて画像のつくり方説明の仕方持ってるのです。そういうものを大いに活かしてはいかがですかと言うそういう意味で話をしているのです。どうですか。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）いろんな会議であるとか懇談会であるとか行政の進めといいますかそういうものをもとに周知していると。言ってみれば懇談といいますか町の住民の庶民の声といいますか、そういうものを吸い上げる場所がいかがなものかなとそういう風に聞こえてきたわけでありますけれども、それは懇談会なり会議の中で一定程度やらざるを得ない部分もあるのですけれども、そこにウエイトを置くだけではなくて懇談の部分というか話し合いの部分を大事にしているわけでありまして職員にも私、求めている部分もあります。ただ住民に色々な会議なり懇談に臨んだ場合、私も参加するわけでありますけれども意外にその話が出てこない、提起がされてこない。話し合いに乗ってこない、入ってこないそういう残念な経過があるわけであります、その部分については先程の意識改革と

まぜこぜになるかもしれませんけれども、その辺はお互に努力をして直していくかないと良い議論になってはいかないのではないかと。一方的だと言われるかもしれませんのが逆に町政に対するご意見なり考え方なりそういうものが出てこない、出てきていない。今、議員が言われますけれどもそういう経過があるということについてはご理解ご承知おきしているのではないかだとそんなふうに思っております。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）職員あるいは議員が10人、20人居るところの中で、手を挙げて発言をするというのは出来るかもしれません。しかし町民がそういう機会にあまりない場合、隣近所の2、3人でのお茶話であれば色々言うかもしれない。だけど町政懇談会やその他の団体の集まりの中で、複数いる中で手を挙げて発言をするというのはとても勇気がいるものです。まとめた自分の考えを順序立てて説明をすると言うのは大変なことです。その辺のところも充分参照しながら説明をどうすればいいのかと考えていく必要があると私は思います。それでその町民の意見をどれだけ行政施策の中に反映するのかと言う部分に関しても結果的にそういう姿勢であればなかなか町民の、実はこうしてほしいのだという要望も含めて意見を吸い上げていくのは難しいだろうなと改めて思いますし、そういう声を聞いた実態を含めてやはりあるのだなと言うように思いました。是非、気持ちを変えてその説明に関する感覚をもう少し前向きになって頂きたいなと思います。次に町民に対しての部分に関しては終了します。時間の関係もありますので職員の意識改革等についてに移りますが、今まで再三、先輩議員たちが意識改革について質問してきていて、私も偶然といいますかこういう質問になったのですが意識改革という言葉はとても強い言葉で、そう簡単に言っちゃっていいのかなと言うところで自分でも思うところはあります。誰かに対して意識改革しているのですかとか、しなさいとかというのは自分も含めてそう簡単に言える話ではないと。だけど項目として上がっている以上、それは言わなければならぬ。その行政評価システムの導入の中に職員の意識改革を表現しているわけですから、それがどうなっているのかということは聞かなければなりません。いろんな意味で町長は気づきだとか積極的にとかおっしゃっていますが底の部分については誰もが言う部分なのです。その次の部分なのですよ。聞きたいのは。それで、最近の新聞の中で囲記事ですので、もしかしたら見落としたかもしれませんが増毛町の職員の事、それから下川町の職員の事、中川町、名寄市それぞれの役所の職員のことが記事になっていました。大変大きな記事なのです。そういうその新聞の記事を見て美深町の職員はどう思ったのだろうということと、町長自身がどんな風に思ったのかと。それが職員の意識改革にどう関わるのかという部分に關係するのですが、つまり職員の意欲とか職員同士のコミュニケーションと

か、そういうその環境が現在うちの役場にあるのですかと言う部分です。パソコンに一生懸命向かっていて隣同士の話が、昔の20年前、30年前の役場の気風とは全く違ってしまっている状況にあってそういうものが果たして残っているのか。まだあるのかどうか。そこから、もしかすると職員の意識改革と言うのは変えて行かなければならないのかもしれないなと思うわけです。以前に町長は職員同士、情報の共有を図れとか、「ほうれんそう」報告、連絡、相談、そういうようなこともきちんとしなさいとそういうような事もよくおっしゃっておりましたがいずれにしても職員同士が職場の中であるいは係同士の中で活気に満ちた話が現在出ているそういう環境かどうか、その辺について町長等認識されますか。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）職員の仲間意識だとかコミュニケーションという部分にも触れられましたので敢えて申し上げたいと思いますが、昔と違ってそれは少し稀薄になってきているなと思うところは率直に言ってないわけではありません。しかしながらそういうことも含めて、そして、わが町で育った職員ばかりではありませんので、他所から来ている職員も相当いるわけでありますから、まずもって人を覚えること、町を覚えることそういうことを含めて職員に言っているつもりであります。そして職員のコミュニケーションなり仲間意識、これは職員に、あなたが職員の時代からも含めて厳しく言ってきたはずですし、努力してもらったつもりであります。残念ながら聞いてくれない幹部も中にはいたわけでありますそれに従順な職員もいないなとそれは仲間意識としていかがなものかなと思って心配をするような状況もないわけではありませんので敢えて付け加えておきたいというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）私が役場に入った当時の昭和47年と平成25年の違いというのはもうはっきりとわかるわけです。職員同士がお互いに話をしながら仕事について形作っていくという作業が難しい時代になってきているかなと言う感じを強く受けます。それで先ほど資質が万全な体制か、というところで難しいことを言うなと腸煮えくり返っているかもしれませんのが聞かざるを得ない部分なのですね。つまりその職員が100人そこそこ、場合によってはこの先、人口が減っていけば100人切っていくわけです。そうなっていった場合に本当に少数精銳で自治体の業務をやっていかなければいけない、という時に町の形態としては、より一層専門性が高まっていくし、そういうニーズを非常に持つわけです。そうなった時にどうやって資質を高めるかというところもありますし体制を整えるのかというのも行政の大きな役割だと思います。それで現在、行政改革の一環で再任用の凍結が

続いているはずです。私、今回退職した職員の話を聞いて残念だと思ったのはやはり国家試験の資格を持つ職員というのはそう簡単には得られないと思うのです。例えばそういう職員が定年退職をするということは2、3年前から解るわけですから、どういう風にしてその職員の専門性を維持していくかということを考えるのは必要なことだと思うのです。直ちに人事で、試験でもってその職員を採用するという考えはあったにしても、その分野の取得が難しい専門職員であれば募集かけてもなかなか来てもらえないという難しさがあるわけです。すると今現在、職員としている人が、定年退職を迎えるのであれば、やはり再任用を凍結解除して再び使う、あるいは臨時職員としてその時に来てもらうくらいの気構えを持って対応すべきではないかと。大きな言葉で体制は万全かと聞きましたけどやはりそういう視点を持って行政の運営に当たらなければならないのではないかと。以前には教育委員会に北海道派遣からの社会教育主事というのがありました。そういう専門職員が滞在した後、その職員がいなくなった後、その業務がどうなったのか維持されているのか下降したのか、上昇したのかそういう部分も含めて体制が万全なのかという視点なわけです。改めて伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君） 2、3点、お話があったわけですけれども私どもも意識改革という面では職員共々に万全だという風には思っておりません。一生懸命努力をしたいと思っております。また庶民にも求めたい。同時に今ご質問の議員さん方にもそうでありますけれども町に入ること、努力すること、これはおんなんじ目線で努力をして欲しいなと。私が聞いている範囲では意識改革、共々に進めてほしいと言う観点に立っているのだということも私からも逆に申し上げておきたいと思っているわけであります。それと町の職員に対する専門性だとか将来のことだとか色々お話をございました。それはそれとして本当に今、専門職を雇用するというのは大変な時代でありますし、特に上川管内で北部に位置するようなところがなかなか募集をしても集まらない状況があるわけであります。それは技術職だけではなく専門職だけではなくて一般職でもそうでありますけれども、特に技術だとか専門だとかそういう部分がそうであります。しかしながらこれも困ったことでありますし、そういう方が予告3ヶ月だとか6ヶ月だとか1年くらい色々行政の事を考えててくれるわけでありますけれども、なかなかそういうことを考えてくれないでポンと唐突にという感じもされる方もいるわけであります。そういうことで非常に頭の痛い問題でありますけれども、いろんな組織があってその中で努力をしていることもありますけれども意見の反映もしながら努力をしてまいりたいと言うふうに思います。1番心配なのはいま触れられませんでしたけれども体調崩している職員だとかという方々もいるのだということを含めて

内部で抱えている課題と言いますかそういうのも持っているのだということも認識を頂きたいと言うふうに思います。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）町長にしてみれば突然言われて、何故もうちょっとなんとかならないのか、というところあると思うのです。先程言いましたけど職場の中で職員同士のコミュニケーションが取れているのかというところに結局帰結するのです。職員が諸般の事情であるいは一身上の都合でその職を辞しなければならないという話が昨日今日出ていきなりというのではなく、ちゃんとそのことを話せる上下関係あるいは横の関係含めて整っているのかというところを危惧するのです。そうでなければやはり専門的な職員という立場のある人を直ちに採用するというのは難しいけれど、難しいほど今の職務の体制を含めて点検を大いにする必要があるのではないかなと思います。行政評価の部分で最後にさらっとお聞きしていますけれども政策の評価のシステムの部分ですが4年ごとの選挙で受けているという話ではありますが町長自身のということではなくて町の行政評価システムの在り方として現在、事務事業なり施策なり、次は政策というところがあつて実はその政策の評価というところまで行き着く自治体はそうは無いのですが、それでもこういう自己責任、自己決定をしなければならない自治体であるからこそ政策までたどりついで、きちんと評価を受けると言う仕組みを完成させる事は必要じゃないのかと思うのです。そういう部分でどうですかと言うことを聞いたわけです。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）後半の政策評価の部分について言われる事は分からぬわけではないのですけれどもなかなか政策評価という部分について現実的にやりきらないと言うかやれない、どうもそうでありますけれどもそういう状況であるのだということもご理解をいただきておかなければならぬという風に思っております。それと私と議員との間で、意識改革だとかそういう諸々の話のやりとりをすいぶんしたわけでありますけれどもこれは私と議員とやり取りしている姿を職員みんなが聞いている。先輩でありますから議員も先輩の言う事はなるほどなどと、聞いておられるのだろうと思います。また傍聴席の裏の控え室の方で聞いている職員も相当いるのではないかなと思っておりますけれども職員間のコミュニケーションと言いますかそういう部分については非常に課題があると。それを今、改善しつつあるということを、ご理解を頂きたい。それはやはり先輩を含めてその辺の配慮と言いますか、私が職員に意識改革だとかコミュニケーションだとかそうではなくて自らがどう作っていくのかということが大事なわけありますから。その辺のことでもご理解を頂いておきたい。私に言われるのも結構でございますけれども、これは全体で受け止め

ていきたいというふうに思っております。そういう評価もさせて頂きたいと言うふうに思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今日の一般質問の冒頭に言おうか言うまいか迷ったあげく言わなかつたのですが、自分が今回の質問をするにあたって、どこに視点を置いて質問するのかというその部分を改めて言おうと思います。職員の潜在力をもっと引き出しましょうよという、そういう視点です。自分が思うには、例えば歌って踊れて芝居がけてという職員、カヌーで川にこぎ出してという職員、ギターを弾いて演奏するという職員、いるわけです。こういう職員と言うのは单眼では物を見ないのです。絶対、複眼を持っているのです。そういうような目の位置、高さ含めて多様な感覚を持っている職員が実は他にもいるでしょうということです。実際に自分の立っている場所がそこからこっちに変わって見てみると大変な数がいるわけです。こんなところで議員たち頑張ったのだなと改めて思うのですがこの職員の皆の力量というのをもっと町長、リーダーなのですからその職員の潜在力をもっと引き出す仕組みというのを作っていくかなければいけないと思うのです。やっているからとか気付きなさいとかそれは当たり前のことです。その先のことなのです、必要なのは。すぐに何を取り組むのかというのは難しい話であるのですけれどもその政策の会議とか施策の会議とか事務事業の会議とかそういう会議をするのはいいです。ただ、職員からの提案を受けるくらいのそういう取り組みはどんどんするべきです。事務事業があってもいいけれども政策の提案があってもいい、場合によっては政策提案があってもいい、そういう気風を作つて職員の能力をどんどん引き出して行くと言う、そのことをやっていく必要があるのだろうと思います。町長は実際それができる人なのだと思うのです。8年です、これから3期12年やっていこうと言う時に通常民間の会社で十年やっていれば重役じゃないですか。それくらいの経験を職員、実は40年くらいまでいくわけですから、それから考えたらできないとか待つ、ではなくどうすればそういう方向に行くのかということを真剣に考えていく必要があるのではないかと思います。何よりも私は職員の潜在力というのを私は大いに期待したいし、その政策がこれはどうだというくらいに出て欲しいわけです。先程公園の、のぞみ学園の反対側に新たに花の公園を作るとアイディアを持っているのだという、それは町長の考えなのですがそういう考えが職員から出るくらいあったっていいとおもうのです。でてくるはずです。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君に申しあげます。あなたの質問の趣旨は行政評価システム導入についての成果を聞いているところでありまして行政姿勢を聞いている内容ではないと思います。その辺を心得て発言をして下さい。

○ 2番（長岐和彦君） 職員の資質というのはそういう部分でありますので是非そういった考えでもって行政評価システムの在り方について、今一度、検討願いたいと思います。では次に、地域おこし協力隊の部分です。総合計画の位置づけの中で先ほど人口減少、定住、それから最長3年というところの中で導入を位置付けているというお話がありました。それは招致しているわけでありますけれども、2番、3番含めてやはり総合計画の中で地域おこし協力隊というのはこの町にとって必要な人材であり、この先も制度が続く限り導入していくのだろうと思うのですけれども改めてこの町での地域おこし協力隊の位置づけについて、どういうものであるかもう一度伺ってみたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 地域おこし協力隊の関係から答弁したいと思います。先ほど申し上げましたように都市部からの人材誘致によって総合計画に搭載された、その実施手段の1つとして地域おこし協力隊を配置しながら努力していただいているわけでありますけれども総合計画等については、その本文そのものには地域おこし協力隊の位置づけをきちんと書いていない部分もあるわけでありますけれども必要な予算措置だとそういうものをやりながらつけておりますので協力隊の部分につきましてはご理解をいただいている、そう思っております。意識改革といいますかその辺について何度か言われるのですが、それとも職員は先ほど冒頭申し上げましたように長けた部分、苦手な部分それぞれあるわけでありますけれども、過去の例を見ていると、長けた部分は一所懸命あるのだけれども苦手な部分と言うのにはあまり積極にはならないと。そういう部分が100人ぐらいの職場でありますから非常に大きな何万人もいる職場であればそういう部分も克服していくわけでありますけれども、そういう職員が多いと組織、行政としては厳しくなるわけであります。従って今、職員に求めているのはそういうことではなくて自分の苦手とする部分もあるでしょうけれども行政の中で、人事の中で一生懸命努力をしてくれよと、こういう姿を求めているわけでありますのでなかなかこれは100%という形にはならないかもしれませんけれども、職員間のコミュニケーションがとか色々な事を大事にしながら努力をさせて頂きたい。言葉適當ではありませんけれどもOB議員という立場としては理解してもらっていないなど寂しく感じるわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○ 2番（長岐和彦君） 地域おこし協力隊の話の前に今の部分が出ましたけども戻るわけではないですが行政評価システムについて本質的なところを話すにはやはり行政姿勢に行ってしまうわけです。ギリギリのところで質問していたわけでありますので私としては正しい質問をしたと思っております。地域おこし協力隊の話に戻りますが、この町にせっかく

来てくれているのに、いずれいなくなっちゃうということだけは避けたいと思うわけです。多分、面接の時にもどうしてこの町を選びましたかと聞くのだろうと思いますし、良さを含めてこの町に留まりたいというその意思を伝えたのだと思うんです。ですからその3年と言わず一生この町にいてくださいと言う、そういう気持ちになると思います。そのために、どのブログを見てもどの協力隊のコメント聞いても3年というタイムリミットの後、自分の身の置き場をどこにすればいいのかとなかなか難しいと。和寒町や下川町のように、表向き成功しているかもしれない状態ですけれども相当厳しい環境に置かれていると聞いています。美深町においてもその協力隊のブログを読む限りにおいて非常に面白い視点でこの町を見ているわけです。ですので是非その任務終了後、美深町にとどまってなんとか良好な関係を続けてもらいたいと思うわけですけれども今ひとつこの町に地域おこし協力隊を呼んで、3年間任務についてもらうと言う美深町のビジョンがどういうものなのかというのが敢然としないのです。例えば町長自身がその協力隊に寄せる期待それからその事によってこの町がどうなるのかと言う所についてその考え方をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）これは私が、私がと言う話でありますけれども、これは地域おこし協力隊の趣旨がありますから、それでいいのだという風に思っています。先程言われましたように我が町の足りないところ、それを都会から呼んで都会の感覚も含めて地域おこし協力隊の専門性なり知識の中で努力をして欲しいと、町おこしに協力してほしいと。そんなに大きく期待をしたら逆に外れた時の辛さがありますので、ぼくは、期待はしております。大いに期待はしておりますけれども、そんなに期待するのであればそれこそ専門職でも雇う訳でありますからそうではなくて補完的なあり意味でありますのでそれは理解をして頂きたいとそう思っております。

○議長（倉兼政彦君）2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君）非常にもう質問したくなっちゃうような回答でありますて、そうか、そういう風に協力隊を見ていたのかと思いました。以上で一般質問終わります。

○議長（倉兼政彦君）以上で長岐君の一般質問終わります。

これから暫時休憩に入ります。

再開は15時10分と致します。

---

休憩 午後 2時38分

再会 午後 3時10分

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、一般質問を続けます。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 6番 藤原、一般質問させて頂きます。今日ラ、ストバッターということになりますけども初めて質問するわけですが、気持ち的には再質問の気分で、たくさんこれまでの議員さんから質問が網羅されておりますので町長におかれましては先ほど答弁したとおりという部分も多々あろうかと思いますけどもよろしくお願ひしたいなと言うふうに思います。本年がスタートしまして早いものでもう6ヶ月、半年が経とうとしております。ようやく初夏らしい今日あたりも続いておりますけども今年は地域創生と言う国の政策に沿いまして、新しいといいますかこれまでと違う考え方をその仕事づくり、人づくり、町づくりにどう取り込んでいくのか、そういう中で今、地方も色々と知恵を絞らなければいけないというような状況の中ずっと進んできているわけでありますけれども町政執行方針の中でも少子高齢化、人口減少社会と言う前例のない未知数の領域でさらなる発展と暮らしの向上を実現するためには行政と住民が一体となってこれまで以上の努力が必要であるというような執行方針が述べられております。また今月初めから新しい機構組織による行政運営も始まり、これまでに政策の継続延長だけではなく異なる視点、考え方を取り入れて行政サービスの充実を図ろうとするものと考えております。これらの視点から以下の項目について町長の考えを伺うものであります。1番として、住民の意見を募るという中で出されてきた意見が町づくりにどのように反映されているのかを伺いたいと思います。また、幅広く意見を集約するために新たな機会を設定していく考えは無いのか、これも合わせて伺いたいと思います。2番目として、役場職員の中に提案制度というものがありますけれどもこれは職場の環境改善や効率化、行政サービス、町づくりに対しいろいろな提案があると思いますけどもどの様な提案がされ、どのように生かされているのかを先ほども色々と答弁がございましたが改めて私にも答弁をして頂きたいなと言うふうに思います。3番、町の課題に対し、町職員が色々な関係機関と先進地の視察といったものを今後の町づくりのために実施してみてはいかがだろうかと、それに関しての町長のお考えを伺いたいと思います。4番目として、この町づくりの人材確保、その観点から経験と能力を有する人材が町づくりに貢献できる制度を確立していく考えはないか、この4点について町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤原議員から地方創生に向けた新たな考え方、これらの視点をどう取り組むのかというご質問を頂いた所でございます。大きく4点にわたるわけありますけれども順を追って答弁したいと思いますけども、冒頭、議員からもお話をありま

すだけでも基本的には先の4人の議員さんとかなり重複したところもあろうかと思いますけれどもご理解を頂きたいなとそんなふうに思っております。まず冒頭の地方創生の政策に沿った新しい考え方仕事づくり、人づくり、町づくりに行こうとするものかと言われておりますがいわゆる地方創生の取り組みは人口減少に歯止めをかけ地域経済縮小と言う悪循環を克服する、こういう願いを持って特化して対策を講ずるものでありその基本となるものは現在進めている第5次総合計画これによるところが大きいのだということをご理解頂きたいと言うふうに思っております。その中でそれらと合わせて地方創生の取り組みを戦略的に同時に進めていくことでございますのでご理解を頂きたいと思います。住民の意見を町づくりにどう反映させていくのか、また、新しい意見集約の機会の設定はないのかと言うことでございますけれども議員もご承知だと思いますけども住民の意見を聞く公聴等については町づくり推進町民会議であるとか町政懇談会だとか行政評価またわたしへの手紙、地域担当員など様々な機会手法を用いながら実施をしているわけであります。これらの方針によらずとも職員に対しては地域の中での日常の活動において町民の声を大切にするようにと言う指示をしているところでありますて、こうした中で一定の意見なり考え方方が隨時開く、月々の主幹課長会議や、さらには政策会議等々を通して職員が共有をしながら、すぐできるもの将来に向かって検討するもの、現実として実施が難しいもの、さらには実現できないもの、という事を判断をしながら議論をしているわけであります。その中でもそういうひとつのものの考え方をスピードを持って政策だとか予算に反映しなきゃならないよということを申し上げながら現時点でこれらの対策を設定しながら進めていると言う状況でございます。2つ目には、職員による提案制度の関係でありますけれども、これは先程の議員さんとの議論の中でも出てきたわけでありますけれども広くは事務改善、言ってみれば事務事業をどう行政サービスの向上に向けて提案を募るのかということで事務の流れの中で職員の創意工夫をどうするかという事はあるわけでありましてそれらを中心にして行政の合理化といいますかそういうサービスに向けた取り組みを平成14年度から実施しているわけであります。主に事務の改善を目的に募集をしておりまして町づくりの出前講座であるとか、さらには公の職員には印を押すことがあるわけでありますけれどもどこまで公印、押印の承諾が可能か。各施設経費の節減など今まで47件ほどの提案があるわけでありますて実質的にはその約半数の24件ほど採用をしている、一定の効果を上げていると言うことが言えると思います。ただそれだけでは足りないで26年度からは新たなアイディア部門といいますかそういう部門を設けながら町づくりに関する提案を受け付けることとしているわけであります。職員提案制度は行政サービスの向上はもちろん職員の政策立案能力の向上につながるものと期待を寄せているわけでありますけれども

ども従って提案制度さらに継続してまいりたいとこういう風に考えているわけであります。3番目の町の課題に対し関係機関、団体含むわけではあります職員の先進地視察を実施してはどうかというご質問でありますけれども、率直に言って先進地等々の事例と言いますか見るのは大変有意義なことではあると、そういう風には感じております。ただそこで職員と町民と共に課題を共通しているかということ、そして研修を行う内容、取り組んできたこれまでの経過、協議会における町づくり研修事業補助金等々を政策予算として出している所でありますけれども、基本的には良いことだと思っておりますけども積極的に内容を精査しながら活用されるようお願いをしたいなと言うふうに思っています。それが地域の課題解決につながることになれば大変ありがたいなと言うふうに思っております。やはり課題をもって行く、ただ、その課題がそのまま見るのではなくて問題は我が町にどう実践出来るか、出来ないか、色々あるのだというふうに思いますけれども、そういうところまで分析をする必要があるのか、ただ見てくる良かったなということではいかんのかなとそんなふうに思ったりするわけであります。最後に、町づくりの人材確保の点からということで経験と能力のある人材が町づくりに貢献できる制度を確立する考え方はないか、ということでございますけれども町づくりに関しては行政が推進することのほか自治会や団体などが担うこと、また事業者それぞれの事業者なり関係機関が担うことなど多種多様な見解があるわけでありますから広い分野にわたるものであるわけであります。一概に行政だけが町だけが町づくりを進めることではありませんので、まずもってその辺の捉え方を大きくして欲しいなとそんなふうに思っているわけであります。町づくりに貢献できる制度の具体的な運用方法などよりよく理解できないところも今ご質問の中であるわけでありますけれども今後の時代を創っていくにはやはり若い人の力と言いますかパワーそして同時にやる気のある考え方、姿勢こういうものが非常に大事になってくるというふうに思っておりますのでそういうところに人材の確保というかそういうところには期待をしたいとこう思っております。以上で冒頭の答弁にしたいというふうに思っております。

○議長（倉兼政彦君）6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君）今、町長から答弁を頂きました。番号順に沿って再質問をさせて頂きますけれども結構、似通った部分もあるので重複する部分もあるあろうかと思いますが、これまでの質問とは重複しないような形でなるべく頭使いながらやらせていただこうかなと思っております。まず1番、今、町長の方からいろんな形で実施をしてきているとこれは私も充分承知しているところではあるわけでありますけれども、その中で地域担当員制度これは先程もずいぶん話が出ていたので重複はしませんけれども非常に有効な企画のような感じもして、私どもも逆に来ていただく方の立場としてありがたい機会だなと言

うふうに思っております。我々も住民としても、もっと地域担当員とのパイプを太くして行かなければならぬなと町長の答弁の中で感じてきた部分ではあります。昨年、町長も行っていたと思うのですけれども美深高校の授業の一環で、生徒によるチョウザメの研究発表会というのがございました。その時に色々な生徒の発想を聞かされたわけでござりますけども、その中で、実行可能かどうかとそういうことは別にいたしまして、若い者の発想の豊かさだと異なった視点でのものの見方など我々がすっかり忘れてしまったような興味深い考え方というものもずいぶんあったのかなと私は感じているわけであります。町長もその時、色々インタビューでマイクを向けられて話をしておりましたけれども子供たちがそういう発想、視点の違う部分での考え方を聞く機会というのは町長どのようにお考えかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）若い人の考え方々、高校生は高校生の考え方あるわけでありまして非常にそれなりに良い取り組みでもあるし、良い考え方が出されているなどそんなふうに理解をしております。

○議長（倉兼政彦君）6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君）そういうものを全く否定するものではないと。我々も是非そういう機会を設けていきたいなと言うふうに思っているわけでありますけども特に若い者の考え方、最後の答弁でもちょっとあります若い人の力と言うことで、町長、ちょっと4番の所で話したのですけども、若い者の考え方、いろんな考え方があるのでしうけれども例えば昭和60年以降に育ってきた若者というのは育ってきた環境というのは私たちの時代とは全く違う、そんな中で私たちが思いもつかないようなことも実際の生活の中では取り込まれている部分があって、その辺は非常に世代の格差、先程の町長の人づくりのところでも昔とは時代背景が違う部分がずいぶんあるなというようなことちょっと言ってこれまでたけれども僕らもやっぱり若い世代とは育った環境の差からギャップを感じる部分があるわけではありますが、特に子育て世代だとかこれから家庭を持っていくような若い者も考え方というものは十分に聞いて行く価値はあるのかなと。それらを経験の豊かなものが1つでも2つでも行政に反映することができたら町づくりの可能性と言うものがまた広がるのでは無いのかなと言うふうに私、思うわけであります。そういう意味で、町づくりの意見を聞く機会の中で、特に子育て世代に関わってくるであろう世代からの意見集約の場というものを新たな機会として設けられないものかなと言うふうなことで新たな機会の意見を聞く考えは無いのかなと言う質問をしたところであります。その点についてもう一度町長の答弁を頂ければと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）今、具体的に若者の意見を聞く場というものは想定していないわけでありますけれども、しかしながら町づくりの会議と言いますかそういう中では今年たまたま改選期でありますから、新しい町づくり委員の登用にあたっては若い人材を登用したいとそういう考え方であります。なるべく若い人材ですね。さらには女性をその中にかなりのウエイトで、従来よりもっとウエイトをかけていきたいとそういう形で取り組んでいるわけであります。今ともすれば若い世代が発言の機会というのではないわけでありますけれども、しかし国がすでに2、3日前ですか、昨日ですか、選挙制度も改善したような状況で、発言の機会といいますか参加する機会これを大事にしていかないといけないとそんな風に感じているところであります。

○議長（倉兼政彦君）6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君）町長から今、若い世代の取り込みに力を入れていきたいと言う形で、ぜひともそれ実現できるようにお願いしたいなと。なかなか、町づくり等に僕も人を出さなければならない立場の時もありますけれども、受けてもらうのが大変な部分が本当にありますけれども、ぜひともそういう方々を説得して、ひとりでも多くの若者をそして女性も入った中でのまちづくりの懇談会が進んでいくことを期待をしたいなと言うふうに思っております。これらに関しては先ほどもずいぶん話が出ておりますので再々とはいひかないで次の部分、また再度になりますけれども私の視点から2番目についてお伺いをしたいと思います。先ほど時務改善が2番目に関しては主になると、今まで47件中24件採用されたとか今後はまちづくりの提案なども進めていきたいと言うような考えありましたが、私もぜひあのそういう風になっていって頂きたいと思う1人のですけれどもこれは先ほど来、出ている職員に対しての意識の改善ということにも繋がると思いますが、提案数がたくさん挙がるということが本来のたくさん上がれば良いのでしょうかけれどもそれだけが目的では無いのかなと私は思っているのです。そういう日頃の向上だとか改善に対する意識付けというものがやっぱりそういうものを生む土壤になっていくのではないかなど。意識改革と言う部分につながる部分だと思うのですけれども新しい発想が町長の冒頭申しあげました、前例のない未知数の領域に進む上で重要な力になっていくのではないのかなという風に考えるわけであります。この辺は先ほどと重複するので私はそういう風に考えているわけでぜひともそういう中でこれからまちづくりに対する考え方、職員から1つでも2つでも上がるようなそういう環境づくりそういうものが上がってくるような態勢づくりというものを町長に凄く期待をしたいと思っておりますけれどもこの辺に関してこれ以上聞きませんので町長に一言この件に関しての考え方をお伺いしたいと思いま

す。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）町づくりとしては事務改善的な話が多いわけであります。そうではなくてできればアイディア部門と言いますか、まちづくりに対する提案的なものも頂きたいということで、今までともすれば個人的な部分が多かったわけありますけれども個人ではなくてグループであるとかそういうことも色々内部は内部で職員のコミュニケーションを図りながら内部でも議論しながらひとつの形として提出されてもいいのかなとそんなふうに思って、いま提案制度を受けることにしておりますのでご理解を頂きたいという風に思います。

○議長（倉兼政彦君）6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君）それでは次に進めさせて頂きます。3番の研修等の関係の話などですけども先進地視察と言うものはわれわれもやらせていただいておりますけれども町長がおっしゃる通り非常に有意義なものであると言う風に思っておりまして、職員においても議員においても同様な部分があるのかなと言うふうに考えております。我々も色々ところ観させていただいているのですが、井の中の蛙にならないように、ということと、様々なことに対応できるように引き出しを1つでも増やしたいという思いからいろんなところ観させていただいているわけであります。その中に研修だとか講習だとかというのも我々も行かさせていただいているわけではありますけれども今の職員研修等、主なのはやはり研修だとか講習がやはり数的には多いのかなという気がしております。実際の現場の実態を知ることも研修、講習に勝るとも劣らない効果が充分あるのかなと町長もその辺はそうだけれどもなかなかそれだけでは難しい部分もあるというような意見でしたが、ぜひとも一人でいくというのは難しい部分があるので何人もで行けるような環境では無いかもしれないですけれども、そういった現場の実態を見て来れるような形ができるような環境作りと言うものも町長に少し考えていただければ、もう少しそういうものを見てきたいという職員も増えるのでは無いのかなという風にそんな気がするわけですけれども、なかなか少ない人員の中で行政で大変な部分があろうかと思いますけれども、その辺は町長もし、そうゆう提案が出てきた場合には喜んでと言うかどうかはわからないですけれども行ける環境になっていると言う風に考えておられるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）先進地視察、町づくりを進めるにあたっての、見に行く視察等の考え方方がいますけども、先ほど申し上げましたように先進地の事例なり先進地を見ること非常に良いことだという風に私も思っているわけであります。しかしながら先ほど個々人の

引き出しを増やすような考えも必要だと出たわけでありますけれども、それはそれとして寂しいなと。そうではなくてやはり職員を出すということであれば目的意識を持って学びの姿勢がなければならないのではないかと、そう思っています。そして帰ってきて何をするのだと、どういうふうに結びつけていくのだと、いうことが大事になってくるではなかろうかとしかし良いことでありますから予算のことだと色々あるわけでありますけれどもそれは将来の課題にしながらじっくりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君）町づくりに関して町長がよく言うのは、町づくりは人づくりだと言うふうに常日頃、言っておられる。その人づくりと言う、時代を担う人づくりこれに尽きるのかなという風に思っております。人づくり、これはなかなか時間のかかるもので、その内で先ほども若干、前議員の話の中でもあった町内にいろんな能力を有した人がいる、例えば高齢者の中でもいろんな特技や技能を持った方、社会人の中でもそういう方もいらっしゃるし、何よりも町づくりに1番の技能、能力を持っているのは定年退職を迎える職員では無いのかなという風に私は思うわけでありますけれどもその定年退職後にまちづくりに活用していくないと言うのは非常に私はもったいないなと言う風に思っているわけでありますが後進の指導やアドバイス等は十分にできるような能力を持っておりますので先ほど言った再雇用という視点だけではなくてそういう町づくりのための、人づくりのための新たな雇用、次世代への人材づくりと言うものにつなげていくような、そういう道筋を作れないのかなと言う風に思っているわけでありますけどもその辺理解してちょっと再雇用とは若干違いますけれどもその有能な技量を持った町民の活用という点で町づくりとの関係、どのように町長お考えなのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）有能な人材、有能と言いますか大事な人材、色々な言い方あると思いますけども非常に難しい話をしたという風に思いますけども何を以て有能、何を持って大事な人材と。こうあるわけでありますけれどもしかしながら一定の高齢者になってきて会社なり役所なり卒業生が出るわけであります。実はうちにはシルバー人材、昔の高齢者事業団からシルバー人材に制度を変えた経過もあります。しかしながらここへきて少し扱いと言いますか仕事、何が出来るか規制だとかいう問題があって新たな課題等もでてきてるわけであります。非常に我が町では労働力が不足している実態等もありますからそういうことも絡めて、もう一度そういう点からも考えて、体制をどうするかと言うことも将来の課題となってくるかなと。経過としては高齢者事業団からシルバー人材に直した経過もあるわけでありますけれどもなかなかそれが時代、時代の情勢の中で抱えている人間の

数だとかそういうところもありますのでその辺の相談等も将来出てくるのかなと。そしてまた町の労働力の確保、人材の確保そういう観点も出てくるのかなとそう考えておりますのでそういう観点からも考えていきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（倉兼政彦君）6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君）当然退職者ということになると今、町長が言ったようなシルバー人材との絡みというのも当然でてきますのでシルバー人材は若干目的が違いますので内容、目的とシルバー人材と言う事業の中で活用できる部分があればそれはそれで結構なことだと思うのですけれどもだからか今シルバー人材が行っているような準作業的な物の中だけではなくて、要するに頭脳と技量だとかをしっかり次の人につなげるようなそういった形で町づくりの人材育成というものが図れればすごく街としても財産である技量、技術を次の世代に残していくというかたち。これは商工会の担い手だとか就農の指導だとかというのとはまた違う側面があると思うのですけどもそういう形の道付けをなんとかできないのかなと。その中で先ほど言った、町民の中にも色々な技能を有する者がいらっしゃるわけで高齢者に限ったことではありませんけれどもよく空き家の利用をするときに空き家バンクというものを作つてどういう風にして利用していくかという話があるのでけれども例えば町内の中でいろんな技能、特技あるもの例えばの話ですけども職員パンク的な物という形でピックアップしておいて例えば街の中で困ったことだとかが特にあの移住希望者だとかの為にこういうようなサポート制度のようなことが移住希望者へのPRの一つとしてそういったものも活用して何か美深町に安心して行ってみようかなというような機会になるのではないかというようなこともちょっとと思うわけでありますけどもそう言った形で町内の人づくり、育成と、現在持っている人の能力の活用と言う点で何か新しい道筋を作れないのかなと言う風に考えている次第でありますけれどもぜひともそういう有効な人材等を作りながら、利用しながらまちづくりということで進めていかなければなと言う風に考えているわけでありますけれども他の点に関しては色々聞いても先ほど町長が充分、私が質問する前に答えをだいぶいただいたようなところがありますので今の部分だけは触れていたかった部分だと思いますのでこの部分を聞いて一応終了とさせて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）町長。

○町長（山口信夫君）僕、よく言うわけでありますけれども、5000人の起る街で今、世帯で言うと大体2,200?2,300、そんなもんであります。そして農業だとか林業だとか建設業だとか業種的に分けて行くと。そこでおのずから定年になるとかまた他の街からもそうでありますけれども出てくる人材というものは、だいたい登録とか言うそういう

うことの難しさ、ただするのではなくて大体見えるのではなかろうかなとそんな風に思っております。そこでそのぞれ我が町が全体のまちづくりの中で求めている需要と供給のバランス、そしてその人がどのようなことをしたいのか、どんなことが求められているのか非常に難しい話であります。先ほど言った協力隊の話もそうでありますけれども非常に高いもの求めても非常に難しいものがあります。そして高いものを求められると嫌うところもあります。そういうことを加味しながら、どうやって優良な人材を我が町に求めていくか、そういう事をやはり考えていく必要があると。それは行政だけではなくてそれぞれの職場なりそれぞの関係機関なりみんなが考えを常に持つことが大事かなとそんなふうに思っております。行政としてそれが必要であると言う結論になったときはそれはその登録だとかそういうのも考えなければならないかもしれませんけれども今の段階ではそこまではいかないのではないかなどそんなふうに思ったりするわけであります。率直な答弁で申し訳ないですけれども。

○6番（藤原芳幸君）時間残ってますけれども以上でいつも終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君）以上で藤原君の一般質問を終了致します。

これで本日の日程の全部を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会と致します。

どうもご苦労様でした。

閉会 午後 4時00分

平成 27 年第 2 回定例会  
美深町議会会議録

第 3 号 (平成 27 年 6 月 19 日)

◎議事日程 (第 3 号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 請願第 1 号 (美深町議会基本条例の制定を求める請願について)
- 第 3 議案第 32 号 (美深町介護保険条例の一部改正について)
- 第 4 議案第 33 号 (美深町新規就農者等に関する条例の一部改正について)
- 第 5 議案第 34 号 (財産の無償貸付について)
- 第 6 議案第 35 号 (財産の無償譲渡について)
- 第 7 議案第 37 号 (平成 27 年度美深町一般会計補正予算 (第 4 号))
- 第 8 議案第 38 号 (平成 27 年度美深町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号))
- 第 9 議案第 39 号 (平成 27 年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 第 10 議案第 40 号 (平成 27 年度美深町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 第 11 議案第 41 号 (平成 27 年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号))
- 第 12 意見書案第 3 号 (安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書案)
- 第 13 意見書案第 4 号 (介護報酬の再改定を求める意見書案)
- 第 14 意見書案第 5 号 (憲法を守り安全保障関連法案の撤回を求める意見書案)
- 第 15 議員派遣の件
- 第 16 承認第 2 号 (閉会中の所管事務調査の申し出)

◎出席議員 (11 名)

1 番 小 口 英 治 君	2 番 長 岐 和 彦 君
3 番 和 田 健 君	4 番 中 野 勇 治 君
5 番 荒 川 賢 一 君	6 番 藤 原 芳 幸 君
7 番 岩 崎 泰 好 君	8 番 諸 岡 勇 君
9 番 齊 藤 和 信 君	10 番 南 和 博 君
11 番 倉 兼 政 彦 君	

◎欠席議員 (0 名)

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	渡辺英行君	住民生活課長	羽野保則君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	草野孝治君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	吉田克彦君
総務グループ主幹	川端秀司君	企画グループ主幹	小林一仙君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	中江勝規君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長	宮原宏明君	教育長	石田政充君
教育次長	玉置一広君	教育グループ主幹	桜木健一君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会长	外崎敬雄君	事務局長	草野孝治君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

事務局長	長谷川 浩君
------	--------

◎議会事務局

事務局長	長谷川 浩君	事務局係長	神野勝彦君
------	--------	-------	-------

開会 10 時 00 分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名です。

定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

### ◎ 日程第 1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第 1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告を致します。去る 6 月 12 日に議会運営委員会が開かれ、付託事件の審査を行い、審査結果報告書が議長あてに提出されておりましたので、本日の会議に付議しております。

次に、休会中に議長が受理した陳情等について申し上げます。要望書、ふれあいステーション外壁修復のお願いの 1 件であり、これは資料としてその趣旨を配布しております。

次に休会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から専決第 7 号 美深町公営住宅条例の一部改正についての専決処分、この 1 件はお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に追加議案について申し上げます。町側からはありません。議会側から意見書案 3 件、議員派遣の件 2 件、承認 1 件の合計 6 件が提出されており、本日の会議に付議しております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎ 日程第 2 請願第 1 号 美深町議会基本条例の制定を求める請願

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 2 請願第 1 号 美深町議会基本条例の制定を求める請願を議題と致します。

本件については議会運営委員会に付託をしておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

4 番 中野君。

○4 番（中野勇治君） それでは請願第 1 号について議会運営委員会報告を行います。去る 11 日に付託されました請願第 1 号 美深町議会基本条例の制定を求める請願書の審査の経過並びに結果について報告致します。本件は去る 12 日、議会運営委員会を委員全員

出席のもと慎重に審査行ったところであります。請願の趣旨は、より住民意向等を反映させる議会である共同型議会の構築に向け、議会の基本理念、議員の責務、活動原則及び住民等の意向を吸収できるシステムを盛り込んだ美深町議会基本条例の制定を求めるものであります。請願審査の経過としては、採択に向けた意見としては1つ目に本町の議会は例規集もしっかりとしているが本条例を制定し、町民に対し議会の取り組む姿を見せるべきではないか。2つ目としては、基本条例が出来ても何も問題は無い。3つ目としては、議員として町民に対する約束事を条例化して示すべきではないか。4つ目としては議員としてしっかりとやれと言われており、将来に向け作るべきものは作らなければならない、などの意見がありました。これは主な意見であります。また採択に反対する意見としましては、議員全員の共通理念が必要ではないかと。もう少し実がなり、熟してからでも充分。現段階では議員一人一人の認識がまだ一致していない。2つ目としては、本町に基本条例はないが他の議会から遅れをとっているとは思わない。3つ目としては、受け合い改革を進めながら議員の意識を高め議論をして条例について検討すべきである。4つ目としては条例制定の機運が高まってくれば制定に向けて検討すべきで、現状としては時期尚早ではないかなど多くの議論がなされました。最後に委員会として採決を行った結果、請願第1号 美深町議会基本条例の制定を求める請願は賛成少数により不採択にすべきものと決しました。

以上で議会運営委員会の委員会報告を終わります。

○議長（倉兼政彦君） ただいまの報告に対して質疑がある方は発言を願います。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 初めての議運のメンバーの中で、大変重要な美深町の基本条例の制定の請願が出されたわけであります。私は今回出されました反対する意見の方の中で今、委員長報告があったわけでありますけども、この基本条例の関係については、遅れているとは思っていないという発言がなされてございます。それは、それぞれ議員の思いというのいろいろあると思うのですが、ご承知だとは思うわけでありますけども栗山町で1番最初に基本条例が出されて、2006年でありますから9年経過しております。全国的には議会人で前回の本の中にはありますけれども740本の制度が成立しているという状況にあります。確かに740本が制定をしていた中でさらにその後、私は遅れをとっているのではないという風に言われるのが何を根拠とされてこのように思っているのか、私はこの近くの中で和寒町、名寄市、下川町それぞれ基本条例を出されているという中で、再三、この美深町でも出すべきではないかと言う中でちょうど4年前の前回議員の時はこの問題は出さなかった。その前は、私が委員長の頃で特別委員長の立場で1年8ヶ月、月に2回

ずつ会議を持ちながらこのことについて勉強して来たつもりであります。確かにそういう点では慎重に事図っていたのですが、この請願は、一般町民の中で今、議会の皆様は何をしているのかと言うことでそのことを正すために出されたものであります。本来でありますと議案基本条例は議員の中から、おそらく発議の中から出されて、成立させなければいけないという部分でありますけれども、そういった点について遅れをとっていないという判断をされたことについての内容等についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 今の諸岡議員の質問ですが、遅れている云々の判断をということですでの、それは委員会全体としてそういう意見を言ったわけではないので、あくまでも議員個人としてそういう判断で発言があったということで先ほどこういう意見がありましたよと言うことの中の1つに過ぎません。ですから私、委員長としてそれについてお答えすることは不可能だと思います。ただですね、全体の北海道内の現状から見ると、町村で言うならば北海道145町村あるうち19町が作っているという現状にあります。それから市においては35市ですね北海道内は。そのうち11が基本条例を作っているという状況にあることあります。それが北海道内の基本条例についての現状であると思います。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。質疑がなければこれにて終了致します。これから討論を行いますが討論については原案についての賛成の討論から始めたいと思いますので討論を行う方は挙手をお願い致します。ありませんか。反対の討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号について採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は不採択すべきものです。原案について採決を致します。請願第1号 美深町議会基本条例の制定を求める請願について採択することに賛成の方は起立を求めます。

（起立少数）

○議長（倉兼政彦君） 起立少数です。従って請願第1号 美深町議会基本条例の制定を求める請願は不採択とすることに決定をいたしました。

---

◎ 日程第3 議案第32号 美深町介護保険条例の一部改正について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第32号 美深町介護保険条例の一部改正についてを議題と致します。これから議案第32号について質疑を行います。

質疑がありませんので質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第32号について採決を行います。議案第32号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第32号 美深町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第4 議案第33号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第33号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。これから質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今回の改正にあたっては、新規就農される方々にとって非常に有利な形で新規就農がさらに進むのかということで、私も歓迎する所であります。今回の年限の関係ですが就農した年から5年以内というこの根拠と言いますか、その辺のところを1つ示していただきたいと言うことです。今、現状、新規就農者が就農年限からすると1番古い方はどれくらいの年限なのか、就農されてからということも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） ご質問の5年という年限の根拠なのですが、条例の中に、もともと生活環境整備補助金というなかで住環境整備を行った場合に関する経費の補助というのは元々ございました。その年限についても5年ということで設定しておりましたので、それと合わせた5年という形になりました。この5年と言うのは新規就農してから一定程度、経営が安定するまでの期間と言うことで経費のかかる期間という設定の中でこの5年という設定をしてございます。それ以降については一定程度、経営も安定してくると体力もついてくるだろうと言う事の判断の5年であります。それから新規就農の1番古い方ということですが、条例の対象となった方の新規就農した方については平成8年度が1番古い方になります。それ以降、全部で9名の方がこの間新規就農している状況にあります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 非常に良い条例の改正だと先ほども申し上げましたが、今、聞くところによりますと最初のこの条例、元々の条例の開始から考えますと既に7年を経過した方もおられると。5年、年限の期限が安定するということでこの5年以内と言う項目を

設けたということですが、実際問題としては現状の既に7年経過された方から加えて現在まで安定状況というのはなかなか判断が難しいかもしれないけれども、例えば、せっかく就農された方が同じことをしたいとしてもそこから外れてしまうわけですね。5年経過したもの以前のものについては。そこら辺の救済策というのは考えておられるのか居られないのかと言うことです。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） 経営の安定する、しないのその判断というのは、なかなか数字を今、直接示すわけにもいかないので難しいところですので今の段階では何ともご答弁できないのですけれども、浄化槽設置については新規就農された方で5年を経過した方で1軒の方が実はついてないところがございます。これについては事前協議もさせていただいて、元々その住宅の方の補助金の方も活用されていなかったと。現状でいいと言う中で経過している現状がございます。それ以外の方については今すでに新規就農している方で浄化槽の設置をされていない住宅については一軒ございまして、その方については今後考えたいということでご相談がありましたのでそういうことになってございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） いいですか。

○7番（岩崎泰好君） 何か救済策は、という所は。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） 5年を経過した方の新規就農者の方の救済策という部分については、この条例の中では実は特に設定をしてございません。ただ町全体の中では住宅の補助そういったものもございますので一定程度そういったものを活用しながらお願いしているというような状況です。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 新たに合併浄化槽が生活環境補助金の対象に根本的になるのではないかと、合併浄化槽も正直言ってトイレですから、それをなぜ今回新たに合併浄化槽をこの条例改正の項目にあげたのかというその根拠をちょっとお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） もともと生活環境整備補助金の中でも対応可能と言わればそうなのですが合併浄化槽の部分についてはほとんどが過去の町で実施をした個別排水処理施設の設置事業の中で整備されている住宅がほとんどであります。ただ元々、離農を考えているような方についてはされていないという中で新規就農の方が取得する住宅というのはそういった住宅が多かったと、今後も含めてですね、多い見込みがあると

ということでこの合併浄化槽の部分については、どうしてもその席に設置をしますと100万円以上、標準的な部分で100万円程度の経費がかかります。実際、その今までの補助金の中では合併浄化槽だけで補助金の限度いっぱいになってしまふという中で住宅環境の方まで手が回らないという状況も発生しますので、この部分については新たに余分な経費がかかる分について町として支援をしましょうということでの条例改正になってござります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 金額が大きいというような中で100万円以上がかかると言うことで、前条例であれば50万円を限度とした中で新たに設けたと、これは解ります。それであれば先ほど同僚議員にも聞いたのですけれども新規就農して安定するまで5年程度かかると。落ち着くまでが、土地を買った、トラクターを買った、色々なことを整備したということで5年ぐらいはかかるのであれば、一層のことこの浄化槽の部分を補助機関の年数を、家は直さなければならぬけどトイレは5年後に直そうという新規就農者がいた場合、そういうような配慮がもう少しあっても良かったのではないかと思うのです。その点については。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） ご指摘の部分、そういった考え方もあるというふうに思います。ただ町としてはこれまでの生活環境整備補助金と合わせた形で一定期間、5年と経営が安定するまでの5年ということで年数を基本としたというか、そういうことで浄化槽についても5年と言う年限を設定したということですのでその辺についてはご理解をいただきたいと思います以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。なければ質疑を終了致します。討論を行いますが討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第33号について採決を行います。議案第33号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第33号 美深町新規就農者等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第5 議案第34号 財産の無償貸付について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第34号 財産の無償貸付についてを議題と致します。これから質疑を行います。ありませんか。質疑を終了致します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第34号 財産の無償貸付についてを採決致します。議案第34号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って議案第34号 財産の無償貸付については原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第6 議案第35号 財産の無償譲渡について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第35号 財産の無償譲渡についてを議題と致します。これから質疑を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 財産を無償でお渡しするということですが、対象となる建物について説明の中では事業者が無償で譲り受けた後に、これを解体する、壊してしまうというお話を伺ったところなのですが煉瓦造りの非常に歴史的な建造物の1つだというふうに私は思っているところですがその辺の解体が果たしていいものかどうか、その辺どういう判断をされたのか1つは管理者であるところと、それから教育委員会の方にもその辺をどう判断されたのかその2点を聞きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） まず私の方から一言答弁させていただきたいと思いますが介護保険の事業計画に基づきまして2カ所目のグループホームの整備をしていきたいと町としての基盤整備を進めていきたいと言うことでございまして、これに対して事業者の方から計画の提出がありまして今回この土地の貸付それから建物の譲渡ということでございます。これにつきましては町としまして、高齢化が進む中で認知症のご本人あるいはご家族の福祉の向上ということで課題だと考えております。更に現在この土地に立っている土地につきましては、すぐ隣で同じ事業者が小規模多機能型という事業を行っております、すぐその側にグループホームを整備してもらうことによって一体的な運営が図られるかなということでぜひ、今後の高齢化に向けて基盤整備として必要だと考え、建物については譲渡してその後、土地を活用していただくと言うような考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君から今教育委員会に対しての答弁の発言もあったと思うのですけれどもその内容について少し説明してください。

○7番（岩崎泰好君） これは私の見解ですけれども、このレンガ造りの建物自体が非常に歴史的に価値のある建造物であるというふうに私は判断しているところなのですが土地をお貸ししてその建物を有効に利用してそういう施設にするというのであればまだわかるのですが、説明の中ではこれを壊してしまって新たなものを立てるということでございますからその歴史的な建造物を簡単に壊すということについては教育委員会側でどのような判断があったのか、なかったのか、検討したのか、しないのかその辺のところお聞きしたかったのですが。

○議長（倉兼政彦君） 教育次長。

○教育次長（玉置一広君） この赤レンガの関係については、教育委員会としての基本的な考え方の説明をさせていただきます。今、議員がおっしゃる通り歴史的な長い年月のたった赤レンガ倉庫であるというところから価値があるのではないかだろうかというお話です。その中で存在価値と利用価値というのがやはり文化財には出てくるかなという風に思います。今、有効活用をされるべきではないかという所の話、これにつきましては当然この建物で有効活用して例えば耐震的に大丈夫なのか、そういうところのやはり考え方も整理をしていかなければならぬかなと思っております。そういう点でいきますと当然、耐震化がないとも思われます。場所的にも町道に面しておりますので、そういう意味では非常に危険であるというふうにあの建物については考えております。それと存在価値についてですけれども人それぞれにいろんな考え方があると思います。日本全国中、赤レンガで言えば昔、銀行に使われていたとか、いろんな工場として使われていた、そういう歴史的経緯がある、そういうような建物については写真の地域で残していきましょうという機運の中で残しているという所もあると思います。ただし他の現状などを見ますと先ほど説明した通り、建物として残していくのか、そしてこれをうまく活用していくのか、というような観点から行きますと、確かに長い歴史が立っていますけれども、そこまでの町民的なニーズが保存に対して無いのではないかという事、基本的に教育委員会として考えていると言うことでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 先程の保険福祉課の課長さんの説明というのは、主旨は、私も理解できます。していますが、聞きたいのは財産を管理する側でその辺の検討がなされたのかどうなのかという最初の質問です。今の教育委員会の質問については、それは現時点での考え方だと私は踏んでいます。そのことについて十分検討されたのかと言うことを聞き

たいのです。いろんなところが次々と壊されていく中でそれは私のものだからという形で壊されていった建物もたくさんあります。今、残しておけばよかったのにと言う判断するものもたくさんあります。それをやはり教育委員会はしっかりと見据えていく必要があるというふうに私は考えているところですが、その辺の判断をどうしたのかということ、それから今の話の中では道路に面して危険であるから壊すのだということであれば、もっと早い時期に町の財産なのですからそんな危険があるのであたらもっと早くに壊せることではなかったのかという反論をしたいというふうに思います。今の判断で、そういう後付けのものを言うのではなくてしっかりとそこに判断ができたのかどうかという事を私は聞きたかったです。そういうごまかしの答弁をしてもらったら困るのです。本当にそう思いますよ。だからその価値そのものが本当に調べたのかどうか、いつ建てられてどういう経緯であることがあるのかということ、そしてもう一つ、今、あそこには家電製品の倉庫として使っていますよね。その倉庫の移動する場所もどこになるのか。それもひとつ聞きたいと。あれはある意味、有効利用されてきて倉庫として使っていた。今後いろんな形で例えばレストランにしたいとか喫茶店にしたいということも出てくるであろう、そんな歴史的な建物であるにもかかわらず簡単に壊していいのかとその辺のところ改めて教育委員会で検討したのか、しなかったのか。はっきり言ってくださいよ、それを求めているのです。財産管理課もその辺のところをどういうふうに判断したのかということを聞きたいのです。

○議長（倉兼政彦君）　総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君）　歴史的にいつ建てたのかというところからお話ししますけれども、これははっきりといつ建てたのかという、その建物自体の書類というのはありませんので、はっきりと申し上げられないのですけれども、ただ登記はされている物件ですのでそれによりますと昭和7年の9月10日新築という記載がございますのでこれが正しいのではないかというふうに想定しております。それから現在に至るまで、今で言えば家電のストックヤードというような状況にありますけども、それらの活用に関しては別の施設を使って出来るといったことで書簡替えされるというようなことになっております。ここでストックヤードをしなければならないというような状況では今のところではないと、そういう状況にあります。

○議長（倉兼政彦君）　総務課長。

○総務課長（渡辺英行君）　町のいわゆる歴史を持つ建物の保存、こういったものについては町としてはなかなかこれを継続的に維持していくんだとかそういう大きな計画というのは正直言ってない所であります。今回のこの事業によって、その事業の必要性そういったことでこの地を選定し、現在建っている建物、おっしゃる通りレンガづくりというのは

なかなか無いですし歴史的なものであるという認識、ずいぶん前からあって町長、副町長も建物的にはもったいないなと言う思いは心の底にはあるのではないかと。これは具体的に話したわけではないのでわかりませんけれども、もったいないなと何かの活用できないかというような話はしておりました。ただ今回の事業によってその場が適切であるというようなことがありまして、この建物については解体をしていただくということになっております。今後の美深町の歴史、これを保存していくために、まだほかにあるレンガの建物の活用こういったことを新たに今、議員が言われる通り保存のことも少し今後の時代の人に向けて残していくような方策こういったことも改めて考えていかなければならないのかなというような状況であります。今回につきましてはぜひこの事業を基金の課題でもあります。こういったことを進めさせていただきたいというようなことがあります。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） これ3回目ですから、今後取り組んで行きたいと言うことの答弁だと思いますが、これを検討し直して壊さないで利活用して、そういう施設にできないのか、検討の余地はないのだろうかということが1つです。それから総括で答弁いただいたのですが是非、教育委員会の見解も聞きたいというところです。その2点です。以上で終わります。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 1点目の建物を利活用するという点につきましては、同じような2階建ての18名の居住スペースを設けたり、あるいは浴室等も整備するわけですがけれども、正直言いましてこの建物を利活用するのは難しいものと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 歴史的な建造物の保存についてということで、議員がおっしゃる通り、非常に町の産業の歴史の中であれば主にお店屋さんでしたけれどもそういった部分での歴史的な意味はあるだろうと思っております。それから今、総務課長がお話しした通り町を大きく築いてきた、そういった部分では農業としてのそういった産業活動があつてそれに関わる倉庫というのも農協さんですとかそれから殖産商会さんですとか、特に国道口に面しているようないろんな施設があります。基本的にはなぜあの形で保存していくべきなのかという気持ちは私も同感ですけれども、町として建物を保存していくことが適當かどうか適當かというと言葉がおかしいですが適切に保存できるかどうかとそういった部分が1つの課題としてあるのだろうと思います。多くの建物がありますから特にレンガ造りであればそれを考えたときに将来どうしたらいいかなというのは常々いろんな建物を見ながら思っている所です。実際に少なくとも写真には残していこうということで数年前に一

一定程度、写真といった形で歴史として残していかねばなという風に残してきている部分もございます。そういった状況の中で今回の建物も非常にコンパクトで非常に利便性もいいかなというような感じもします。ただ、いま求められている状況の中、それから具体的に建物をどのように全てを残すというのは不可能なことですから選択をして考えていくことができるかといったときに今回の建物をぜひとも残さなければ、建物としては今、残さなければならないのですけれども総体の判断として今の建物を残していくかどうかという部分については、正直なところ残していくのだという判断をしかねたと。これは公式な協議の場ということではなくて教育長としての個人的な見解になる部分もありますけれども、私の中ではそういう判断をしてきたというのが実際の所でございます。そういった中で全体の協議が充分されたかと言う分では不十分な部分もあると言われる部分もあろうかと思います。ただ今回のこの契約を聞く中で私自身はそういった判断をして今日にきているということはご理解をいただければなという風に思っています。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 私も関連するのですが、やはり築昭和7年という事は84年経過しているわけですね。これはやはりその頃の建物というのは美深町には無いのではないかと。国鉄の跨線橋あたりも古いのですけれども今、この際、北海道遺産などは50年を過ぎたものは申請ができるものになっています。こういった歴史的なものは美深町ではほとんどなくなるということに対する、こういった想いといいますか、管理しているのは教育委員会だと思うのです。今1つお聞きするのは、古い建物、50年以上のものが、現在どのように押さえているのか。そしてまたどういった歴史のある建築物として保存またはPR、そういった過程をとっておられるのかこれについてお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 具体的に建物一つ一つを何十年経過して、どういう建物だという整理は教育委員会としては今、しておりません。ただ、先ほど申し上げました他の現在倉庫等で使われているレンガの建物についても、これはもう50年以上経過しているものだという風に認識をしています。そういった部分では今後の課題として課題整理というのも必要になって来るのではないかと言う風に思っています。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 私はあの場所を美深町外の人から調べてほしいという依頼を受けて現地にも行っています。もう10年ぐらい前の話ですけれども。しかし、レンガ造りのものを探した時期もあるわけですね。ですからレンガ造り等については貴重なもの。特にサイロのレンガ造りを探していたと記憶しているのですがそういった事は教育委員会では

かなりあるのではないかと思っていますが、どうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 特にサイロのレンガ造りですね。サイロの関係はいろんな税の関係含めて近年壊されてきたという経過があるのだろうと思います。そういう部分についてしっかり確認しているかということになるのだろうと思うのですけども、先ほど申し上げた通り現段階として古い建物についての個々の押さえはしていないと言う状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） ただいまの議題は財産の無償譲渡という部分であります。美深の遺跡等に関わる問題についてはまた後日、別の案件の中でしっかり議論を頂ければと思いますのでよろしくお願ひ致します。8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） まさにレンガの話であります。このことについては無償貸与ということで前回も18年間という期限を決めてのものでありますから、その中で付随をするこの建物、無償譲渡という形になりますのでこれは結局壊してもいいと言う判断の中でやられるのだと思うのですが、例えば今、現時点でそういったものの写真を撮ったり、いろいろすると言われたのですが、はっきり確認をしたいのですよ。本当に歴史的なものが壊したということをきちんと調べて写真で収めて記念のものであるという風にやるのかどうか、これについて、答弁お願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） とりあえず今、言われた部分の歴史的な建物、それについては写真としてしっかり残していきたいというふうに思っています。今回についても修繕前に一回撮っているのです。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） これまでの経緯だとか今後の計画等を進めていく中で今回の無償譲渡についての話が出てきたということで私も個人的には確かにもったいないと思うけれども理解できる部分もあるわけですけれども今もこの建物に関していろんな議論がある中でこの一角を譲渡した後に解体されて次の施設に変わっていくということになるのだろうという風に思っているわけですけどもこの場所は、地図は縮尺したものだとは思うのですけれどもここを仮に全部使ったとしてもそんなに広い場所では無い中で計画を進めていく中で面積としてあの広さで大丈夫だったのかなとちょっと思うわけですけれども他に方法はなかったのかどうなのか多分計画する方はここを壊した後でどうするということの中で計画を立てたのだと思うのですけれども果たして冬期間のことなど考えていたときに場所的に施設の広さ的に現状の中にもう1つ建てるということで充分だったのかどうなのか

なとちょっと心配なのですけれどもその辺どういう風な検討されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） ただいまの質問の配置等の活用の関係ですけども新たに建設される見込みであります建物の建築面積は313平方メートルほどの建物となります。スペース的には駐車場、後は雪捨て場と言いますかという部分になろうかと思いますがいずれにしても既存の建物との活用と合わせて駐車場等の利用がされていくということで確認をしてきております。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今は駐車場等で使っていても冬なんかはいっぱいいいっぱいになっちゃうのですけどもそこも含めて充分やれるという風に多分ケアライフサービスでは判断したと思うのですけれども他に例えば候補地があった中でここしかなくてここになったのかそういう経緯というのはあるのですか。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 公募をかけて応募があった計画の中では現在提案されている土地と建物の活用ということで、ほかが検討されたのかどうかは、確認はしておりませんけれども現在の計画は提案されている部分ということで聞いております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

○7番（岩崎泰好君） 休憩の動議を求めます。

○議長（倉兼政彦君） 中身はなんですか。

○7番（岩崎泰好君） 中身は今の件に関してこの案件が継続あるいは再度考え直すような余地は無いかどうかです。議員間で討議をしたいという風に思いますが、その点について休憩の動議を出したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 今の理由で休憩の動議が出ておりますが賛成の方おりますか。

おりませんので休憩動議は取り消しと致します。

質疑はほかにございますか。

なければ質疑を終了して討論を行います。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 議案第35号 財産の無償譲渡についての議案に対しまして、私は反対の立場で討論したいと思います。今、説明等々、質疑の中で聞く限りにおいては、しっかりとこの歴史的建造物の扱いについて理事者側はどうも安易に考えていた節が見られます。土地そのものの利用の価値もわかりますし建物自体もこれだけの歴史的建造物で

あればそれを活用した形で次につながっていくようなものを私は求める意味で、今回のこの無償譲渡の結果としてこの建物が壊されることに強く反対の意思を示したいと思います。ご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 他に討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号について採決を行います。

議案第35号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（多数挙手）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。従って議案第35号 財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

---

### ◎ 日程第7 議案第37号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第37号 平成27年度美深町一般会計補正予算 第4号を議題と致します。これから質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今回の補正予算の中から3点ほど質問をさせていただきたいと思います。まず11ページ、移住体験住宅建設委託料ということありますけれども町長の執行方針の中でもありましたけれども農山村での生活を求める人が増えてきていると。それに対応するための体験住宅を整備していくという中の予算付けだと思うのですけれども、この建物、旧天木グラウンドということありますけれども、建物を設計していく上でのコンセプトをお伺いしたい。どういうものを目指しているのか、それと同時に今まで使われていた、街中にあった一時体験型住宅の取り扱いは今後どうされていくのかという部分。それともう1点として、健康管理システム、次のページですね。健康管理システムの一元化ということでこれは国保対象者後期高齢者対象者ということになっていくのかなどは思うのですけれども、その辺の概要についてお伺いをしたい。それともう1点、15ページと、別な所にもまたがりますけれども今回、物産館のボイラーとプールの扉、両方とも指定管理の物件でありますけれども修繕という形で予算付け修正案が出てきていますけれども、そういう要望が出てきて予算付けしたと思うのですけれども、現状どのように確認をし、どう復旧させるためにこのような予算付けを行ったのか、この3点をお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） それでは私の方から移住体験住宅の関係、それから物産館のボイラーの関係についての質問にお答えしたいと思います。移住体験住宅を建てるにあたってのコンセプトということでございますけれども、こちらは移住体験とは言ってございますけども最終的には移住を目的にした住宅と言うことで、今、建設を考えておりますとして実際に移住するまでの間については当然、体験をしていただくための住宅と言うことになってございます。それで建てるにあたってのコンセプトは特にその特徴的なものを作ると言う考えは持ってございませんけれどもこれまで町の方で整備している教員住宅ですとかそういったような形の使いやすい住宅を整備してまいりたいと思っております。それから現在の町中の住宅の取り扱いですけれども今年から2戸、新しい形で移住体験の住宅を整備して活用しております今現在ちょうど新生にある住宅に3カ月間の移住体験の方が京都から見えているということでございまして、問い合わせも多く、移住の体験は利用されているということあります。今回整備する移住用の住宅と体験用の住宅それぞれ活用しながら多くの方に移住してもらえるように進めてまいりたいと考えております。それから物産館のボイラーの関係ですけれども、物産館のボイラーは、確認したところ実は建設当時、平成4年から交換をしていないということでございました。毎年、保守メンテナンスを行ないながら維持をしてきたということありますけれども、すでに20年以上が経過しているということで交換部品も当然なく、メンテナンスも限界ということあります。平成21年に大規模なメンテナンスを行っているようで、だいぶ延命を図ってきたのですけども、そろそろ限界と言うことありますて全面的に取り換えると言うものであります。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） プールの扉の修繕の関係で指定管理等現場をどう確認したかということでありますけれども、プールのオープン前に機器の点検ですとかそういったことをしております。その際にボイラー側の扉の付近で整備をしたのですけどもその際、経年的に経っていますので塩素による腐食が非常にひどくて、扉そのもの、その他扉を支える枠、その辺も含めて錆がひどくて扉が落ちたような状況になっていますので、今、応急処置で落ちないように対応して、補正がついた時点で早急に扉そのものを取り替えていく考えでおります。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 健康管理システムの関係ですけれども、国民健康保険の対象者が主となりますけれども一部、社会保険加入の方も集団検診と病院の検診でデータが役場の方にいただけるものについては、このシステムでの管理が可能となるも

のであります。中身につきましては基本検診だとか特定健診の外、がん検診、乳幼児健診、妊婦健診、あと予防接種等についてもこちらのシステムで一元管理できることになっていきますので、それら履歴等も残っていくシステムですので、それらを有効に活用して保険事業に活用していきたいというものであります。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 疑問は色々聞いてみるものだなと言うことがわかったのですけども、まず農村の住宅、これ個人的には体験をして、良いところだからこのままここに住めたらいいよなという風に個人的には思ったんですけども、そういうものを目指すということで非常に期待が持てるのかなというような印象持ったところでありますけども、向こうから来られる方のイメージとして農村部への移住という事は、例えば農村部の自治体に住むということではなくて都市近郊でもイメージとしてはトトロに出てくる草壁家の家みたいなそういうものを頭におきながらそういう環境の中に住んでみたいというのが大きいのではないかなと。そう考えるとこの場所は周りに木も生えていてそこに住んでホームページ等の画面を見て、ここへ行って、短期移住をしてそのまま住めるような形だったら移住したいなと言う希望につながればという風に思っていて質問したところそのような形の計画を持っているということでこれは是非いいものが出来上がるようになめていっていただきたいなという風に思うわけであります。それと健康管理システムで、今までの答弁でいくと国保のみ高齢者のみだけになるのかなと思ったのですけども一部、社会保険の方も取り込めるような形でこれぜひとも一元化ですから町民の大多数をカバーできるような形で進めていってもらいたいという風に思うわけであります。それともう1点、先ほどのプールの扉のところだったのですけども僕も実際見させていただいて塩素がひどくて腐食が酷いと言う話を伺いました。扉も相当重いのです。そういった中で、どう復旧するのか、また同じ物を復旧するために予算付けを行ったのか、今度は何か対策をとって腐食等にも耐えられるようなもの、あるいは軽いもの、そういったような形での何か改善的なもので扉を復旧させていくのか。ただ単に前回と同じようにそっくり同じ物を取り替えてそこで終わらせるという形の対策で行くのか、その辺もう一度お伺いしたいなと。あとアウルのボイラーに関して、僕の認識が間違っているなければ、北側の屋外にあるボイラーでは無いのかなと思うのですけれどもその辺ちょっと確認取れたらもう一度質問したいと思うのですが北側のボイラーかどうかの確認をさせてください。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） プールの扉の腐食で今後どう改善していくのかと言うところで指定管理者とも話をして業者さんとも話をしながら1つとしてはあそこをシャッ

ターに替えていくですか色々な事を考えました。ただ、そのあそこに置いているものの形状ですとか、今後のボイラーの出し入れですか、雪の問題ですか、そういうことを考えながら今、検討している最中であるのですけども基本的には腐食に耐えるような感じで今と同じような形の枠を使いながら枠は取り替えるのですけれども形は替えないようなことで今、考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） アウルのボイラーの件ですけども、場所は暖房ボイラーですのでアウルの屋内に設置されているものという風に思っております。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 15ページ、町単の事業災害復旧の関係で1点お聞きしますが、辺渓の道路の事業で災害復旧を行ったところの橋桁の工事の説明があったのですが、これはどういう内容か。昨年の暮にやったと思ったのですが、それらが再度、場所が入っているのですがそのことについて内容をお聞きします。それから13ページに衛生費というのがあります。衛生費の中でLEDいろいろ商工会

○議長（倉兼政彦君） ちょっと失礼します。諸岡君、先の話は斑渓、辺渓どちらですか。辺渓の橋と言ったように思うのですけれどもこの事業は斑渓です。

○8番（諸岡 勇君） 辺渓ですか。それではその場所、去年から続いている工事かとその辺の確認でありますのでこれについて答弁ください。

それから衛生費の関係は、予防の関係にもなろうかと思うのですけども新聞紙上でも近くの町でマイマイ蛾の発生があるということですが、この衛生費等では今年は、今回の予算には無いようですけども、そういった虫の発生等についてはどのような抑えをされているか、それについて衛生費の立場、関係をお聞きします。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 1件目の辺渓の被災した橋の件で、同じ箇所じゃないかということだったのですけれども場所が違います。辺渓地区は今回の災害箇所としてはありません。1カ所が、辺小車内川という部分と斑渓の高台の放流橋の部分でございます。

○議長（倉兼政彦君） 補足質問の虫はいいですね。

○8番（諸岡 勇君） 卫生費の中でみないとだめかと。

○議長（倉兼政彦君） いやいや議題が違う。今の工事案件について再質問ありませんか。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 名称を間違ったのは辺小車内川ということ、今は420万円の関係ですね。それから公共土木施設災害復旧費の1,550万円、この関係の内容について

のお聞きをしたいと思います。

私が整理不十分なのでこれはやめます。

○議長（倉兼政彦君） 他に。 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） まず11ページ、自治活動推進費の中の備品購入費なのですがお聞きするところによると座椅子を8自治会で揃えたということですが、この対象となる8自治会はどこになるのかというのが1つお聞きしたいところです。それから2つ目は13ページ、真ん中あたり予防費の中の備品購入費ですが健康管理システムの導入にかかるお金ということで800万円ということですが、この導入によって何がどう改善するのかということをお聞きしたい事と、それから将来的に病院等には電子カルテの導入等も今後あると思いますがそれらの機器との連携と言いますか、その辺が可能なシステムになっているのかどうかという事。その2点、それからもうひとつは同じ13ページの先ほどの物産展の暖房のボイラーの取り替えにも関連してきますが、その上の林業施設等整備事業補助金の中で原木ヤードの整備を進めたいというその辺にも関連してきますが、木質バイオマスの利活用の部分で温泉にはまず一ヵ所できましたけれども、その後の計画の中でこれらが検討の中に入っていないのかどうか、木質バイオマスの問題というのは今後拡大するのかどうか、そのへんの考え方をお聞きしたいと思います。それからもう一つですが、15ページの住宅管理費の関係で旧恩根内保育所改修実施計画業務委託料ということで共同住宅化にするというお話をございましたが、この具体的な内容もう少し詰めてお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） まず私から11ページの地域集会施設の備品購入費の関係で整備する8自治会の内訳ですけれども現在計画しているのは東自治会、南自治会、敷島自治会、吉野自治会、斑渓自治会、玉川自治会、恩根内自治会でございます。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 健康管理システムの改善内容という点ですけれども先ほど申し上げましたように各種検診に対します受付業務からこのシステムでの入力ということになりますて、その中で未受診者等のリストアップですとか検診後の結果の入力等によりまして個人ごとのデータの管理をしていくというものになっております。それをもとに履歴の管理等から対象者の健康管理の問題点等履歴の中から多年度に渡り把握できる部分がありますので、そういう部分で保健指導等を的確に進めていけるのかなという風に思っております。そういう部分で事務の簡素化という部分も当然でてきますのでその部分で保険の指導ですか相談業務に充実していかなければと思っております。それともう1

点病院等の電子カルテとの連携の部分につきましてはそこまではできないというシステムになっております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（南坂陽子君） 恩根内の旧恩根内保育所の住宅改修につきましては施設の中に4世帯が入居できるように予定をしております。改修内容につきましてはスロープを設置、建具の改修、内外壁の改修を予定しております。

○議長（倉兼政彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 今回の提出は原木ヤードにかかる補助金の部分なのですから、その部分ではなくて将来的にこういう材料を利用してどうなのだという将来的な話だったかと思うのですけども、いずれにしろ木質バイオマスを原料とするボイラーを使用する場合には、かなり一定量の熱量を消費する施設じゃないなりません。それらを含めて今、美深温泉には計測機器を設置して、どういう風な美深の乾燥した施設を作っているものですから持っていったら熱量はいい状態で消費できて、今後それについて結果が出ればそれらを含めて研究している段階ですので、今のところ今後の予定というのは、というよりは検討している状況、研究している状況でございます。それと先程、恩根内の旧恩根内保育所の件なのですけれども水道住宅グループ主幹の方から4軒と考えているということ言っておりますけれども、個々に、トイレ、キッチン等は出来て、そこで各自が食事出来るような施設の建設を予定しております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 恩根内の共同住宅の関係ですが、地域等の要望等もいろいろお聞きして進める中身だと思いますが、シェアハウス的な関係は計画の中にあるのかないのかということが1つ。それから昨年、町全体の住宅の公営住宅等の将来計画というものの策定を進めてきたと思うのですがそれらの計画の結果がまだ手元に来ていないところですが、それらの中身がどうなっているのか。旧恩根内保育所の改修、共同住宅化の一本だけでメニューは終わりなのかということをお聞きしたいと思います。それからボイラーの件は、これは研究段階ということで承知しました。それから健康管理システムの導入の件ではシステムが変わるたびに色んな機器を新たに導入しなければいけないという、これは健康管理のことに関してではなくて町全体のいろんな電子的なもののすすめの中では、必ずシステムが変わると新たな機器を導入しなければいけないという、そんなシステムをずっと続けて、それには国の予算もついてくるのでしょうかけれども、単費も当然かかっていくとそういう中でやはりこの機器の選定にあたっては将来、電子カルテとの問題も当然浮上してきていますのでその辺の検討をされたのかどうか。連携ができるような個々人の掌握をき

ちんとするシステムですよね、健康管理システムは。その中でそういう病院との連携が上手にできるシステムということが研究の機器の導入にあたってはそういう研究をされたのかどうかその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 健康管理システムと病院のシステムとの連携につきましては、現在計画しているシステムは、そこまでの機能を持っているものではないというシステムでご理解頂きたいと思います。それとその後のランニングコスト等につきましては通常のシステム同様、保守点検料というものが将来的には発生するには変わらないかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（南坂陽子君） 昨年、美深町住環境整備推進計画というものを策定しました。中身につきましては公営住宅だけではなく町営住宅、教員住宅、職員住宅、山村住宅の課題等を洗い出しまして、今後における適正な戸数ですとか修繕はいつごろになるとか、ここは新築した方が良いとかという検討を行い計画をつくりました。シェアハウスの意味なのですがちょっと理解ができませんでした。以上です。

○議長（倉兼政彦君） シェアハウスについてもう一回どうぞ。

建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） シェアハウスと言うと、一般的に食事から何から皆さんのが作って共同で生活して、寝るところの部分だけは違うような部分で談話室だとかいろんな部分があるかと思うのですけども、先ほど言ったように個々の生活については、すべての生活できるものがそこの部屋に1室1室にありますので、どちらかといえば玄関が1つで入っていって暮らしていく。しかしながら隣には当然、平日だと町の職員がいますし、周りには壁1枚挟んで隣接者がいますから安心して暮らせるような高齢者向けの住宅ということで捉えて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 地域の意向はどうだったのかということを1つお聞きしたいと思います。多分ここは恩根内ですから共同住宅化しても基本的に入ってこられるのは恩根内の方々ではないかというふうに思います。恩根内の実態を見てみると廃校の後の教員住宅等も大いに活用して地域の方々が恩根内地域に残ると言う形で今まで来ていると思います。これからも多分、共同住宅を建てても利用される方は恩根内地域の方、農村部におられた高齢者の方々が入ってくる可能性が非常に多いと思います。そんな中で従来型の住宅というイメージから一步脱却して、1つの共有の食堂を作るなり、食事ができるような

スペースがあったらいいのにと私は思うところですが、その辺のところは考えにはなかったのか。今、聞きますとそれがトイレは別としてもそれぞれ流しがあり一定の1つの住宅として機能する内容だという風にお聞きしましたが地元の要望等も含めて、それがなかったのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） この計画が持ち上がったのがそもそも地域の話でして、それが平成24年からとなっております。その当時の1番の青写真というのがコンパクト的な一棟一戸の住宅の発想から原点となっております。そういう中での地域の相談を得た中で今回の設計となっておりますので実は基本は一戸一戸で集合して真ん中に庭園みたいな園芸できる部分を持ったというようなとことからの発想からなってきていまして色々な地域計画を立てる段階で持った形が今の住宅の形でございます。

○議長（倉兼政彦君） 他にありませんか。

2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 総務費のまちづくり推進費について2件ほどお伺いをしたいと思います。まず1つは都市間交通確保対策事業交付金についてであります。これは枝幸バスの運行に関することだと説明を受けております。実は町政執行方針の中で道路交通網等の整備という項目の中で町長はこのように言っております。都市部からの観光、行楽等を含めた流入人口を増やすことが重要だと考えていると。現在、枝幸町と札幌市を結ぶ高速都市バスが本町市街地を通過しているが、本町に停留所を設けて乗降が出来るように取り組みますということです。非常に歓迎すべき案だとは思います。ただこのことが町政執行方針の観光振興の部分について見てみると実は何もないですね。今回この補正予算で交付金を支出するということに関してこれがどのような効果があるのかというところ、観光の部分で良い意味でのどのような影響が出てくるのかについてお伺いをしたいと思います。もう一つは町、人づくり研修事業補助金についてです。説明を聞きますと町民と職員がグループで行っていた研修なのですけれども住民が自主的に取り組む部分の研修が欲しいというようなことでちょっと聞いたのですが、これで間違いがなければ、これも取り組みとしても非常にいい案だと思います。それで、これも町政執行方針の中で、参加者からまちづくりに対する意欲的な実践がなされ始めているということなのです。実際にその研修を求めたいと言う方々と、それから町との関係の中でどういう分野の人材を育成したいと思っているのか。あるいはその町民からどういう部分で自ら啓発に努めたいと思っているのか、そこが合致しているのか違うのかその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 都市間交通の関係でございます。観光振興、今、言われている地域創生こういった中で流入人口を増加させたいと地方においてはそういった事をしなさいと、これまで以上の取り組みを進めなさいというようなことがあります。その一環でもあります都市部と、この距離を隔てた道北の地を結ぶと。それを都市間交通によって時間を縮めるという感覚でございます。北海道の中心地であります札幌圏さらには本州圏、北海道も今、進めていますアジア圏からの海外からの流入、こういったものと現在これまで進めてきています町の観光事業、こういったことのマッチングによって非常に旅行客の誘引効果は相当なものがあるのではないかという風に考えているところでございます。今後の協議ともこれが議決をいただきまして今後の協議になるかもしれませんが町の観光資源、こういったものとバスチケットのセット型の販売、こういったものも考えられるのかなと思っているところでございます。是非こういった交通網を確立して、新たな政策、新たな展開に取り組んでいけるというような考え方を持っている所でございます。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 私から 13 ページの町、人づくり研修補助の関係でございますけれども、これまでもまちづくり人材育成研修事業ということで平成 22 年から 5 年間、同様の人材研修を実施しております。これまで東京の電源研修センターなどの研修に参加すると言うような、決められた研修に参加するような形が多かったのですけども、たとえば少子高齢化ですか特産品の開発、それから農業の活性化、町民との共同とこういうメニューの研修に参加を中心にして来たところであります。それ以外の部分でいきますと企業フェア、企業立地フェアと言うものですとか、昨年、チョウザメの養殖の視察といった物にも活用しておりますけども実際、決められた研修に参加すると言う部分で行きますとなかなか研修の内容にも限界があるということで、今回から、町民と職員が企画をして目的を持って視察なり研修に行ってもらうとそういうものを対象にするという形に改めたというものであります。これは 1 回きりではなく、何回でも継続して研修をしてもらうと言うことを想定しております、職員 2 人をまず選びまして町民は 2 人以上、同じ目的を持つグループを作ってもらって研修をして来てもらいまして、その後のまちづくり、たとえば特産品の開発ですかそういった部分に活かしてほしいという風に考えている事業でございます。これまでも企業立地フェアを行った仲間が中心となってかぼちゃどぶろくを開発したりですか、行った先で一緒に交流する中でこういうことを考えているという相談があったりしてそこから実現に至ったという経過もありますので、そういう中で研修を通して職員と町民が顔見知りになって、そういうことで交流をする中で何かしらの動きが出てくれればいいなという風に思っておりますけども、なかなか人材育成

ですので時間がかかるかなという風には思いますけども、継続してそういう形でやって参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） まず研修の件に関しましては良い取り組みだと思います。もっと幅を持って良い展開がされていくことを期待したいと思っています。その職員が2名というか複数だということなのですけれども、たとえば研修の目的に沿ったグループの職員になるのか、そういうところを超えて職員という風に人選されていくのか、まずそこを確認したいと思います。次にバスの件でありますか、例えば美深町とバス会社との打ち合わせについては順調に進んでいるのだろうと思いますが、観光の導入という部分になると観光協会との協議はどうなっていたのでしょうかと言うところです。アジア圏という話、本当に海外のところまで視野を広げるとなれば現在の観光協会の体制で大丈夫なのですかという不安もあるわけです。そこも踏まえて、どのような考え方で今回バスの導入というところに踏み切ったのか、そこの説明を求めたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 町、人づくり研修の職員の部分ですけども2名というのはこれまで職員1名が必ず参加する形だったのですけども、その後1回行った後、継続して研修に行ってもらいたいという考えを持っていたのですけども、1名ではなかなかコーディネートする時間がなかったり、大変な部分があって、それで今回2名という事で色々な企画をしたり準備をしたりというのがスムーズにできるように言うことで2名としております。目的に沿った部署の職員かと言うと、そうでは無いことも想定しております職員として色々なものを見てくるというのは1つの勉強になりますので、そういう中で出来るだけ若手の職員の中で、そういう研修を企画したり、ということも経験してもらいながら職員の人材の育成も図っていきたいと思っております。そういう風に考えております。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 都市間バスにかかります観光協会の体制等々についてであります。観光事業についてもこれまでずいぶん従来から比べると支援をし、この地の観光事業というのは相当伸びてきたと私は捉えております。ただ言われる体制、これについては現状で頑張ってくれだとかというようなことで進めてきております。本物の観光地としての確立、これに至るまでは相当の時間がかかるのかなという風に思っております。現在の体制でいいとは決して思っておりません。今後、充実した体制整備これを求めるものであります。その一環として地域おこし協力隊、こういった者の配置、現在まだ居りませんが、

これを今年中に配置していきたいという考え方を持っている所であります。観光事業についてこの路線バスとの協業を路線バスの創設というものではありませんがやはり美深町に人を呼び込む、流れ込むそのインフラの整備、こういったものはやはり行政が担っていくものだというふうに考えております。そこから先は観光協会が中心となり、それから観光事業者こういったものが中心となって色んなお客様を呼び込める事業の展開を期待しているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 研修のことに関して、この先の成果大いに期待したいと思います。もし、その研修の成果を発表する場所として町民に広く周知しながら研修者の発表を聞くという機会もありましたし、一緒に勉強するというような機会もありました。その際にぜひこの先、研修者の報告の形として取り入れてもらいたいなと思うのはプレゼンテーションの方法なのです。口頭で報告する、ペーパーで報告するというのは今もあったと思うのですが、現在パソコンで、映像でいくつかの結果報告あるいは考えをまとめるという方法もできると思うので、そういう報告の仕方、どういう風にまとめるかというところの職員及び町民の人材育成の1つのカテゴリーだと思うのですが、その部分にも是非、力を入れて取り組んでもらう必要があるのではないかなと思いますけども、そういう考えがあるかどうかを伺いたいと思います。それと観光の部分について行政の役割と観光協会の役割という部分については充分理解はできます。それで観光協会の現状の体制、それから昨日の一般質問で地域おこし協力隊の部分について補完だという話を聞いてガッカリしたのですけども、地域おこし協力隊の観光協会における位置づけというのがどういうものであるのかということについて充分精査する必要があると思います。職員の体制も含めて観光協会のこれからについて充分考えていく必要が、このバスの導入によってさらに鮮明になってくると思うのですが観光協会と美深町との間でどのくらい密接な話を進めているのか、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 以前の研修でも当初は年に3件、4件という参加があったものですから年度末に研修報告会を開催しておりました。その中でそれぞれのグループが工夫をしてパワーポイントを使って映像を見せたり、そういう報告をしてきていく実績もございます。その後、研修参加が1件しかなくて開催には至ってないですけれども、今後はもちろん参加した部分で報告をいただくと、そういう報告をするスキルというかそういう部分も重要な研修のテーマでございますので、そういうことも進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 観光協会と町の連携、体制のことについて全体的な事業について、体制ですね。体制についてはですね、地域おこし協力隊の配置、こういったところから当然、観光事業のボリュームが大きくなっているって当然、体制整備をしなければならないという認識はしております。その中で地域おこし協力隊という制度を活用しながら観光事業に明るい、こういった人選をしながら体制の確立を図っていきたいというふうに考えております。ちょっと勘違いされているのかなという風に思うのですけども、地域おこし協力隊制度は3年しか確かにありません。これは幾つかの補充をされると言うようなことであります。基本的にこの地に継続的に住んでもらうというのが最大の原則であります。その3年間、基本的には1年ずつの更新であります。最大3年間においてこの方がこういった地域で観光事業なり別の事業に配置したときに取り組めるかどうか、こういった事を散策しながら非常に良いと判断するならば、その観光協会の体制、職員として採用することも可能なのかなと言うふうに思っています。現在その体制の確立の途中経過であるというようなことがあります。事業が大きいときには補正をさせていただいて、これはパートになりますけれども事業のお手伝いをする人間こういったものも町として支援をしながら取り組んでいる所であります。観光協会自体が法人化の検討、こういったところもしている所であります。事業を担う協会の正当性と言いますか、こういったものを売りにしてさらに充実した体制整備そういうものを進めている所であります。町としてもこういった内容を充分、観光協会と協業しながら現在進めているところでありますので決して観光協会に丸投げしているわけではないという風に思っている所でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 15ページの住宅費の旧恩根内保育所の改修ですけれども、この家賃だとか言う事はどういうような設定になるのか、用途変更の料金設定についてになるのでお聞きします。それと11ページのまちづくり推進費の体験移住住宅なのですが、この規模はどういうような規模になるのかお聞きしたいと思います。それとこのあとバスの方もお聞きしますけれども13ページのびふか温泉の施設改修工事なのですが説明ではトイレの様式化、ふるさと館のLED化、お風呂のろ過機の交換等の説明があったですけども先ほど来総務課長のバスに絡むかもしれないですけども外国人対応、呼び込むのだと観光で呼ぶための手段にもなるというようなお話だったんですけども、これは予々、美深温泉の外国人対応も必要ではないかということで案内板の設置ですとかそういうお話をしたわけなのですが、今回の補正にはそれが全く入っていないので、そのその観光の外国人の誘致を目的にする考えならば、もう少し整合性もあってもいいと私は考えているので

すがその3点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） バスの方はいいのですか。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 都市間バスの方もお聞きしたいと思います。まず1つは規制緩和によって新規運行が認められる中、なぜ旭川線を利用できなかったのかをお聞きします。2つ目には旭川と札幌との医療等に通院されている方の調査をしたのかがまず2点。それと美深からの乗車見込み、また向こうからの入り込み見込み等の調査の内容を聞きたいと思います。4点目ですけれども美深町の宣伝を兼ねた装飾を施したバスが走行するという説明がありましたけれども、一日おきなのかどういう周期で美深の宣伝に貢献するのか、以上です。

○議長（倉兼政彦君） 水道住宅グループ主幹。

○水道住宅グループ主幹（南坂陽子君） 家賃の関係ですが町有住宅と同じ考え方を持っております。公宅の算定に合わせまして、当てはめまして52平方メートル未満が非木造で312円になります。その計算で当てはめていきます。72平方メートル未満が非木造で319円、72平方メートル以上が非木造で322円の計算をしていきます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） 移住住宅の規模の関係でございますけれども、今現在この委託料で設計をしようとしているものにつきましては3LDKの住宅を考えておりまして、面積についてはだいたい100平方メートルくらいの住宅面積という風になるかと思います。装丁としまして住宅は一戸建ての住宅となりますけれどもグラウンド自体、面積がありますので例えば畠のようなものもついた形で整備していくべきかなという風に考えております。それから温泉の改修の部分ですが外国人の対応、看板等の部分が入っていないということではありますけども現在、中国の方ですとか外国からの観光客の対応につきましてはマニュアル等を使って対応をしているというところでございますけども今のところそういったマニュアルで対応していくということにしておりまして当面そういった看板を設置するというのは、今後検討しながら進めてなりたいというふうに思っております。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） バス路線の設定の関係だったという風に思います。まず旭川線を開設するのが先ではないかというお話をございました。おっしゃる通り規制緩和によって、どこのバス会社がどこの路線を選定し、認定を受けて走らせてもいいと言う、これは制度になっているところでございますがやはり従来の認定制度、こういったものが大きく

影響しまして、それぞれのエリアにあるバス会社の優先権と言いますか業界同士の話し合いとこういったものもあるのかなと言う風に思いますがなかなか新設路線というものについては新たな参入というのは非常に難しい状態であるということを事業者さんからお聞きしているところでございます。今回のバスの札幌線いわゆる札幌行き、こちらから行くと札幌行きになるのですけれども逆に札幌都市圏から先ほどお答えしましたとおり流入人口を増やすのだというような過程の中からこの札幌線を選んだと言う所であります。旭川線この開設も、札幌線と言っていいのか札幌行きと言っていいのかこれらが安定的な輸送の確保後にさらに拡大をするというような、決してこの路線、旭川行きの設置はしないのだと言う考えではなくて徐々に広げていきたい。業界を刺激しない中で徐々に広げていきたいというような考え方でございます。それから旭川、札幌等の病院通院者こういったものの調査をしたかということありますが想定の中でいるだろうと言う判断をしているところでございます。個人別に具体的に何人がこの病院に通っているというような調査はしておりません。それから美深町民の利用度がどれくらいかという話だと思います。美深町民につきましては現在、札幌等々旭川も含めてになるかもしれませんJRの乗降等々を見ていると平均すれば2人から3人になるかなと言うような想定をしておりますが先日、執行方針の中で新聞にもそういった内容が書かれて美深町は比較的官公庁の人間が多い状況でもあります。みなさんもご存知かと思いますが、別の話の中でバス路線ができると言うことで非常に歓迎の言葉をいただいています。今現在どうしているのかと言う話を聞きますと名寄市まで車で行って道北バス等の長距離バスに乗っているというようなことで今度は美深から乗れるようになるということ歓迎の言葉を頂いているところでございます。利用度の増加こういったものも見込めるかという風に感じている所でございます。さらに今回の交付金によってバスの導入がなされるのだという風に認識をしております。これには町を全面的にPRできるラップができるということでありまして、一日に上り、ないしは下り、どちらかの便がこのラッピングをされたバスが走るという認識をしていただいてよろしいかと思います。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 13ページの美深温泉の件ですけどもマニュアルで外国人対応はマニュアルで行っているというようなお話だったのですけども、どんなマニュアルでやっているのかお聞きしたいと思います。それと11ページの移住体験の住宅ですけども、これは一戸だということで残念だと思うのですけども、面積は小さい住宅で菜園と言いますかそういう経験を踏める本当に小さい建物で結構だと思うのですけども、そういうようなところも岩見沢等では結構都市部からの流入があるという観察をした経験があるのですけ

ども、そういうような美深の自然、農産物そういうような収穫を楽しむような住宅も必要ではないかと思うですけどもそういうような考えはなかったのか改めて聞きたいと思います。それと都市間バスですけども流入人口を増やすというのは本当にありがたいことですし、その通り行けば願ってもないことだと思いますけども、ただ今これ札幌から美深に観光となると私の感覚ですけども道央圏、道北圏、いきなり札幌から美深までというような観光に結びつくというのはなかなか現状では不可能ではないだろうかと。かえって今は旭川近郊の層雲峠なり花壇のガーデニングのあそこら辺を回るのが今だいぶ集客も増えていますのでそこら辺の考えが札幌からどんどん増えるのだという風な考えは、私は甘いのではないかと思います。もう一度そこら辺の認識お聞きしたいと思います。それと医療の調査、やはり高齢化になっていましてお年寄り等が通院するのが大変だという現状を見た中で、少しでも利便性を図っていくのが町の役目だと思いますけども、その調査、自体も把握していないということになりますと何を目的にやっているのかと。観光だと言えばそれまででしょうけれどもそこら辺もう少し調査等をしっかりとした上で提案していただきたいと思いますがそこに関しての答弁を願いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（小林一仙君） まず温泉の外国人対応の関係でございますけども現状では例えばレストランのメニューですとかそういった部分は中国語のものを用意して対応しているという意味でマニュアルというような表現をしたのですけども現在そういった位の最小限の用意をして対応しているというような状況であります。ただ近年、外国人のお客が非常に減っているということで最近ほとんどいないということでございますけども今後また外国人のお客が増える場合はトイレですとか電気の使い方を記載したり、そういう部分、できる対応はしてまいりたいという風に思いますし、メニューレストラン等の対応につきましてもマニュアル等を準備しながら対応してもらいたいというふうに思っております。それから移住住宅の関係ですけども、これは一戸ではなくて一戸建てと表現をさせてもらいました。イメージとしてはあそこのグラウンドに最大で4戸ぐらい準備ができるいいなという風に考えている所であります。当然、先ほど申し上げたように畑体験できるように準備をしたいと思いますけども移住の体験で使っているうちには3ヶ月であれば植えても収穫の前に帰ってしまうのでそれがどういう使われ方をするのかと言うちょっと判りませんけれども例えば都市部から来て、土に親しむということであれば植え付けの体験をするだとか他に振興センターもありますのでそういうところを案内しながら農作物、そういった部分も体験できるように配慮してまいりたいという風に考えております。一戸建てを4棟、最大でそのくらいあの部分で整備が可能かなと考えているということであり

ます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 旭川便を優先すべきだろうというお話でございます。観光客の流入と言うのは決してそのバスだけに限ったものではなくて当然、車社会でございましてマイカーでの流入、こういったものも大きなウエイトを占めているという風に感じているところでございます。中距離、旭川近郊からの流入、決してないわけではないです。こういったところにも流入人口の増加に大きな要因を示す部分があると思います。ただし旭川近郊についてはやはりマイカーが多いのではないかというような考え方を持っております。道央圏、札幌圏からのお客様が相当少ないのでないかと言うお話がありますが、実は観光協会の多種多様な事業によって札幌圏どころか本州圏、関西圏から入り込んでいるという実態があります。これはやはりアクセスをよくして、この地の観光地を利用してもらうというように大きなかこの事業の意味があるのだろうという風に考えているところでございます。それから逆にそういった事業によって町民が都市部へ行ける、医療に特化してお話をしましたのでそこにあるかなというふうに思いますが、現状この地域での大きな病院といえば名寄市立病院、さらに言えば旭川、そして札幌などのかなというような気がしております。やはり名寄が多いのかなと言う風には考えております。この部分については既存のこの地を走っているバス会社こういったバスを利用したり、さらにはJRを利用したりというようなことでアクセスは可能なものという風に考えている所でございます。長距離間これらの1つのJRのもう一つの足、もう一つの移動の手段、こういったものを確立しながら希望によってどちらを利用するかというのはお客様によるのですけれどもこういったものの確立を図っていくべきだと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 総務課長のお話はよくわかりました。総務課長の判断では観光客がどんどん来るであろうというようなお話であったのですが、かたや美深温泉の話を聞くと外国人客は減ってきていると。全く逆なお話ですよね。片方はバスで一生懸命呼び込む、こっちは減っているこれはどう考えていいのか私も理解に苦しむのですが、食事等のマニュアル等はそれで事済んでいるかも知れないですけども中国人ないし韓国人がトイレはどこだ、食堂はどこだというような現地の言葉でしゃべった場合、今現在美深町や温泉は対応が可能になっているのですか。そこら辺はやはり案内板ですか話せなくともそれが親切だと私はかねがね指摘しているのですけれども今回の予算にも載っていないから、バスもそういう予定になっているのでしたら観光行政含めてしっかりやってほしいということでお話ですけれども、何か気持ちが全然通じていないと私は思うのですけれども、最後です

から答弁お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） まさしく過去には美深温泉に中国人ですかこういった観光客がずいぶん入ってきたと。今で言えばきっと事業の内容によって隣の町の枝幸町、旧歌登温泉にずいぶん外国人客が来ているというような実態だと思います。呼び込む政策としてアクセスを良くすると。さらには町内にある観光施設、資源これをさらに磨きあげるという事は当然必要なことだというふうに思っております。從来から議員に一般質問等でそういった施設の整備、それから看板の設置等々必要だろうという風なことを言われております。こういった物にも今後やはり言われる通り対応して行かなければならないだろうという風に考えているところでございます。看板がいいのか、案内板がいいのか、通訳がいいのか、外国人といってもいろいろな言葉を話す人もいらっしゃいますのでこれらに対応できるような対策をとっていかなければならぬという風に考えている所であります。今回の都市間バスこれについてはこういった事業を徐々に進めながらやはりこの地の活性化こういった物にも大いに貢献していかなければならぬし町民の人口維持と言いますが、流入人口も人口のうちというふうに考えます。こういったことでなんとかこの地を活性化していくための1つの手法であるという風に考えていただくとありがたいと思っています。施設、それから資源こういったものも今後、観光協会こういったところと連携を深めながらより一層充実に努めていく所存でございます。

○議長（倉兼政彦君） 他に質疑を用意されている方いますか。

それではここで休憩に入ります再開は13時と致します。

---

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時03分

---

○議長（倉兼政彦君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 総務費、まちづくり推進費の中のこの間、謝金の関係で説明の中では市村集落支援員の冬期間にわたる週3回の農業支援塾を開催するという予算組の説明があったのですけれども、町政執行方針の中では幅広い農業の知識を習得できる体制を構築するためにというような説明の中でこのような農業支援塾を開催することに当たったのかと思いますけども、その内容についてもう少し詳しく、どれだけ美深町の農業者が参加してどのような内容になっているのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） ご質問の農業支援塾の関係について、予算については総務費のほうに付いていますけれども実質、上の部分については農業の方で担当しておりますので私の方からお答えをしたいという風に思います。今、ご質問のあった農業支援塾の部分なのですが、概要としましては基本的には冬期間の座学を中心とした講義主体の内容という形になっておりまして期間については今の想定では11月から3月まで、この期間の中で週に2回、2時間程度ずつ開催をしていきたいというふうに考えてございます。体制としましては先程言われた通り、集落支援員の市村先生を塾長という形でおきまして講師については市村先生を中心に農協の職員ですとか、町内の農業関係の関係機関の職員、それから外部の講師と言う部分で謝金の5万円というのをつけているのですけれども外部からも呼びたいと言う中で進めていきたいと考えてございます。内容についてはそれぞれ農業経営の部分から土作り、それから作物ごとの栽培管理、そういったものも実践的にその圃場で行うのが1番良いのですけれども知識として講義形式の中で習得できる場も必要だろうということでそれも設定してございます。あわせて病害虫対策だとか農業の支援制度だとか、そういったところも勉強していただきたいということで想定をしております。対象者は今のところ農業体験実習生も含めまして体験実習生が1名、新規就農予定者が4名、それから新規就農者が6名、それと農業後継者こちらの方も対象にしていきたいと考えてございまして、今、こちらで想定しているのは20名というこの中でどこまで参加をしていただけるかと言うのは正直まだわからない部分でありますけれども広く周知をしながら多くの方に参加して頂けるように進めていきたいなと言う風に考えてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 詳しく説明ありがとうございます。これで行きますと11月から3月、5ヶ月間ですね週2回と言うと4週にしても8回、全部で40回という中で、これだけの金額でその事業ができるのかと。もう少ししっかりした予算組が出来なかったのか。正直いまして今、総務費の中で質疑をしたのですけれども、実質、説明に立ったのは農林課の担当の方が立ったと。それであればしっかりした農林費の中で予算組をして農業支援塾というものを確立するのが本来の姿ではないかと思うのですけれどもやり繰りがありながらこういう形のまちづくり推進費と組んだのは予算の関係上わからないでもないのですけれども今後それが定着するのであればしっかりした農林費の中で予算組をする考え方があるのかないのかその点、再度お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君）　ただいまの農業支援塾の関係、現在、地域おこし協力隊それから集落支援員という制度の中でこの事業を確立させていただいているものですから、当初予算の中に塾長となる市村先生の費用ですとか入っておりますので、さらにプラスしてこういう部分がかかるという意味でございますのでご理解いただきたいと思います。今、全体的な構想の中では沢山のお金を投資して1年目から支援塾をスタートさせるということではなくて、今のところ考えている集落支援員3年間この期間で確立をさせていきたいというふうに考えております。実際にスタートしてみて、落ちているところ、それからここは不要だったと言うようなところを見極めながら、こういったものの1つの事業として確立をさせていきたいという考え方でございます。国の特功の措置の中で財源があるものですから、ここに措置しておりますが、これが将来的に確立するとすれば議員が言われる通り農林産業費等々の中で予算措置をしながら今後の美深農業こういったものの推進を図っていきたいと言う考え方を持っているところでございます。

○議長（倉兼政彦君）　9番　齊藤君。

○9番（齊藤和信君）　最後になるのですけれども、そうすると今の課長の説明では3年間はこのままの予算付けの状態で進むということでいいのか。仮にこの1年目、立ち上げましてこれは勉強になると、農業後継者、新規就農者が冬期間だけでもこれだけの勉強、4ヶ月で40回も勉強をしていただいて、経営から始まって土作り、いわゆる作物づくりの機運が上がった時点で3年を待たずとして、しっかりとした枠組みを考えることをするのか3年間はこのままでやるのか、その点、最後お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君）　総務課長。

○総務課長（渡辺英行君）　現時点の考えではやはり3年ぐらいはかかるだろうという想定をしております。3年の中でこういった事業の確立を図りたいと言う考え方もあります。さらには先程言いました財源の関係、ここに集めておくとやりやすいと言いますか申請しやすいというようなこともありますので一応、今の目安では3年間はここに貼り付けてその後の展開、拡大する展開につなげていきたいと言う考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君）　10番　南君。

○10番（南　和博君）　まず13ページの農業振興費の関係、それから高速バスの関係も若干触れたいと思います。まず農業振興費ですが畑作振興事業補助金これは、かぼちゃの品質向上の取り組みに対しての補助というような説明もありましたけれどもこの内容、今一度説明いただきたいのと、色彩選別機の整備事業この色彩選別機の能力と、従前にも入れている機械があるのですが、その機械との能力の差がどの程度なのか。それからその従前の機械等含めて今の総能力、処理能力がどれくらいあるのか。また、今回の色選機で

充足されている環境にあるかどうかを伺いたいと思います。それから多面的機能支払い交付金の関係ですけども、これは各営農集団、今は10の営農集団、全てがここに拘るということで農業者にとっては有利な事業なので良いことだとは思うのですが、現場の声を聞きますと、事務処理に非常に苦労していると。この際、この10の営農集団が全て関わったということであれば、この事務処理を一括して取り扱うような事はできないのかというふうに思っておりますのでその辺の考え方を伺いたいと思います。それから高速バスの関係は昨日も町長からいろいろ説明を受けて一定程度理解はしているのですが、昨日の一般質問にもあったように町長の考えの中で、夢を持ってまちづくりをしたいのだという話もありましたので、この予算付けの中にストーリーというか物語、その夢というのはどのように盛り込まれているのか改めて町長の口から考えを伺いたいなというふうに思いますのでよろしくおねがいします。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） まず、畑作振興補助金、かぼちゃの品質向上対策事業、こちらの方からご説明したいというふうに思います。かぼちゃの品質向上対策事業については天候不順による収穫歩留まりの低下だと蔓枯病によります出荷後の腐敗こういったものが今、問題となっております。こういったものになるべく無くして高品質なかぼちゃの生産をする、そういう取り組みに対して支援をすると言う考え方でございます。一応、対象者については50アール以上作付けする販売農家ということで、想定としては今のところ作付けは82戸程度いらっしゃるのでそれとも対象としては77戸ぐらいになるのかなと言うふうに考えております。補助単価については取り組む内容によって、点数制にして500円から1,500円という差をつけて実施をしたいというふうに考えてございます。差をつける内容としましては、取り組む内容としては輪作による土作り、それから堆肥投入による土作り、それと残渣の空きすきこみによる圃場の整備、これら3つの取組内容に点数をつけまして、それぞれ取り組む内容によって4点から1点、この中で500円から1,500円の単価の差をつけていきたいというふうに考えてございます。さらにこれだけではなくて、通常取り組む生産数の中で、取り組むべき要件も設定しまして全部で10個程度、10の要件を設定しているのですけれどもその中で5つ以上実施する方を補助の対象として、先ほど言った土作りの部分の点数によって単価を設定するという仕組みで今、考えてございます。次に色彩選別機の内容ですけども、まず処理能力についてですけれども現状、今の色彩選別機についてはモノクロで100チャンネルのものでございまして、それをカラーの色彩選別機で一次処理を120チャンネル、今度は二次処理ができるものということで40チャンネル出来るもの、そういったものを導入したいとい

うふうに考えてございます。能力については現状の能力が1時間当たり約3トンの処理能力になってございまして、今度計画している機械については1時間当たり約4,8トンの処理能力というふうになってございます。これによってこれまでだいたい70日ほど日数がかかっていたのですけれども、それがだいたい50日ぐらい、20日間ぐらい短縮できるだろうと言うふうに見込んでいるところであります。この機械の充足についてという事ですけども、新しい機械を導入することによって、ある程度、製品歩留まり、こういったものも上がってきますし、処理時間も短縮されるということで充足されるものという風に判断してございます。それから多面的機能支払いの関係で、それぞれ10の地区で取り組むことになった事による事務処理の関係ですけれども、昨年から取り組む団体からすでに名簿も出てきておりますけれども、もともとこの事業については農地水の事業として富岡と南がすでに19年から取り組んでおりました。この地区においては、それぞれ自分のところで事務処理をしていた経過もありますので、基本的には各地区の中でそれ相応のお金が出ますので、できるだらうという判断をしておりますけども、全部の10の地区がそういうことで事務処理をどこかにお願いしたいと言うことであれば、うちから主導するわけにはいいかない、町の方から主導という形にはなりませんけれども、例えば土地改良区とか農協とかそういった所にも委託料を払いながらやることも可能でございますのでそちらについては今後の検討課題かなという風に思ってございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しいご質問をされなというふうに思っておりますけども昨日来、一般質問等々の中で夢だとか想いだとかいうことを問われながら、想いも若干ありますよと言うことを申し上げている訳であります。その中で、政策予算といいますかそういう部分に反映させているものもありますし、従前とも予算化させているもの、今後参加させていかなければならないものもあるというふうに考えておりますけども、しかし、私としては夢を持っております。想いも持っているのですけれども、口に出してしまうと相手があることであったり交渉事であったり非常にやりにくい部分が出てきます。そして議員の皆様方も町長そういう思いであるなら、あれがどうなった、これがどうなったというものが出てくるそういう可能性もあって、なかなか言い切れない部分があるのですけれども、しかしながら1、2点、申し上げておきたいというふうに思いますけども、まさに都市間バス等々につきましても一つの夢と言いますか思いを実現させて、昨年から取り組みながら予算化させていただいた、こういうものであります。さらには菊丘の整備を今、進めているわけであります。昨日も申し上げたのですけれども、これは10年かかるのではないかと。完全に仕上げて、今年から桜等も植樹しながらやっている部分もある訳であ

ります。そして、菊丘は、夏は公園化していきたい、そして冬はスキー場といいますかエアリアルコース等々をやっていきたい。あるいは何とか、冬場のスポーツ合宿と言いますが、そういうことも夢として思いとして持っています色々、北海道に参加したり國の方には教育長にも足を運んでもらったり、そういうことをしながら進めているわけであります。その他、これは本当に長い夢となるわけで、町の夢としていいのかどうかというところもあるのですが、子供に夢を託しております。子供のスポーツ振興基金だとかいうものもひとつ夢を持って、300万円程度でありますから、大きな投資ということにはならないのかも知れませんけれども、夢をかけているような状況であります。まだまだあるわけでありますけれども、相手があることですし、いろいろお願ひすること、また発表できることできないことあるものですから、その辺のことはご勘弁をいただきたいと。一応、私としてはいろんな夢を持ちながら町政に臨んでおります。ただ1番大事な事は、町民が安心して安全で暮らしていける持続するこの町を着実に現実的に作り上げていくと、これが夢であります。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 町長のご答弁はありがとうございました。理解を深めようと思いましたので重ね重ねの質問で申し訳ありませんでした。農業振興費の関係ですけども、畑作振興の関係は、今回、かぼちゃ品質の向上の取り組みと言う所でありますけども、いろいろ農協等々とも協議しながら10のメニューで加算してあげようというところに落ち着いたのかなという風に思いますが、生産者の現場では、かぼちゃの生産向上も大事なのですけれども輪作とか他の作物との絡みで生分解性マルチの関係の要望もかなり出ていたと思うのですけども、そこが断ち切れていて、このかぼちゃの品質向上に特化した部分になっているというのは何か背景があるのかもしれないですけれども、今、その麦乾燥調整施設を整備して麦を振興して行こう、という中では生分解性マルチを引くことによって、かぼちゃの収穫の後に初冬巻を蒔けるとか、この間、麦の生産組合の議論でもあったのですが初冬巻を今、振興しているけれどもリスク分散で秋小麦も蒔きましょう、春のかんこも蒔きましょうという話の中で言えば、秋小麦はだいたい9月の20日ぐらいまでに蒔けばなんとかなるのです。それで言ったら、かぼちゃを収穫した後に生分解性マルチを使えば、すぐ梳き込みで秋小麦を蒔けるという環境もできる訳ですね。そういった議論が農協とどういう協議をしていたのか、また町長部局というか予算執行の段階で、どういう部分でマッチングできなくてこういう結果になったのかなという点を伺いたいと思います。それから多面的機能の関係ですけども今、主幹から答弁があったように土地改良区や農協等の協議も必要だと言うことですけども、この事業に関しては間違いなく会計検査の対象に

なります。確かに事務処理能力のある地域もあると思うんですけども、現実にはなかなか非常に皆、苦労しています。そういう声をもう一度、会議等々で揉んでいただいて、ぜひとも一括した事務処理体制を作ることが会計検査の対応にもなるし、しっかりした事業構築という観点では大事ではないのかなと言う風に思うので、その辺の考え方も今一度、伺いたいなというふうに思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） まず、生分解性マルチの要望が当初あつただろうというご質問の中で、まさに当初はそういった要望もございました。これについては町の中でも業者の中でも協議しまして、農協さんとも相談しながらいろいろ検討してきたのですけれども生分解性マルチを使う理由ということが、今、南議員がおっしゃったとおり輪作にも良いと、病気対策にもなるということで、生分解性マルチを使うことが目的ではなくてそういう病気対策だとか土作りを行うためにそれを使うと言う意味で今回の取り組みについても輪作を前提とする単価設定だとか、秋抄き込みを前提とする単価設定をしておりましてまさにそちらのほうに誘導するための補助事業という形で協議して、こういった形で設定をしてございます。こういったその取り組みを行っていただいて、こういった補助金を活用して、例えばその生分解性マルチを導入してもらうとかそういったことにつなげていただきたいという風に考えているものでございます。すでに実際に良いものだということで生分解性マルチを使われている方もいらっしゃいますので、そういった方々との不公平をなくす意味で取り組みに対して支援をするということで検討したところでございます。それから多面的機能支払い交付金事業の事務処理の関係について、会計検査おそらく間違いなく来るだろうというふうに想定はしてございます。先ほど言った通り、全地区でこういった風に取り組みがなされることになりましたので、例えばその全地区集まつた中でそういう事務処理をどういう風にするのだというような協議をしていただいて、まとまって例えばJAさんにお願いしようだとか土地改良区さんにお願いしようだとかそういう話の中でそういう動きになって頂ければそれはそれでいいのかなという風に思います。なかなかうちの方から、先程も言いましたけれども、行政の方から例えば農協さんにやってくれだとかそういった指導は、方向付けはできませんので、といった地域の方からそういう声が上がってくれれば協議をしていきたいなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 昨日も同じようなことを言ったのですけれども、農務課という機構改革でできた中ではそういった所もリーダーシップをとっていても私は別に問題はない

いと思うのです。そういう考え方も持っていただきたいなという風に強く思います。それと施設整備の関係で麦の乾燥調整施設とかもろもろの施設整備をした中で農業振興、特に畑作の振興関係の予算というのはもうちょっと施設の有効活用も考えたら整合性を持った政策をしていくべきではないのかなと。確かにメニューの中に入れているのかもしれないけれども極端に言ったら廃プラの補助金と生分解性というのは同類項みたいなものですから環境に配慮した農業という観点から生分解性の部分は別立てであってもしかるべきでは無いのかなという風に思うのですけれどもそこら辺の議論というのは、どういう議論がされてこういう結果なのかなという風に思いますので答弁をよろしくお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（中江勝規君） 生分解性マルチの関係についてはそれを導入することによって例えば秋小麦の輪作、いろんな作物の輪作にも展開できるという中では今回の事業設定の中で、そういう誘導も含まれているというご理解もいただきたいなという風に思います。あくまでもかぼちゃ単品だけの品質向上ではなくて輪作による土作りだとか病気対策こういったものも含めているということをご理解いただきたいのと、廃プラの部分についても廃プラのかぼちゃのマルチの部分だけではなくて実際にはハウスのビニールだとかポリそれから牧草のロールのポリだとかそういったものも含まれていていますのでその部分については実質、生分解性マルチが普及した段階でどの程度影響してくるのかというのが若干まだ見えない部分でもありますのでその部分については今後検討協議していくみたいなという風に思ってございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 他に質疑はございませんか

4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 個人情報の関係で1点だけ質問したいと思います。これは国の政策なのでしょうけれども11ページに社会保障税番号制度システムの改修の委託料が入っています。歳入の方を見ても国庫補助金の中に同じ項目で補助金が出ていますから、多分、国がほとんどの金額を出して市町村にやらせようとしている状況であります。実は今まで個人情報は絶対漏れないという風な説明も我々は今まで受けてきております。ところがつい最近、年金の個人情報が漏れたと。ところが誰が責任を取るのかさっぱりわからぬ。ただ記者会見で頭を下げている。こういった部分で国の情報を地方の市町村が漏れることはないのか。それからついでにお聞きしますけれども13ページには衛生費の予防費の関係で備品購入費の中に健康管理システムのための情報を集約するのだということですね。これはうち独自で作るのでしょうかけれども、この情報は漏れる事は無いのか。漏れるかもしれませんとは言わないでしょうけれども。今まで絶対セキュリティーがきちんと

やっていますから漏れる事はないと私たち何回も同じことを聞いているのですけども。だけど、たまたまですけれども、いや、たまたまでもないですね。時々漏れましたという、個人会社でも漏れましたということがありましたし、国の機関でも漏れましたということがありました。うちもこの健康管理システムだけではなく美深町民の個人情報を収集しているところが何箇所かあって、管理していると思いますけども絶対漏れる事はないのかどうかまず確認しておきます。漏れた場合はどうやって誰が責任を取るのか確認しておきます。よろしくお願ひします。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 今回、そのマイナンバーの部分と保険のシステムの部分のご質問ですけれども町のネットワーク、コンピューター系、一括仕切っていますので私の方から答弁させていただきますけれども、絶対ないのかと言われますが、ないと言つておいてあるという今の現実もありましたので、そういった事は全く0%ではないと思っております。ですから、そういったことに対処するようにシステムの中で考えられる事は対策をしながらシステム作りがされているという風に思っていますけど、でも時間が経てばそのシステムがハッカーの中では解読してさらに悪意を持って盗んでしまうという事例が発生していることがありますので100%守りきれるのかということが美深町の立場として絶対だとは言えないのではないかなと思っております。ただ今は万全を期した状態で国の方でシステム構築されておりまますし、そのためにはその個人情報が漏れない仕組みとしてネットワーク中間サーバーを設けたりとか、そういった仕組みが作られているということで今の段階では対策が取られているのではないかというふうに思っております。公的年金の部分で最近新聞とかにも出ておりますけども、ああいったところも實際にはネットワークが繋がっている、物理的に線が繋がっていると言う状態からそういうことが起きておりますし、その対策としてはそういったことが分かった時点で物理的に切断せよというようなことが第一の対策でありますので美深町のネットワークの中で万が一そういった個人情報が漏れる、どこかで盗まれるということがあれば、その根源となるネットワークは遮断する、物理的に切り離す、そういった対策を取りたいという風に思っております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 4番 中野君。

○4番（中野勇治君） 国のシステムで市町村が嫌々やらされている部分については仕方ないのかなという風には思います。それは国がやろうとして法律でやるのですから。ですが国が最終的にそういった部分、法律で情報を集約する部分については国が責任持つのでしょうね。それは国の問題でしょうね。少なくとも美深町は管理する部分

については最終的には美深町が責任を負わなければならぬですよね。今までではそういう部分については、漏れるかもしれませんと言って予算説明をしたこともないし、我々もセキュリティーがしっかりしたものを使いますので漏れる事ありませんと今まで説明を受けています。説明は受けたのですけれども、それがもし、今言われたように美深町が責任を持ったものが情報流出した部分、最終的にどのような責任を取るのかを言うところははっきりしておいた方がいいのではないかと思います。どういう風にするのか。そうでなければなかなかそう簡単に、はい、はい、そうですかというわけにもいかないのではないかと最近思い出しました。どうぞお答えください。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） どういった個人情報が漏れるかによって非常に大きな損害を与えることが想定されるのですけれども、そういった時については美深町として、美深町が原因とすれば責任を取らなければいけないと思っておりますし、それらに対応するための個人情報の漏洩に関する部分を実際には損害賠償という形になるでしょうけれどもそういった毅然的な対応をするということも、もちろんあるというふうに思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

なければこれで質疑を終了致します。

ここで本件に対し、1番 小口君から修正案が出されておりますので資料を配布致します。

ただいまの修正案と原案を合わせて議題と致します。

提出者的小口くんからの説明を求めます。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 修正案提出の要旨を述べます。その前に事項別明細書の説明ですけれども2ページ目の総括の歳入18 繰越金補正額3,500万円を減額し2億4,724万2千円とするものです。歳出2 総務費補正額3,500万円を減額し4億9,167万2千円とするものであります。修正案提出の要旨を述べさせていただきます。当町の交通は士別、剣淵からの高速道路、JRによる運行、札幌までは名寄からの高速バスがあります。今回提案の都市間交通加工対策事業交付金ですが、利用数の推定、旭川便の適用外の根拠、交付金の内容、契約内容、経済効果の試算、休憩場所の要望、町なかの賑わいに関する停留所の位置など町民を交えた充分な審議時間が必要に思います。みんなで築く輝くまち美深を第5次総合計画の将来像に掲げている当町において、情報の共有、詳細な説明が従来に増して重要な観点になると改めて認識いたしました。また第5次総合計画に高

齢者街中住宅建設事業の進展状況を見る時、優先課題の点でも意義がある。以上の観点から修正案提出の理由と致します。ご賛同賜りますようお願い致します。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから修正案につき質疑を行います。  
ありませんか。なければ質疑を終了致します。

次に討論を行いますが、討論は次のような形で行います。まず原案賛成者、次に原案反対者それから修正案に反対で、元に戻って原案に賛成とこの順序で行います。まず原案賛成者の討論ですが、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論がありませんので討論なしと認めます。次に原案反対者の討論を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

次に修正案の反対者の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

原案賛成者の討論はおりませんので修正案の賛成者の討論を行います。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は起立で行います。

まず修正案に賛成の方は起立をお願い致します。

（起立少数）

○議長（倉兼政彦君） 起立少数です。

したがって修正案は否決されました。

これから原案について採決を行います。

原案に賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（倉兼政彦君） 起立多数です。

従って、議案第37号 平成27年度美深町一般会計補正予算 第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第8 議案第38号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第38号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算 第1号を議題と致します。

これから質疑を行います。

8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 歳出では説明の中で介護保険のシステムの改修業務委託料ということで27年度改正の部分の事務処理に関わる関係についての予算だとお聞きをしております。ただ国庫の支出金、歳入でみますと介護保険システムの改修事業補助金ということで2分の1が国庫から出されるということなのですが、結局、国がこういう考え方の中でやるのかもしれません、こういった介護システムにすることによって国の補助は半分であるのだけれども市町村でこういった歳出を見た形でやらざるを得ないという状況。これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） ただいまのご質問ですけれども、おっしゃる通り今回のシステム改修にかかる補助金としましては国からの補助金が2分の1の補助ということで残りは町費ということになります。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） その通りですが、それもわかるのですが、しかしこれは27年度改正ですから必ずやらなきゃならないということで、全市町村がやることになるのか、我が町だけがこういった27年度改正の部分についてやるのか。さらにこういったことで金額的には多額でもないような気もしますが、しかしいずれにしても町費を割り当てての部分だというふうに思いますが、これらについて例えばどういったシステムの改修、端的に言うとどれだけ改善されるのか、どのように考えておられるか、これについてお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） システム改修の内容としましては、今回の改正、これは8月以降の施行という部分で法の改正がなされているものが多いのですけれども、まず大きなものとしましては一定以上の所得のある利用者に対する自己負担の引き上げという改正がございます。こちら所得金額でいいますと 160万円以上の方が1割負担から2割負担への変更という部分がございます。その他につきましては補足給付における資産等の勘案ということで具体的に言いますと預貯金等の資産もこの給付の勘案事項として

追加されてきておりますのでその部分に対するシステムの改修もございます。あと同じく補足給付における居住費の細分化ということで居住費のかかる区分としましてユニット型個室と多床室という部分で細分化されるということもございます。それと付加決定の期間の制限に対する対応ということで今年度27年の4月以降の付加分に対して過年度付加が2年間対応可能ということに変更になりますのでそれぞれの対応するシステムへの改修ということでございます。あと細かいところで行けば事業報告書ですとか報告する部分にシステムから出力される報告書等もございますが、そういう部分に対する改修も含まれております。あと全部の市町村がこのシステムに対応といいますか改修が必要かという部分に対しましてですけれども今回法改正に乗っ取って条例等改正する部分がほとんどだと思われますのでほとんどの市町村がシステムの改修を求められることになると思っております。

○議長（倉兼政彦君） 8番 諸岡君。

○8番（諸岡 勇君） 内容については大体分かった気がします。この中で内容等何種類かあるようなのですが、この給付の負担の関係で預貯金となるとこれは個人の情報をつかむというような形になるわけですが、これらについては調査をどのようにしていくのか。それから付加決定の関係では2年間ということですが2年したらまたシステムの改修が起き上がるのかどうか。これについて2点お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） まず1点目の預貯金等の勘案につきましてはいま近隣市町村との検討も入っているのですが、1つとしましては通帳等のコピーを提出いただくという事は考えられます。その部分については金融機関も多岐に渡ることもございますし非常に難しい部分もあるということですので現在ははっきりした事は申し上げられないのですけども近隣市町村等々と検討した中で進めていきたいとは思っております。過年度分の付加2年分の対応ということですけども、この具体的例で行きますと所得の構成があった場合、2年間付加を遡る場合が出てくるということに対するシステムの改修となっております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今回、特別徴収保険料が下がったことによる歳入の減額の部分と、それから今、質問がありました介護保険システム改修事業の部分と合わせて、今ほど補正予算が組まれた、議決した中で老人福祉費の中から268万6千円の新たな支出ということでこの特別会計が成り立っているのだと補正が組まれているのだと思いますが特別会計の仕組みとしてわからないので教えていたしたいのですが、あくまでも独立した前回、介護保険料の引き上げの際に町の費用は一定程度きちんと保険料率の算定の中から行くと負

担が決まっているのだと国が負担する部分、町が負担する部分それから介護保険者の対象となる1号、2号の対象者の保険料率で全体がまかなっているのだということだったので、その中に町費を改めている入れる事は難しいと言うようなことだったと思うのですが、今回このような形で町費を導入するというのはこの仕組みの中でどう理解したらいいのか教えていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 岩崎議員のご質問でございます。保険料の会計、3月の議会で町費を導入することは難しいという議論につきましては、1号被保険者、町民の65歳以上の皆様の保険料に変わる財源を導入することはできないと言うことでご説明を差し上げたところです。今回につきましては国が消費税の財源をもちまして国としても介護保険料が上がっている状況の中、低所得者のみなさんの保険料を軽減するという法の改正を行って制度化されております。それにつきましては町としても今回、第一段階の皆さんの保険料ですけども、そういったルールの中で国、道の負担金は一般会計に入ってくるのですけれどもそれを入れて保険料を軽減したいと。国の制度化に基づく繰り入れをしていくということでございますので新たな制度なものですから取り入れたいということでございます。これまででもそうですけども事務費あるいは人件費につきましては一般会計から繰り入れは従来からしているものでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは今回の補正を組むにあたっては前年度分の特別徴収保険料のマイナスの部分の差額については国から予算措置があつて補正を組んでそれを繰上げだという形で理解していいですか。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 国の負担、これは法に基づくものですが国の負担、道の負担それから町の負担も含めて繰り入れするものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。

なければ質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号について採決を行います。議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第38号 平成27年度美深町介護保険特別会計補正予算 第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第9 議案第39号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第39号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題と致します。

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了致します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第39号について採決を行います。議案第39号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第39号 平成27年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算 第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第10 議案第40号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第40号 平成27年度美深町下水道事業特別会計補正予算 第1号を議題と致します。

質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了致します。

これから討論を行いますが討論ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号について採決を行います。

議案第40号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第40号 平成27年度美深町下水道事業特別会計補正予算 第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第11 議案第41号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第41号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算第1号を議題と致します。

質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了致します。

討論を行いますが討論ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号について採決を行います。

議案第41号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って議案第41号 平成27年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算 第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第12 意見書案第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 意見書案第3号 安全・安心の医療介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書案を議題と致します。本件の提出者は齊藤君。賛成者は中野君、南君、諸岡君、和田君です。この際、提案者の齊藤君から本件の趣旨について説明をいただきます。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 意見書案 第3号の提案説明を行います。提出者は私、齊藤、賛成者は中野議員、南議員、諸岡議員、和田議員の4名でございます。安全・安心の医療介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の提出について地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により意見書を提出致します。意見書の内容に付きましては意見書案の朗読を持って説明を致します。安全・安心の医療介護の実現、医療

介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書案。平成26年成立した医療介護総合法は国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものに他なりません。医療費抑制のため病床、病院を削減し病院から地域に追い出されていた患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でというものです。ただでさえ厳しい自治体財政と医療介護従事者の人材確保困難の中で地域医療と介護を崩壊させかねないと考えます。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付をはずし全国一律の保険給付から地域毎への事業へと変容させることなどが盛りこまれております。限られた介護保険財政と人材の中でさらに自治体財政を圧迫することになります。また医療介護の現場は現在も深刻な人材不足の中、長時間過密労働で疲弊しきっております。医療介護の崩壊を食い止め、安全・安心の医療介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務です。そして診療報酬、介護報酬の改善なしには増員も賃金労働条件改善もないと言って過言ではありません。以上の趣旨から下記の事項について要望致します。

#### 記

- 1、国の公的責任を自治体、住民に転嫁する医療介護総合法の実施、具体化をしないこと。
- 2、安心・安全な医療介護を実現するため、医師、看護師、介護職員を大幅に増やすこと。
- 3、患者、利用者の自己負担を軽減し必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬、介護報酬に改善すること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣以上でございます。以上説明を申し上げて議員各位の賛同を頂きたく説明を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。質疑なしと認めます。討論を行いますが討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案 第3号について採決を致します。

意見書案 第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

従って意見書案 第3号 安心・安心の医療介護の実現、医療介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書案は原案のとおり可決し意見書を提出することと決定いたしました。

---

◎ 日程第13 意見書案第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 意見書案第4号 介護報酬の再改定を求める意見書案を議題と致します。本件の提出者は和田君、賛成者は齊藤君、中野君、南君、諸岡君です。この際、提出者の和田君から本件について説明を頂きます。

3番 和田君。

○3番（和田 健君） 意見書案 第4号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出についてご説明を申し上げます。提出者は私、和田、賛成者は齊藤議員、中野議員、南議員、諸岡議員の各議員であります。意見書案については朗読を持って替えたいと思います。介護報酬の再改定を求める意見書案。平成27年4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善プラス1.65%を除くと-4.48%の大幅なマイナス改定となりました。施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護、予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっています。全国各地では既に採算の合わない事業所の閉鎖、撤退が始まっています。地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う自体となっております。社会保障の充実を理由に消費税8%増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されません。厚生労働省は今回の大幅切り下げの理由として社会福祉法人の内部留保を上げていますが地域住民の介護を守るほとんどの介護事業所は改定前の介護報酬の中できえ内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精一杯の状況です。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ介護は儲かっているとの判断は明確な誤りです。広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく事業所の撤退が相次ぎ、訪問介護などいくつかのサービスが利用できない自治体もあります。また処遇改善加算は介護職だけを対象にしていますが介護現場には看護師、ケアマネージャ、事務職、リハビリ技師、調理職など多様な職種が働いています。看護職場全体のバランスのとれた処遇改善には、加算ではなく介護報酬自体の引き上げが必要です。国が医療介護総合法の中で介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとする中、住民の介護を守り地域の介護資源を維持させるためには介護経営の維持と確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な利用者負担によらない介護報酬の大幅プラス改定での見直しが不可欠となっています。以上の実態を踏まえ、次年度予算編成に向け誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした介護報酬の見直しが必要です。上記の趣旨から以下の事項について要望致します。

記

1、次年度予算において介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう介護報酬のマイナス改定を見直しすること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書提出致します。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣であります。議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。討論を行いますか討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案 第4号について採決を行います。

意見書案 第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。

したがって意見書案 第4号 介護報酬の再改定を求める意見書案は原案のとおり可決し、意見書を提出することと決定致しました。

---

#### ◎ 日程第14 意見書案 第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 意見書案 第5号 憲法を守り安全保障関連法案の撤回を求める意見書案を議題と致します。本件の提出者は岩崎君、賛成者は長岐君、和田君です。この際、提出者の岩崎君から本件についての説明をいただきます。

7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 意見書案 第5号を提出致します。憲法を守り安全保障関連法案の撤回を求める意見書案の提出について、地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記のように意見書を提出する。提出者は私、岩崎。賛成者は長岐議員、和田議員であります。意見書案は次のページ、別紙のとおりでございますが提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣となります。意見書案の朗読を持って替えたいと思います。憲法を守り安全保障関連法案の撤回を求める意見書案。政府は昨年7月1日に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、これに伴い今年5月14日、集団的自衛権の限定期的な行使を可能にすることなどを柱とした平和安全法省整備法国際平和支援法の安

全保障関連法案を閣議決定しました。現在国会において審議が行われている安全保障法制については、これまで禁じられていた戦闘地域への自衛隊の海外派兵を認めています。外国軍の後方支援であっても派遣先が戦闘現場になり存立危機自体に当たれば撤退はしないことから自衛隊の任務の危険性が格段に高まります。また国際平和支援法は日本が攻撃されてもいらないのに存立危機自体と政府が反対すれば参戦できるというもので、日本の経済や社会に重要な影響を与える事態と判断すれば、日本周辺にも限らず世界中で米国の戦争支援するためにいつでも自衛隊を派兵できるというものです。自衛隊が行う支援は補給、輸送、修理、整備、医療など多岐にわたり弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油、整備も可能になります。法案提出にあたり政府は砂川事件最高裁判決における必要な自衛のための措置を取り得る事は国家固有の権能の行使として当然との文言を引用していますが、本分の前には、わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、とあり、これは個別的自衛権を意味するもので集団的自衛権行使容認の根拠とは鳴らないものです。集団的自衛権は憲法が定めた専守防衛を超えたものであり6月4日の衆議院憲法審査会において与野党が推薦した3人の憲法学者は、安倍政権の憲法解釈の変更を違憲としました。世論調査でも半数を超える国民が違憲であるとし、法案の審議については大多数の国民が説明不足と認識しています。政府の1連の動きは憲法第97条の基本的人権の永久不可侵性第98条の憲法に反する法律等は無効であること。そして第99条の公務員の憲法尊重擁護義務に反していると言わざるを得ません。安倍首相が先の米国議会演説で明言したように政府は集団的自衛権行使を認める1連の法案を今国会の会期を延長してまでも、この夏に成立させようとしていますが、長い歴史の中で築き上げてきた立憲主義をないがしろにする行為と平和憲法を真意に解釈し、将来にわたり国民を不安に陥れる道を作る事は許されません。先の大戦において美深町民225人が尊い命を落とされています。美深町は平成8年7月25日平和の町宣言を行いました。以来、毎年、この日に平和記念式典を挙行し平和の誓いを新たにしています。戦後70年を迎える今もなお戦争の悲惨さを語り継ぐ美深町であるからこそ恒久平和を強く願うものであります。以上のことから以下の事項について強く要望します。

- 1、憲法第9条を遵守すること。
- 2、提出した安全保障関連法案を速やかに撤回すること。
- 3、解釈改憲による立法は行わないこと。
- 4、立憲主義に基づいた国政の進め方に立ち返ること。

以上地方自治法第99条に基づき意見書を提出致します。以上でございます。議員各位のご賛同頂けますようよろしくお願ひ致します。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了致します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第5号について採決行います。意見書案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（挙手多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。

従って意見書案第5号 憲法を守り安全保障関連法案の撤回を求める意見書案は原案のとおり可決し、意見書出することと決定致しました。

---

### ◎ 日程第15 議員派遣の件

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議員派遣の件を議題と致します。

お諮りを致します。

会議規則第122条の規定によりお手元に配布のとおり人員を派遣したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件は承認と決定を致しました。

---

### ◎ 日程第16 承認第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について閉会中の事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思いますがこのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。

従って、総務常任及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定をいたしました。

これで本定例会に付議された案件の一切が終了致しました。

これで会議を閉じます。

平成27年第2回美深町議会定例会を閉会と致します。

どうもご苦労様でした。

閉会 午後 2時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 荒川賢一

署名議員 藤原芳幸